



神奈川県

令和5年度

国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

令和4年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、コロナ禍において、本県を取り巻く社会・経済は大きく変化し、その影響は目下の医療提供体制をはじめ、くらしや産業、福祉、教育など多方面にわたり様々な課題をもたらしています。

こうした中、今後は、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくため、バランスの取れた取組がより重要になってきます。

そこで、本県では、令和4年度当初予算を県民の皆様の「いのち」と「暮らし」を守り、新しい日常を切り拓いていくための予算として編成し、新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、経済の回復に向けた支援を展開していきます。

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、県民生活に直結する事業を着実に推進していくためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和5年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年7月

神奈川県知事 高岩祐治

令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 東京一極集中の是正策について
- 3 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直しについて
- 4 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の人材派遣型の見直しについて
- 5 公金収納事務の効率化・電子化の推進
- 6 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置

II エネルギー・環境

- 1 資源循環の推進
- 2 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 3 PCB廃棄物の期間内処理の徹底
- 4 脱炭素社会の実現及び気候変動適応の推進
- 5 大気環境保全対策の推進
- 6 東京湾における貧酸素水塊対策の推進
- 7 ナラ枯れ被害対策の推進
- 8 外来生物法改正に伴う財政支援等

III 安全・安心

- 1 建築物の耐震化の促進
- 2 治水対策の推進
- 3 土砂災害防止対策事業の推進
- 4 盛土による災害の防止対策の推進
- 5 相模湾沿岸の津波・高潮対策・なぎさづくり
- 6 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 7 下水道における浸水対策の推進
- 8 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進
- 9 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 10 防災行政無線等に対する財政的な支援
- 11 市町村震度情報ネットワークシステムに対する財政的な支援
- 12 消防の広域化に対する支援の強化等
- 13 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化
- 14 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組
- 15 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 16 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し
- 17 水道施設耐震化の推進
- 18 有料道路の無料化に伴う事務の簡素化
- 19 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 20 被災地への任期付職員の派遣に対する支援
- 21 旧日本軍の危険物への適切な対応

- 22 災害対策用装備資機材の充実・強化
- 23 原子力災害に関する対策の整備
- 24 国民保護法上の避難施設の指定促進に係る支援
- 25 交通指導取締りの強化(速度違反自動取締装置の新設)
- 26 防犯カメラの整備・拡充
- 27 ネットワーク網の強化(5G回線網の整備)
- 28 サイバー人材等の処遇向上
- 29 地方消費者行政の充実強化

IV 産業・労働

- 1 就職氷河期世代の就労支援の充実
- 2 高齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実
- 3 障害者就業・生活支援センターの体制強化
- 4 小規模企業者等設備貸与事業の災害時の償還猶予及び免除の規定整備
- 5 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充
- 6 石油コンビナート地域の産業保安の取組の強化
- 7 畜産・酪農の収益力・生産基盤強化の推進
- 8 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃
- 9 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設
- 10 公契約に関する研究の推進
- 11 働き方改革の着実な推進
- 12 ワーク・ライフ・バランスの推進

V 健康・福祉

- 1 自殺対策の充実
- 2 精神科医療の充実
- 3 措置入院者等の退院後支援の充実
- 4 がん対策の推進
- 5 受動喫煙防止対策の推進
- 6 風しん対策の充実
- 7 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実
- 8 漢方診療に係る診療報酬の充実
- 9 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する補助
- 10 不妊治療に対する研究や人材育成による支援等
- 11 国民健康保険制度の安定化
- 12 救急医療体制の整備
- 13 災害時のトリアージに係る法的整備
- 14 移植医療等の充実
- 15 難病対策の推進
- 16 肝疾患対策の推進
- 17 骨粗しょう症検診受診率向上に向けた支援の強化
- 18 WHO推奨ワクチン及び予防接種の再接種の定期接種化

- 19 新型コロナウイルス感染症以外の感染症における対策の強化
- 20 筋電義手の普及に向けた支援
- 21 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 22 地域生活支援拠点等の整備・運営に対する財源措置
- 23 高齢者保健福祉サービス等の充実
- 24 介護保険制度の円滑な運営
- 25 軽度・中等度難聴児の学びの機会確保
- 26 発達障がい児者への支援の充実
- 27 自立支援給付費の国庫負担金の見直し
- 28 精神障がい者に対する鉄道運賃割引の導入
- 29 原爆被爆者二世に対する支援

VI 教育・子育て

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 2 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担
- 3 ひとり親世帯への支援の充実
- 4 教員への障がい者雇用促進に係る総合的な環境整備
- 5 SNS等を活用した相談事業の継続実施
- 6 就学援助の充実
- 7 義務教育費国庫負担金の拡充
- 8 教職員の心身の健康維持における支援の充実
- 9 働き方改革の推進をはじめとした教職員定数の充実
- 10 インクルーシブ教育の推進
- 11 特別支援学校整備の期間延長等
- 12 特別支援学校における看護師等の配置
- 13 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実
- 14 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 15 義務教育諸学校における教科用図書の研究の充実
- 16 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 17 学力向上を目的とした学校教育活動支援の充実
- 18 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充
- 19 栄養教諭等の配置基準の見直し
- 20 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充
- 21 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 22 ICTを活用した学びの推進に向けた取組の充実
- 23 公立学校の施設整備の充実
- 24 私立学校助成等の充実
- 25 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 26 高等学校等就学支援金における判定基準等の見直し
- 27 高校生等奨学給付金の拡充
- 28 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設
- 29 専門高校の施設設備の充実

- 30 国際文化交流促進費長期留学の再創設
- 31 空調光熱費等に係る国費助成制度の創設・拡充
- 32 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施
- 33 国際バカロレア認定校支援制度の創設

Ⅶ 県民生活

- 1 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 2 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 3 外国人看護師・介護福祉士への支援
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進
- 5 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 6 動物の不適正な多頭飼育の対策の推進
- 7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充
- 9 文化財の防火対策に係る補助制度の拡充
- 10 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降のホストタウンの継続的な取組への支援
- 11 国民体育大会参加者等のPCR検査費用に係る財政的支援
- 12 マイナンバー制度の円滑な運営の推進
- 13 旅券事務におけるデジタル・ガバメントの推進
- 14 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策

Ⅷ 県土・まちづくり

- 1 社会資本整備及び災害復旧事業予算の確保
- 2 インフラ分野のDX推進への支援
- 3 計画的な地籍調査事業の促進
- 4 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 5 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 6 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進
- 7 明治記念大磯邸園の整備と活用
- 8 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 9 地域交通サービスの維持・確保に向けた支援
- 10 安全・安心に利用できるみちづくりの推進
- 11 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 12 地域の交流・連携を支える路線の整備推進
- 13 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 14 計画的な市街地整備の推進
- 15 公営住宅の適正な維持・運営管理の推進
- 16 総合的な住宅政策の推進
- 17 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進
- 18 港湾整備事業の推進

【提案項目】

これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

1 提案募集方式に基づく改革の推進

(1) 地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。

(2) 過去の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、実現する方向で検討を進めること。

また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案団体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には積極的な対応を図ること。

(3) 地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など、制度の見直しを行うこと。

2 国と地方の役割分担の適正化に向けた大幅な権限移譲及び規制緩和の推進

提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

【提案理由等】

人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するためには、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようにする必要があることから、更なる事務・権限の移譲及び規制緩和を推進することが求められる。

1 令和3年度の提案募集方式では、全国の提案160件のうち147件について権限移譲等の実現・対応がされた。しかし、実現・対応となった提案の中には、検討するとされた提案や提案どおりの対応でないものも含まれる。また、提案を各検討区分に整理する時点で、対象外とされたものも多い。このため、地方分権改革を着実に進め、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むことが必要である。

また、提案募集方式は、「国・地方の税財源配分や税制改正」、「国が直接執行する事業の運用改善」等が提案の対象外とされていることなど、多くの課題があるため、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うことが必要である。

2 提案募集方式は、地方分権改革を進めるに当たって、上述のとおり課題もあることから、この制度に基づく取組だけでなく、国自らも、地方と十分に協議の上、国と地方の役割分担を適正化する観点も踏まえた事務・権限の移譲や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を推進することが必要である。

(神奈川県担当課：政策局広域連携課)

I-2 東京一極集中の是正策について

提出先 内閣府

【提案項目】

神奈川県からの人口の流出を抑制するため、東京一極集中の是正策については、その対象を東京23区に限定した施策とすること。

【提案理由等】

東京一極集中の是正の対象として、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を「東京圏」と定義しているが、神奈川県では、三浦半島地域や県西地域をはじめとして、既に人口減少が進んでいる地域があるほか、総務省統計局「人口推計」では、県全体の人口も減少に転じるなど、東京一極集中への危機感は他の地方と変わるものではない。

そうした中で、東京一極集中の是正を目的として実施されているわくわく地方生活実現政策パッケージなど、「東京圏」との一括りで、近年神奈川県からの人口の流出を促進する政策が進められている。

このような、神奈川県からの人口流出が促進される施策が実施されれば、本県の人口減少がさらに進み、本県の活力を阻喪するだけでなく、現在、政府が推し進めている地方創生に逆行することにもなりかねないため、東京一極集中是正策の対象を東京23区に限定する必要がある。

神奈川県の総人口【毎年10月1日現在】

	2019年	2020年	2021年
神奈川県	9,198,268人	9,237,337人	9,236,322人

出典「人口推計」（総務省統計局）

I-3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直しについて

提出先 内閣府

【提案項目】

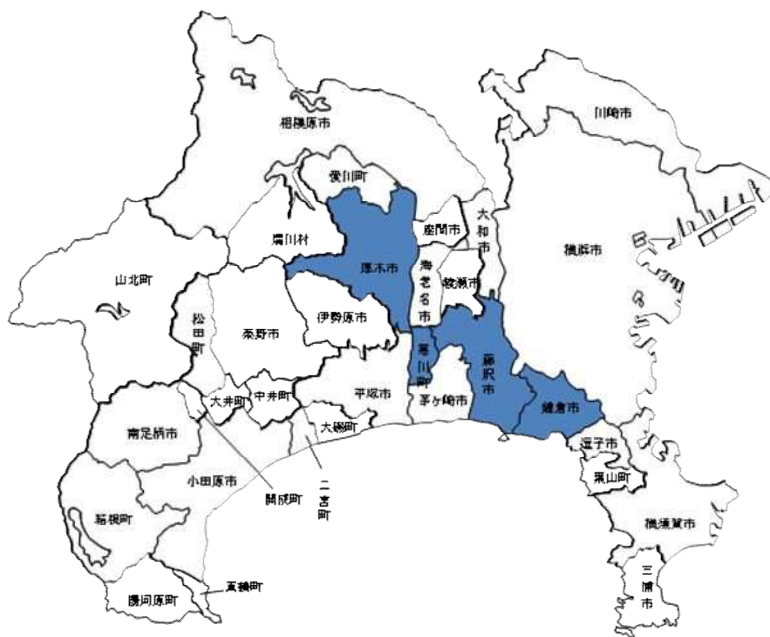
地方交付税の不交付団体も制度の対象となるよう見直しを行うこと

【提案理由等】

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、令和2年度税制改正において、要件の緩和や手続きの簡素化を行うなど、制度の改善・充実が図られたが、依然として、地方交付税の不交付団体は制度の対象外となっていることから、全国の地方自治体が、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、改善が必要である。

- 令和4年度の神奈川県内の制度対象外団体（4団体）

鎌倉市・藤沢市・厚木市・寒川町



※ 企業版ふるさと納税制度の対象団体は、前年度の地方交付税の交付・不交付により判断されるため、川崎市、海老名市及び愛川町は、令和4年度は制度対象となる。

※ 箱根町は不交付団体であるが支援対象地域所在のため、制度対象

I-4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の人材派遣型の見直しについて

提出先 内閣府

【提案項目】

企業版ふるさと納税人材派遣型については、円滑な運用を図るため、官民人事交流について国と同様の法制度を整備するなど、見直しを行うこと。

【提案理由等】

企業版ふるさと納税については、令和2年度に人材派遣型が設置されたところである。しかしながら、国においては「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により、それぞれの身分を有したまま、官民相互の人材交流が可能（官民人材交流制度）であるのに対し、地方自治体には同様の制度がなく、人材派遣型を活用して自治体が入材を受け入れる際には、派遣元の民間企業等の退職が必要となる場合があるなど、円滑な運用が困難である。

I-5 公金収納事務の効率化・電子化の推進

提出先 総務省

【提案項目】

公金収納事務について、一層の効率化・電子化を推進するため、地方税共通納税システムの利用拡大を促進する制度を創設すること。

【提案理由等】

公金収納事務については、令和元年10月から納税者がeLTAXを利用して全国の自治体に納税できる地方税共通納税システムが稼働しているが、制度開始から間もないこともあり、普及が進んでいない。

特に、個人住民税の特別徴収に係る納入については、現在も、書面・対面をベースとした銀行等における窓口収納が多くなっているが、地方税共通納税システムを利用したダイレクト納付を利用すれば納税者側は申告データを引き継いだ納税が可能となるほか、自治体側も領収済通知書の入力作業等が不要になるなど、大幅な業務の効率化が見込まれるところである。

個人住民税の特別徴収に係る給与支払報告書の提出については、令和3年1月以降、提出枚数が100枚を超える場合にeLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられた結果、利用率が大きく向上し、業務の効率化・電子化に貢献している。

公金収納事務においても、銀行等の窓口業務が縮小されている中、給与支払報告書の提出や一定の法人に係る電子申告義務化と同様に、全体に占める割合の大きい個人住民税（特別徴収分）を中心に、納税者による地方税共通納税システムの利用拡大を促進する制度を創設し、業務の効率化・電子化を進めていくことが必要。

令和2年度 収納実績比較（「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」）

（単位：千円）

	共通納税システム		窓口収納	
	件数	実績額	件数	実績額
個人市町村民税 （特別徴収）	199,996	17,763,306	7,050,104	638,682,624
法人市町村民税	16,587	8,555,897	239,938	78,559,369

（神奈川県担当課：政策局市町村課）

【提案項目】

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの全面再開には時間を要すると思われるが、落ち込んだ地域経済を回復させるためにも、インバウンド再開に向けて、地方自治体においても、外国語表記、新しい生活様式に沿った感染症対策、バリアフリー化などの受入環境整備や地域の観光資源の魅力向上に、これまでも増して取り組む必要があることから、観光促進のための財源として創設された国際観光旅客税の地方自治体への財源措置を講じること。

【提案理由等】

国際観光旅客税は、観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度予算は、前年度の約7割減となる約81億円が観光庁関係予算として計上されている。

令和4年度の国際観光旅客税充当事業について、地方自治体が事業実施主体となる「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」は廃止され、主な充当事業はインバウンドに向けた環境整備や出入国の環境整備となっている。

このうちインバウンドに向けた環境整備については、文化資源や国立公園など特定分野に限られており、地域の特性を生かした観光資源の磨き上げを行うことができないものとなっている。

そのため、地方自治体、とりわけ広域自治体である都道府県にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金などを新たに創設することにより、税収の一定割合を地方に配分することが必要である。

II-1 資源循環の推進

提出先 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

資源循環の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化等

資源の有効利用と廃棄物となった場合の適正処理については、国民、事業者、行政の連携・協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

また、古紙や金属、廃プラスチックをはじめとする外国政府の輸入禁止措置等の影響により、我が国の廃棄物処理がひっ迫することのないように、国内での循環資源の利用拡大と万全な廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

- (1) 製造・流通・排出の各段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。また、円滑な資源循環の推進に向けて、古紙については製紙会社、ペットボトルについては飲料メーカーなどの関係団体に対し、再生された資源の利用促進について指導すること。
- (2) ボタン電池及び小型充電式電池等を使用する家電製品は、回収時や処分時の安全性の観点から、消費者が電池を含むことに気づかず排出することのないよう、製品の改良等も含めて、分別しやすい商品づくりを事業者へ指導すること。
- (3) 地方公共団体の一般廃棄物処理におけるごみ収集袋にバイオプラスチック（バイオマスプラスチック、生分解性プラスチック）の導入を推進するため、安定的かつ安価で供給され、市町村の財政的負担が軽減されるよう措置を講じること。

2 容器包装リサイクル法等の見直し

- (1) 容器包装廃棄物の処理に関する役割分担は、市町村が分別収集、事業者が再商品化となっており、それぞれが費用負担しているが、分別収集の費用について、一部事業者負担とするよう法制度の見直しを行うこと。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 再商品化合理化拠出金については、市町村による適正な分別が促進されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (4) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について、より指導を強化するとともに、一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、それを回収する仕組みの構築や、それ以外の容器包装廃棄物もデポジット制度の早期導入を働きかけるなど、事業者による回収ルートの確立を図ること。

3 家電リサイクル法の見直し

- (1) 対象機器の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく、事業者の負担とする制度を確立すること。

4 小型家電リサイクルの推進

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、有効に政策目的を達するためには、多くの市町村が、法の趣旨に則して分別収集を行い、再資源化事業者を引き渡す必要がある。

市町村がこうした取組を継続的に実施するためには多くの費用を要することから、財政的な支援を行うとともに、引き続き制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

5 建設リサイクルの推進

建設汚泥は、社会インフラの整備工事に伴い、発生量の増加が見込まれるが、現在、その再資源化が義務付けられておらず、最終処分される割合が増大することが懸念されるため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加すること。

6 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

- (1) 食品ロス削減の意識の醸成に向けた国民への普及啓発を積極的に行うこと。
また、取引慣行の改善等、業界団体に対する指導を徹底すること。
- (2) 食品廃棄物の再生利用を促進するため、登録再生利用事業者が再生するたい肥等の需要拡大に向けたグリーン購入法に基づく特定調達品目の拡充を図るなど、所要の措置を講じること。
- (3) フードバンク団体への支援拡充のため、農林水産省「フードバンク活動支援事業補助金」の採択基準に定めている活動年数を緩和すること。

7 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後更に使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行うなど、有効利用に向けた措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進等に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

II-2 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 デジタル庁、経済産業省、環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) カセット式ガスボンベやリチウムイオンを内蔵する電子機器、農薬・薬品類等のように、危険性、有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の観点から、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。
また、近年利用者が増加している電動ベッド等の介護用品やマッサージチェア等の健康用品についても、業界全体での回収の仕組みの構築を促すこと。
- (2) 本県では、災害廃棄物対策について、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定し、市町村の計画策定支援や、市町村や民間事業者団体と連携した机上演習を行うなど、災害廃棄物に対する対応力向上に取り組んでいるが、県域を越えた広域的な処理について、国の主導により、国・都道府県・民間事業者の連携・協力体制を明確にした、実効性のある仕組みを構築すること。
- (3) 新型コロナウイルス等の感染症まん延時に発生量が増える廃棄物について、保管基準の緩和などの措置を検討すること。
- (4) 海底ごみ及び漂流ごみ調査を今後も継続して実施するとともに、相模湾を含め、調査範囲を拡大すること。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、引き続き必要な予算額を確保すること。
- (2) 循環型社会の推進に資する施設や施設の運転管理に必要な設備など、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備についても、全て交付対象とすること。
- (3) 廃止した焼却施設の速やかな解体を促進するため、跡地利用の有無にかかわらず、一般廃棄物処理施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。

3 不法投棄等の防止対策の推進

- (1) 不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進センター基金を拡充すること。
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準や保管基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。
また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう罰則を強化すること。
- (3) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準や保管基準に、いわゆる「野積み処分（廃棄物の占有者等の意思によりその場に放置することによる処分）」についての禁止規定を設け、基準違反に係る改善命令を可能とすること。

4 産業廃棄物処理業の申請・届出手続の電子化

法定受託事務である産業廃棄物処理業の許認可に係る申請・届出手続の電子化を推進するとともに、各地方自治体における電子化に対し、十分な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進センター基金の拡充等を図っていく必要がある。

このほか、本県では法定受託事務として、収集運搬業をはじめ、産業廃棄物処理業の許認可事務を行っているが、業界団体からデジタル庁が運営する補助金の電子申請システム（J グランツ）のような仕組みによる申請・届出手続の導入を求められているため、産業廃棄物処理業に係る全国共通の電子申請システムの構築及び地方自治体によるシステムの導入・運用に係る財政的支援が必要である。

II-3 PCB廃棄物の期間内処理の徹底

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

PCB廃棄物の期間内処理の徹底を図るため、次の措置を講じること。

- 1 低濃度PCB廃棄物処理に対する支援
低濃度PCB廃棄物においても、高濃度PCB廃棄物と同様に基金による処理費用の助成など、適正処理に向けた経済的な支援の仕組みを構築すること。
- 2 積極的な広報・啓発
低濃度PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。
- 3 PCB廃棄物処理基金の運営
環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金における運用益の使途については、中小企業等におけるPCB廃棄物の適正な処理の助成に活用し、また、執行残については適正な算出方法によって返金されること。

【提案理由等】

本県では、期間内にPCB廃棄物処理を確実にを行うため、県内事業所への周知、掘り起こし調査、県有PCBの処理に向けて取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

II-4 脱炭素社会の実現及び気候変動適応の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の強化及び気候変動適応の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 脱炭素社会の実現に向けた国民運動の強化等

脱炭素社会の実現に向けた国民運動を強化すること。地域における住民や企業に対する普及啓発活動を推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターに対し、事業者向けの普及啓発等に関する講習会の開催や専門家の派遣等の技術的支援及び財源措置を講じること。

2 地域気候変動適応センターへの支援

地域気候変動適応センターが担う「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う」機能を実効性のあるものとするため、国において十分な技術的支援及び財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策計画では、民間事業者をはじめとする様々な主体との連携が謳われており、国において国民運動や環境教育を一層推進していく必要がある。また、都道府県や市町村との連携が可能な地域地球温暖化防止活動推進センターが国民運動や環境教育の推進において重要な役割を担っている中で、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、同センターの事務に事業者向けの普及啓発等が明記された。改正法に対応し、実行性の高いものとするためには、事業者向けの普及啓発等に関する講習会の開催及び専門家の派遣等の技術的支援並びに財源措置が不可欠である。
- 2 気候変動適応法第13条に基づき設置する地域気候変動適応センターは、「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う」機能を担うが、これらの実行のためには高い専門性及び運営体制の整備等が必要であるため、国からの技術的支援及び財源措置等の支援が不可欠である。

(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

【提案項目】

大気環境について、国民の安全安心を確保するため、次の措置を講じること。

- 1 光化学オキシダントに係る効果的な対策の実施
国において、早急に光化学オキシダントの生成メカニズムを解明するとともに、効果的な対策を具体化し、実行すること。
なお、メカニズムの解明については、新型コロナウイルス感染症による事業活動の停滞等の社会的な影響が、国外からの越境大気汚染や国内起源の大気汚染を通じて与えた影響も対象とすること。
- 2 PM_{2.5}の注意喚起に係る予測精度の向上
PM_{2.5}質量自動測定機の1時間値について、メーカーへの技術支援などを通じて、精度向上を促進すること。
- 3 石綿の飛散防止対策の推進
 - (1) 建築物石綿含有建材調査者については、関係省庁と連携を図り、育成・確保を推進するとともに、当該調査者等による事前調査の実施が令和5年10月1日から義務付けられることを国民に広く周知すること。
 - (2) 本県では、大規模災害時の石綿飛散防止対策として、平時から建築物等の所有者等に石綿含有建材の使用の有無を調査する努力義務を条例で規定しており、国においても、同様の規定を大気汚染防止法に定めるとともに、その調査が促進されるよう、補助制度を創設すること。

【提案理由等】

1 本県では、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、光化学オキシダント濃度及び注意報の発令回数は横ばいで推移し、依然として改善されていない。全国的にも光化学オキシダント濃度及び注意報の発令回数は近年横ばいの傾向にあり、早急に光化学オキシダント濃度の低減につながる効果的な対策を具体化し、実行する必要がある。

光化学オキシダント（O_x）濃度と注意報発令日数の推移



2 PM2.5について、国では「注意喚起のための暫定的な指針」等に基づき、地方自治体においてPM2.5の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起などの確な情報発信を行うことを求めている。

しかし、国によるPM2.5質量自動測定値の1時間値の測定精度の検証結果によると、1時間値のばらつきの大きさは機種により異なっており、測定機器の精度向上を促進させる必要がある。

3 (1) 法改正により、令和5年10月から建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による調査が義務付けられるところ、施行までに30万人～40万人程度の育成が必要とされている。

一方、当該資格者は、令和3年10月末時点で全国約9,000人とどまっているため、資格者の人数を大幅に増やすための更なる取組が必要である。

(2) 災害時における石綿飛散防止対策を推進するため、平時から建築物等への石綿の使用の有無の把握が進むよう、令和2年6月の大気汚染防止法の改正により、国及び地方公共団体に対する責務が規定された。

そのため国は、地方公共団体の施策の実施を促進するための具体的な方策を示す必要がある。

また、災害時における石綿飛散防止対策を着実に進めるためには、建築物の所有者等による石綿の使用の有無の調査を大気汚染防止法に規定するとともに、その調査が促進されるための具体的な誘導策として、環境省は、他省庁の制度との整合を図りつつ、環境汚染を防止する観点から、補助制度を創設する必要がある。

II-6 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

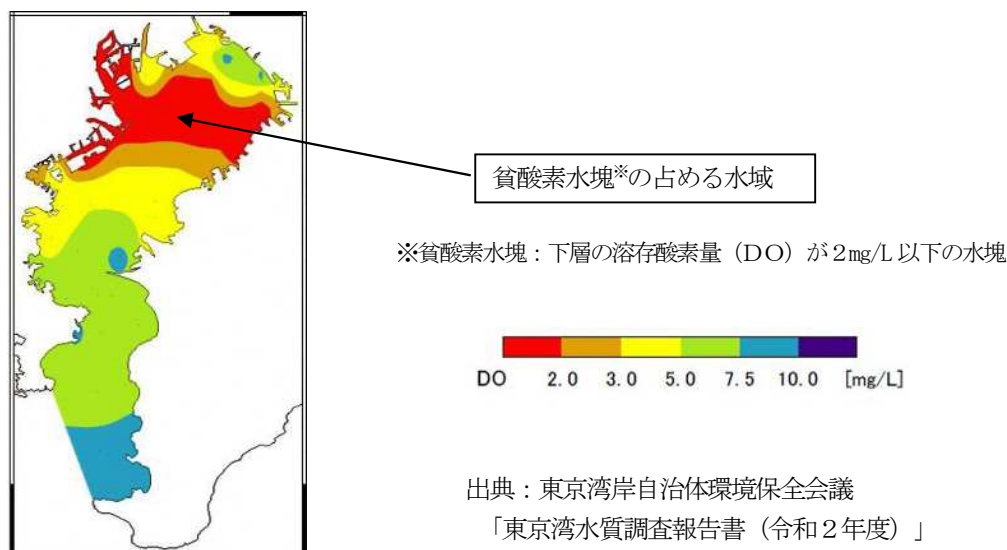
【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化
東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。
- 2 水産資源回復のための浅場造成等による漁場環境の改善
貧酸素水塊の影響等により減少した水産資源を回復するため、稚魚の生育場や産卵場となる浅場を造成するなど、国として漁場環境の改善を図ること。

【提案理由等】

- 1 東京湾では、これまで第1次から第8次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の生息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。
東京湾では、汚濁物質やそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などの有機物が蓄積することや、埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡で海水が滞留することにより、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。
また、令和3年度には、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定がなされたが、現状では環境基準達成は厳しいものと見込まれる。
そこで、国として、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討の上、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（令和2年8月）



- 2 貧酸素水塊の影響等により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場となる浅場の造成が不可欠である。

（神奈川県担当課：環境農政局大気水質課、水産課）

II-7 ナラ枯れ被害対策の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

ナラ枯れ被害について、県内で急速に被害が拡大している状況に対応するため、森林病虫害等防除事業費補助金などのナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。

【提案理由等】

本県のナラ枯れの被害発生市町村数の推移を見ると、平成29年度は5市町、平成30年度は18市町、令和元年度は21市町、令和2及び3年度は31市町村と拡大した。(31/33市町村)

被害材積(被害を受けた枯れた木の体積)の推移を見ると、令和元年度の1,195m³に比して令和2年度は約11倍の約13,000m³と急拡大し、続く令和3年度も速報値で令和2年度の約1.3倍の約17,000m³と引き続き増加している。

本県のナラ枯れの被害の特徴としては、山間部だけでなく都市域のような暮らしに密接した地域においても多く発生しており、道路や施設に隣接した箇所でも被害が確認されていることから、被害木が枯死して発生する枝折れ、幹折れによる人的・物的被害を未然に防止する取組が特に必要となっている。

こうした状況の中、国の補助金である森林病虫害等防除事業補助金は、県要望に対して、十分な額が配分されておらず、必要な対策が出来ていない状況である。

よって、ナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化する必要がある。

本県におけるナラ枯れ被害量の推移

	H29	H30	R元	R2	R3(速報値)	5か年合計
被害市町村数	5市町 (4市1町)	18市町 (14市4町)	21市町 (15市6町)	31市町村 (19市11町1村)	31市町村 (19市11町1村)	32市町村 (19市12町1村)
被害本数(本)	239	1,392	1,844	19,694	27,311	50,480
被害材積 (m ³)	239	977	1,195	13,059	16,595	32,065

【提案項目】

外来生物法改正を踏まえ、特定外来生物による被害防止及び防除について、地方公共団体による対応が可能となるよう、次の措置を講じること。

地方公共団体への財政支援や特別交付税措置の強化

令和4年5月18日に公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の一部を改正する法律」において、地方公共団体の責務規定が新設され、都道府県については、我が国に定着した特定外来生物による被害の防止のために必要な措置を講じることとされ、さらに、防除の規定についても国と同様に、「防除を行うこととする」と、義務が生ずることとなった。

このため、外来生物法改正を踏まえ、地方公共団体の責務となった定着した特定外来生物に対する必要な措置（防除以外も含む）が実施できるよう、財政支援や特別交付税措置を強化すること。

【提案理由等】

外来生物法の改正では、「我が国に定着した特定外来生物に対する被害の防止に必要な措置を講ずること」が地方公共団体の責務とされ、加えて、防除を行うことが都道府県の義務となった。

外来生物の防除は、一般的に定着が進むにつれて根絶までに要する期間が長期化し、対策に係る費用や労力等のコストが大きくなる。

そのため、国は、外来生物法の改正を踏まえ、地方公共団体が長期間継続的に防除を行うための人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じる必要がある。

Ⅲ-1 建築物の耐震化の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化には、多額の費用を要し、所有者の理解を得ながら進める必要があることから、民間建築物の耐震化を着実に促進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助を継続し、必要な財源を確保すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

2013（平成25）年11月に耐震改修促進法（以下「法」という。）が改正され、不特定多数や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの民間建築物の耐震化の促進に取り組み、緊急輸送道路の沿道建築物については、九都県市とも連携し耐震化の普及啓発等の取組を進めているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要することや、規模・用途が様々な建築物があり所有者のやむを得ない事情により耐震化が進みにくい状況にある。

こうしたなか、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、2025（令和7）年を目途に耐震性のないものを概ね解消するとの目標を掲げているが、国の補助制度である地域防災拠点建築物整備緊急促進事業については2023（令和5）年度までとされていることから、2025（令和7）年まで継続して財源を確保することが必要である。

Ⅲ-2 治水対策の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

「流域治水」の取組を推進するには、まずは、河川整備等の事前防災対策の加速化が必要であり、ハード・ソフト一体となった治水対策の推進や、河川の適切な維持管理などのため、次の措置を講じること。

1 都市河川の整備推進

- (1) 本県の都市部には、多くの人口と資産が集積しているにもかかわらず、河川の整備水準が低いことから、河道や遊水地などの整備を強力に推進し、浸水被害の防止を図ることが喫緊の課題であるため、十分な予算措置を講じること。
- (2) 遊水地整備や鉄道橋架替えなどの大規模事業を計画的に推進できるよう、大規模特定河川事業の十分な予算措置を講じること。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 水位等の観測体制の充実

迅速かつ円滑な避難や、よりの確な水防活動の実施に向けて、本県及び市町村における水位計や河川監視カメラ等による情報提供を充実するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を講じること。

4 河川の適切な維持管理の推進

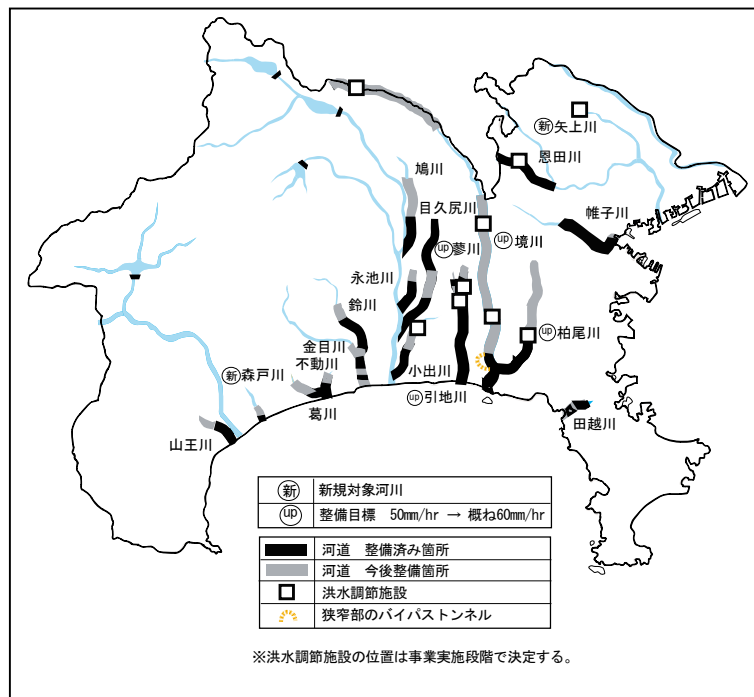
- (1) 現況の流下断面を確保するため、堆積土砂の撤去や樹木伐採が十分に行えるよう、継続的な財政措置を講じること。
- (2) ダム・水門など河川管理施設の計画的な維持管理を推進するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を講じること。

【提案理由等】

- (1) 本県では、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるが、河道整備はもとより、河道の拡幅が困難な場合が多い都市河川では、遊水地や地下調節池などの整備を一層推進する必要があることから、十分な予算措置が必要である。
また、流域治水の取組や、特定都市河川等における総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が取り組む雨水流出抑制対策等について、十分な予算措置と対象範囲の拡充が必要である。
 - (2) 県内は交通網が発達していることから、河道整備に当たっては多くの鉄道橋や道路橋の架け替えが必要であり、遊水地や地下調節池などの整備も含め、計画的かつ集中的に取り組む必要がある大規模特定河川事業の十分な予算措置が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口及び資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。

- 3 本県では、浸水被害を軽減するソフト対策を充実強化するため、水位観測施設や河川監視カメラ等の増設に取り組んでいるが、計画的な整備を進めるには、十分な予算措置が必要である。
- また、準用河川など市町村管理河川でも、観測体制を充実させるため、交付対象範囲の拡充が必要である。
- 4 (1) 現状の河川が有する治水機能を最大限に発揮させるためには、河床変動の状況に応じて、堆積土砂や繁茂した樹木を適時的確に除去することなどにより、河道流下断面を確保することが不可欠である。
- この取組については、国においては「緊急浚渫推進事業債」の創設により支援しているが、令和6年度までの時限措置であり、適切に維持管理するためには、継続した財政措置が必要である。
- (2) 河川管理施設（ダム、堤防、堰、水門等）の計画的な維持管理を推進するためには、点検、修繕、更新等、継続的に多額の費用を要することから、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充が必要である。

<都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）対象河川等>



<近年の出水状況>



平成 26 年台風第 18 号
柏尾川（横浜市栄区）



平成 19 年台風第 9 号
相模川（平塚市）国直轄管理区間

【提案項目】

近年、激甚化・頻発化するがけ崩れや土石流などの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、土砂災害防止対策を強力に推進していく必要があることから、次の措置を講じること。

1 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

都市部の住宅地周辺に多くのがけ地を抱える本県においては、急傾斜地の施設整備を重点的に推進するため、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を緩和するなど、制度拡充を図ること。

2 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を強力に推進するため、施設の整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための長寿命化対策に係る予算についても、十分な措置を講じること。

3 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、基礎調査が完了した後も土砂災害警戒区域等の抽出精度の向上や宅地開発等を踏まえた計画的な見直しが確実にできるような十分な予算措置を講じること。あわせて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を嵩上げすること。

【提案理由等】

近年、気候変動等の影響によって、がけ崩れや土石流などによる土砂災害が激甚化・頻発化している。

1 人口・資産・交通網などが集積し、居住エリアに多くのがけ地が隣接している本県では、ひとたび発災すると被害の影響が大きく、がけ崩れから県民のいのちを守る対策が重要な取組となっている。

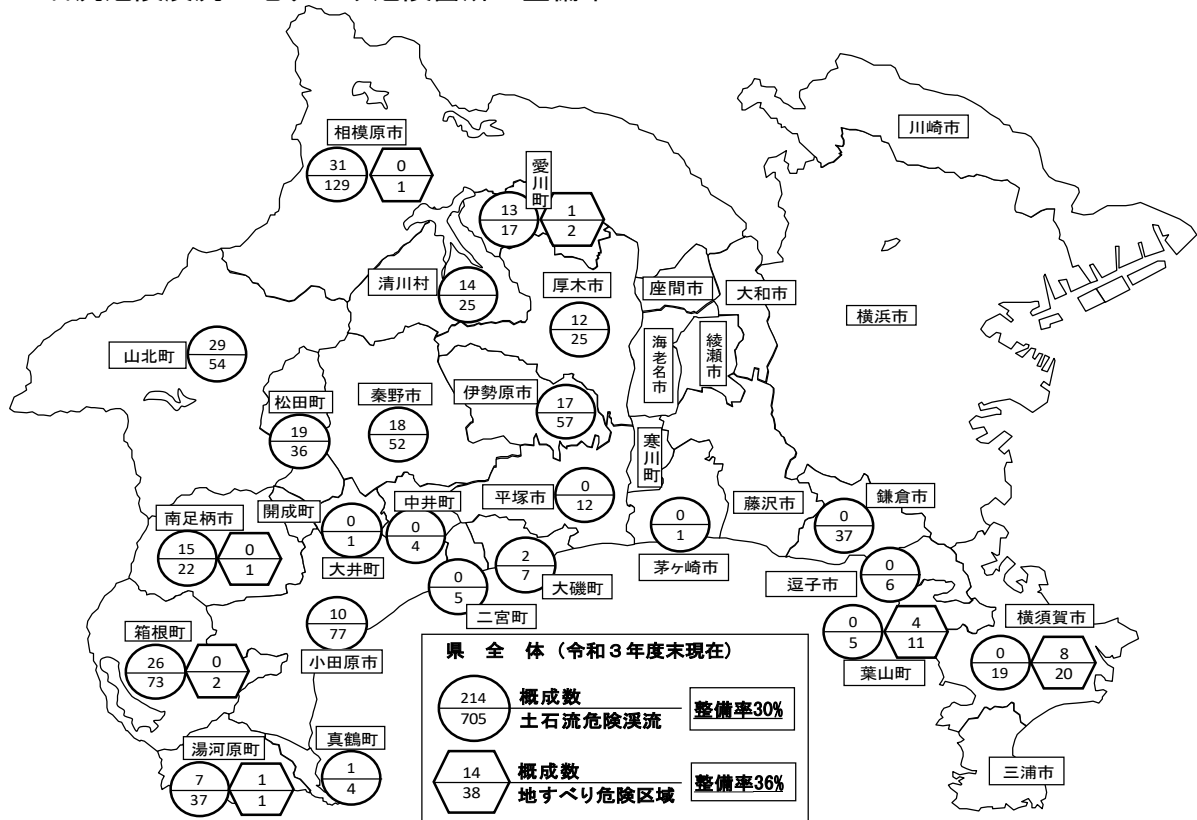
特に、交付金の採択基準を満たさない高さ10m未満等のがけ地については、多くの箇所が完成するまでに長い期間を要することが現状であり、重点的に取組を加速化させるため、急傾斜地崩壊対策事業のがけの高さの採択基準を緩和するなど、制度を拡充する必要がある。

2 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、近年の激甚化・頻発化する土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の更なる推進が必要である。

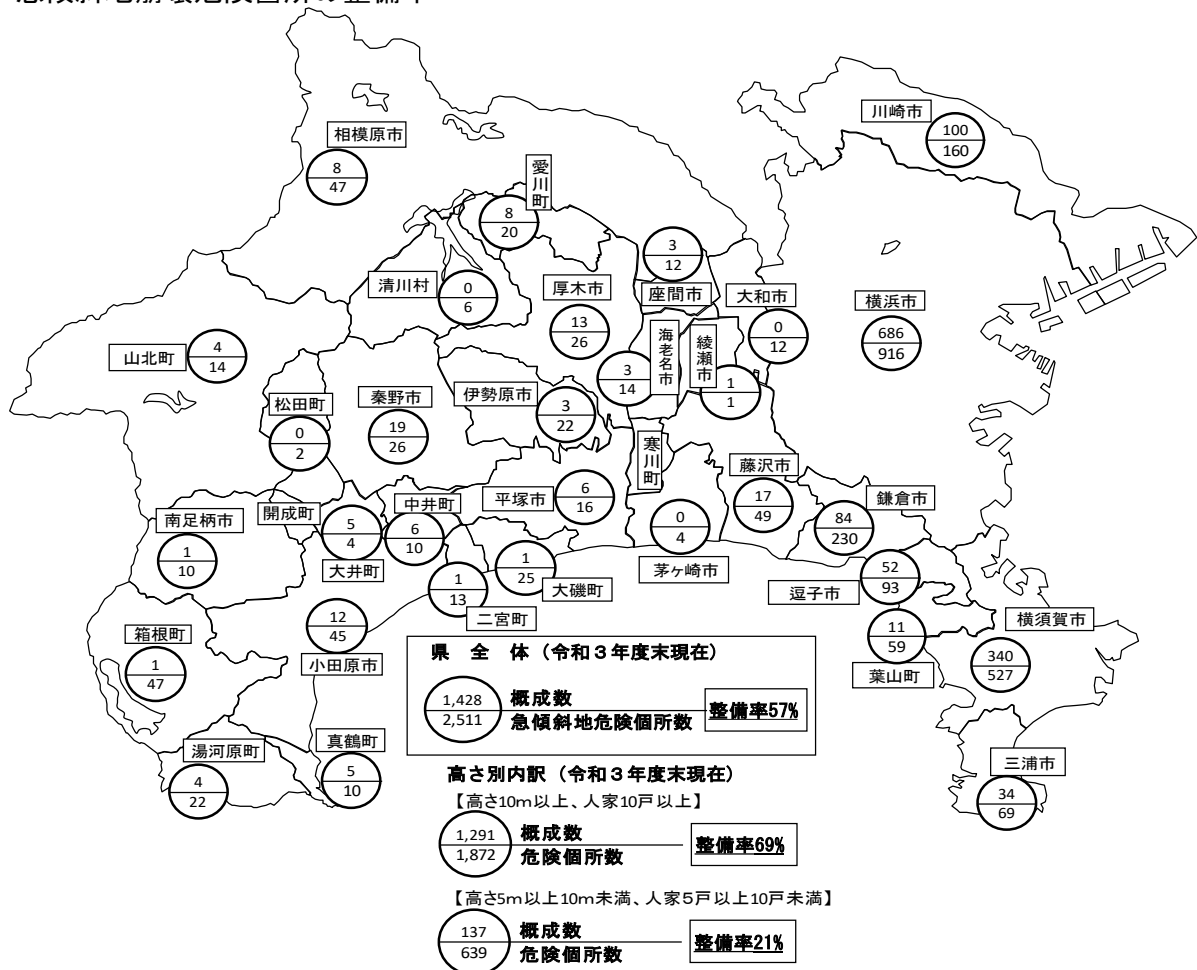
また、整備した施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。

3 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、都道府県の財政状況も厳しい中、基礎調査が完了した後も、リスク情報の更なる充実を図るため、土砂災害警戒区域等の抽出精度の向上や宅地開発などを踏まえた計画的な見直しが必要であることから、十分な予算措置を講じるとともに、国費率を1/3から1/2に嵩上げするなどの支援が必要である。

土石流危険渓流・地すべり危険箇所の整備率



急傾斜地崩壊危険箇所の整備率



Ⅲ-4 盛土による災害の防止対策の推進

提出先 農林水産省、国土交通省

【提案項目】

熱海市で発生した土石流災害を背景として、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が成立し、公布後1年以内に施行されることとなった。本法律を実効性のある制度として機能させるためには、都道府県等による、盛土の安全性を確保するための対策を速やかに実施する必要がある。そのためには、十分な予算措置など国による支援が必要であることから、次の措置を講じること。

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する速やかな情報提供
- 2 国による衛星画像の解析結果等の定期的（最低5年に1度）な情報提供
- 3 基礎調査に対する十分な予算措置

【提案理由等】

「宅地造成及び特定盛土等規制法」が成立し、公布後1年以内に施行されることとなっており、それに基づき、県等では盛土規制を行うこととなる。

- 1 法令の運用にあたっては、庁内体制の整備、土砂条例の改正、市町村との連携や調整などの準備が必要であるため、必要な情報の速やかな提供が必要である。
- 2 規制区域の設定には基礎調査が必須であり、おおむね5年に1度、調査をすることとされている。都道府県等の負担の軽減・事務の効率化の観点から、国による衛星画像の解析・測量結果について、定期的（最低5年に1度）な情報提供が必要である。
- 3 基礎調査の実施にあたっては、都道府県の財政状況が厳しい中では、十分な予算措置を講じるとともに、国費率を1/3から1/2に嵩上げするなどの支援が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局砂防課、建築指導課)

Ⅲ-5 相模湾沿岸の津波・高潮対策・なぎさづくり

提出先 国土交通省

【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波・高潮対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波・高潮対策の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設の整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、十分な措置を講じること。

また、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤のかさ上げによる整備が困難な場所においても、施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり（海岸侵食対策）の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり（海岸侵食対策）を推進するため、十分な予算措置を講じること。

また、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の加速化

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入などにより砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を加速化すること。

【提案理由等】

1 本県の沿岸は、人家が集中している地域が多く、ひとたび津波や高潮が発生すると、被害が甚大になる恐れがある。しかし、津波や高潮に対する海岸保全施設の整備率は約6割と依然として低く、津波や高潮から後背地を防護するためには、施設整備を積極的に推進する必要がある。また、施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。

また、海岸利用が盛んな地域において、防潮堤のかさ上げによる整備が困難な場所について、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。

2 本県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進にあたっては、十分な予算措置が必要である。

また、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が不可欠である。

3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として海岸保全施設の整備に取り組んでいるが、地元からも一刻も早い砂浜の回復が求められており、事業を加速化して、推進する必要がある。

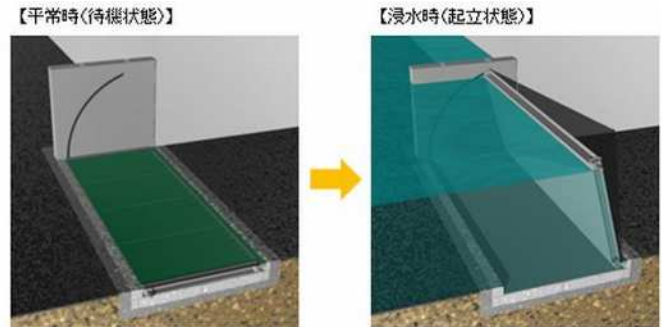
◇ 津波対策の推進

・津波避難タワーの設置（これまでの取組）



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

・新技術事例



常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。

（例：国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」）

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



平成19年4月（養浜直後）

養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進



令和4年3月（養浜後）

養浜した砂により海岸線が前進

◇ 西湘海岸の保全対策の促進

事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町

事業内容：海岸保全施設整備

岩盤型潜水突堤 6基

砂礫養浜 約36万 m^3

洗掘防護施設 約2km

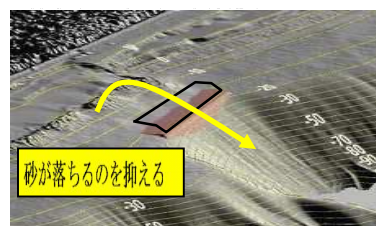
沿岸漂砂礫流失抑制施設 約1km

全体事業費：約181億円

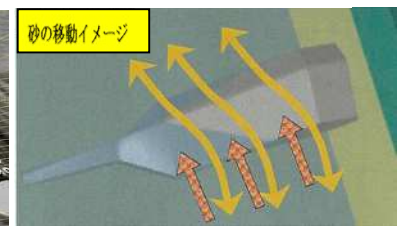
事業期間：H26～R13

令和4年度事業内容：岩盤型潜水突堤等

沿岸漂砂礫流失抑制施設イメージ



潜水突堤イメージ



（神奈川県担当課：県土整備局河港課）

Ⅲ-6 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国において総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 市街地整備事業の推進

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等に対する十分な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備の推進

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して十分な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策の推進

道路の防災・減災対策を推進し、地震などの大規模災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の整備、無電柱化の推進及び道路施設の老朽化対策に係る事業について、本県及び市町村への十分な予算措置を講じること。

4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等の推進

地震などの大規模災害による水災害や土砂災害に対する安全性を高めるため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る十分な予算措置を講じること。

5 海岸保全施設等の整備の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して十分な予算措置を講じること。

6 下水道施設の地震・津波対策の推進

ライフラインの安全性を強化するため、下水道施設の地震・津波対策に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

首都直下地震などの地震から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局総務室)

Ⅲ-7 下水道における浸水対策の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

近年、激甚化・頻発化している豪雨による浸水被害を踏まえ、下水道における浸水対策について一層の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 内水浸水対策の推進

- (1) 内水による浸水被害を防止するため、雨水管きよや雨水貯留施設などのハード対策について、十分な予算措置を講じること。また、整備を促進するため、交付対象範囲を広げるなど、制度拡充を図ること。
- (2) 内水による浸水被害を最小化するため、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップ作成などのソフト対策について、十分な予算措置を講じること。

2 下水道施設の耐水化の推進

下水道施設は、集中豪雨等による浸水時においても、下水道機能を確保する必要があることから、下水道施設の耐水化について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 内水浸水対策の推進

(1) ハード対策

近年、全国各地で時間雨量 50 ミリメートルを超えるような集中豪雨が増加傾向にあり、内水による浸水被害の発生リスクが増大している。このような中、令和元年東日本台風では、県内において、河川水が逆流する「バックウォーター現象」の影響による浸水被害や、内水による浸水被害が発生しており、早急な雨水施設整備が求められるが、これらのハード対策には多大な費用を要することから、国による十分な予算措置が必要である。

令和3年度に、内水浸水対策の促進のため、雨水管きよ整備の交付対象範囲が市を対象に一部拡充されたが、町村も対象とするなど、更なる拡充が必要である。

(2) ソフト対策

内水による浸水被害を最小化するためには、ハード対策に加え、内水浸水が想定される際に迅速かつ円滑に避難ができるよう、住民に対し事前に情報を周知することが極めて重要である。令和3年の水防法改正では、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域の指定が必要となる対象排水施設が大幅に拡大したことから、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成や見直しといったソフト対策に対し、国による十分な予算措置が必要である。

2 下水道施設の耐水化の推進

重要なライフラインである下水道は、集中豪雨等による浸水被害が発生した際にも、継続して下水道機能を確保することが重要である。令和元年東日本台風では、全国各地で処理場やポンプ場などの下水道施設が浸水し、機能が一時停止するなど、地域生活などに大きな影響を及ぼした。このような被害を防止するためには、下水道施設の耐水化を図ることが重要であるが、対策には多大な費用を要することから、国による十分な予算措置が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局下水道課)

Ⅲ-8 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

鉄道利用者の安全確保と利便性向上を促進するために、次の措置を講じること。

- 1 鉄道駅のバリアフリー化及び鉄道施設の老朽化対策等に対する支援
鉄道駅におけるホームドアなどのバリアフリー化のため、ハード・ソフト両面から鉄道事業者の積極的な取組を促進するとともに、確実な予算措置を講じること。
また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国庫補助率の引上げなど、国による支援の拡大を図るとともに、確実な予算措置を講じること。
- 2 交通系 I Cカードの利用環境の改善に向けた支援
鉄道の利便性向上のため、交通系 I Cカードについて、利用エリアをまたいだ使用が可能となるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 これまでも鉄道駅におけるバリアフリー化については、ハード・ソフト両面から、各種検討や取組が行われているが、令和2年度に改定された移動円滑化の促進に関する基本方針では、今後、更なるホームドア整備の加速化を目指すものとされたところである。
ホームにおける安全性の飛躍的な向上が期待されるホームドアの設置促進を図るため、引き続き国は、新技術の活用や低コスト化などの研究開発を行う必要がある。
国では、バリアフリー化を加速させるため、令和3年度に鉄道駅バリアフリー料金制度を創設したところであるが、この制度の活用を表明している鉄道事業者の路線において計画に含まれない区間が存在するため、鉄道事業者に対しホームドア整備事業等の確実な予算措置を講じる必要がある。
また、地方自治体等の財政負担の軽減を図りつつ、鉄道施設の計画的な老朽化対策や耐震対策を推進するため、鉄道事業者に対する補助事業について、国の補助率引上げなどとともに、確実な予算措置を講じる必要がある。
- 2 J R御殿場線は、平成31年3月に全駅での交通系 I Cカード（TOICA）の利用が可能となり、さらに令和3年3月からは、在来線 I C定期券による S u i c a エリアとのまたがり利用が開始されるなど、段階的な利用環境改善が図られているが、さらなる対象拡大に向けて、国としても検討を行うなど、引き続き積極的な支援が必要である。

Ⅲ-9 防災情報等の伝達手段の充実強化

提出先 気象庁

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 視覚を利用した伝達手段の周知・普及に必要な支援
令和2年2月の報告書を踏まえ、視覚を利用した伝達手段を周知・普及するために必要な財政措置を講じること。
- 2 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨、線状降水帯による豪雨などに適切に対応できるよう、気象予報の精度向上を図るとともに、これらに関わる防災気象情報の意味やとるべき行動などについて、住民へのわかりやすい普及啓発に努めること。併せて、こうした情報が住民に確実に伝わるよう、伝達手段の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 「津波警報等の視覚による伝達のあり方（報告書）令和2年2月」により、津波警報等の伝達に用いることが望ましい旗について、色彩が赤と白の格子模様であることや、形は四角形とすることなどが報告された。また、報告書では「気象庁は速やかに気象業務法施行規則等の改正し、定めた視覚による伝達手段の周知・普及に努める必要がある」とされ、同年6月に施行規則が改正され、伝達手段に旗を用いることが追加された。今後、津波警報等の視覚による伝達を全国に周知・普及させる取組を推進するための財政措置が必要である。
- 2 近年、竜巻やゲリラ豪雨、線状降水帯による豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。これらの災害については、竜巻注意情報の発表やナウキャストにより、注意喚起を図っている。本年6月から線状降水帯予測の発表が開始されるが、引き続き被害の軽減を図るため、更に気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、わかりやすい言葉での丁寧な情報発信に努めるとともに、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

Ⅲ-10 防災行政無線等に対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

災害時の情報伝達手段として重要な防災行政無線等の設備更新に対し、緊急防災・減災事業債の恒久化や新たな補助制度の創設等により財政措置を充実すること。

【提案理由等】

県、市町村、消防、国機関及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線等の機能を維持するには、施設、設備、システム等のライフサイクルに併せた適切な機器等の整備・更新に多額の費用が必要であり、県及び市町村の財政負担となっている。

また、国から早期にアナログ方式からデジタル方式への移行が求められている市町村防災行政無線は、今後、多数の市町村で設備更新の必要に迫られ、多額の財政負担が共通の課題となる。

そのため、令和7年度まで延長されている緊急防災・減災事業債の恒久化や、新たな補助制度の創設等による財政措置の充実が必要である。

Ⅲ-11 市町村震度情報ネットワークシステムに対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村が独自に整備・運用している震度情報ネットワークシステムの更新について、都道府県と同様の国庫補助制度の創設や防災対策事業債の交付税算入率の引き上げ等により財政措置を充実すること。

【提案理由等】

各都道府県では、地震発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、県内各地に配置する震度計を結ぶ震度情報ネットワークシステムを整備・運用している。これとは別に県内4市では、独自の震度情報ネットワークシステムを整備・運用しているところである。

都道府県に対しては、令和3年度補正予算で「防災情報通信設備整備費補助金」による財政措置がされたところだが、市町村はこの補助金の交付対象外である。当該市の震度情報ネットワークシステムも、都道府県と同様に耐用年数を迎えているが、更新に多額の費用を要するため、防災対策事業債を適用しても市町村の費用負担は大きい。

そのため、更なる財政負担軽減のため、都道府県と同様の国庫補助制度の創設や、防災対策事業債（起債率 75%）の現行の交付税算入率（30%）の引き上げ等による財政措置の充実が必要である。

Ⅲ-12 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減する財政措置の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、市町村消防の広域化の期限を令和6年4月1日とし、有利な起債を中心とした財政支援を示しており、消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備について、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象となり、初期投資経費の一部の負担軽減が実現された。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではない。

広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、更新・維持管理経費の負担が広域化を妨げている。初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にもインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、地方自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、負担が大きい消防常備化あるいは管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費及び人件費に対する財政措置が必要である。

Ⅲ-13 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先 消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊、新たな消防車両・資機材等の配備及び庁舎整備に関する財政措置を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直しにより、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

平成27年3月に全線開通した、さがみ縦貫道路（自動車専用道路）や、平成29年度に県内で供用が開始された新東名高速道路（高速自動車国道）では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境の下での救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備、それらに対応するための庁舎整備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分ではなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局消防保安課)

Ⅲ-14 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組

提出先 消防庁

【提案項目】

色覚異常者であっても支障なく消防業務に従事できるよう、消防資機材について、カラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示すこと。

【提案理由等】

平成 13 年の労働安全衛生規則の改正により、雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付けが廃止された趣旨を踏まえ、消防本部においては、色覚異常者であっても、消防業務に支障なく従事できるよう、識別が可能な消防資機材の導入を進めていくことが求められる。

大規模災害時等に、複数の消防本部が同じ災害現場で活動することを考慮すると、すべての消防本部が同じ方針による取組が望ましいことから、国においてカラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示す必要がある。

※ カラーユニバーサルデザイン

人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方

(「NPO法人カラーユニバーサルデザイン推進機構」HPより)

Ⅲ-15 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置などを実施すること。

【提案理由等】

平成25年12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が公布・施行され、国及び地方自治体は、消防団の装備の改善や消防団への加入の促進等の措置を講じることが規定された。

- 1 市町村においては、同法の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できていない。また、平成30年度第2次補正予算から消防団設備整備費補助金の創設がなされているものの、その補助対象設備は「消防団の装備の基準」に掲げる装備の一部であり、十分な財政支援とはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の実施、入札の優遇措置、PRの強化などを、国の施策として取り組む必要がある。

Ⅲ-16 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し

提出先 消防庁

【提案項目】

消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部について、市町村の実態に即したものとするため、見直しを実施すること。

【提案理由等】

当該補助金の交付要綱において、高機能消防指令センター総合整備事業は、「別表第5に掲げる装置及び数量の全部又は一部をもって構成される」と記載されている一方、配分方針では個別に装置を整備する場合は原則配分しないことが示されている。

市町村の実態としては、各装置の保守期間や対応年数が異なること等の理由から、総合的に勘案して、装置を個別又は一部、整備することがある。

高機能消防指令センターの整備は、住民の生命と財産を守るための喫緊の課題となることから、当該補助金に関する配分方針を実態に即したものとするため、見直す必要がある。

Ⅲ-17 水道施設耐震化の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

県内に大規模な被害を及ぼす「都心南部直下地震」（発生確率は30年間で70%）等に備え、ライフラインである水道施設について、耐震化をより促進するため、早急に緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準を緩和するとともに、確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、水道事業者にとって重要な課題となっている。

地震などの災害対策のための交付金制度の採択基準に、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であること、家庭用水道料金が全国平均以上であることなどが設定されている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、自己財源のみによる対応となるため、耐震化が十分ではない。

特に経営基盤が脆弱な水道事業者に対して、耐震化の促進を図る確実な財源措置を講じるためには、資本単価要件、家庭用水道料金の要件の緩和や補助率の引き上げなど、水道事業者の現状に即した拡充をするとともに、国庫補助等に係る必要な財源を確保する必要がある。

Ⅲ-18 有料道路の無料化に伴う事務の簡素化

提出先 国土交通省

【提案項目】

災害発生時における有料道路の無料化手続きについて、簡素化のための措置を講じること。

【提案理由等】

災害発生時、被災地への救援物資や人員の運送、ボランティアの移動に伴い、交通量が著しく増加するが、現状、有料道路の無料化手続きにかかる業務は煩雑であることから、応急活動対策や復旧・復興対策に支障が生じないよう簡素化のための措置を講じる必要がある。

Ⅲ-19 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

1 支援対象の公平化

複数の支援制度があることから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度となるよう見直すこと。

特に被災者生活再建支援法に基づく救済については、適用された市町村がある都道府県内の他の市町村においても、同一の支援が行われるよう所要の措置を講じること。

2 支援金の拡大

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の増額を行うこと。

3 共済制度の創設

住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、防災安全交付金など複数の支援制度があり、対象となる災害により適用が異なる実態もあることから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度設計を行う必要がある。

特に、被災者生活再建支援法に基づく救済については、法が適用される市町村がある一方で、同一の災害でも全壊世帯が少ないと適用されない市町村が生じる制度となっている。

現在、本県では、法が適用されない市町村に、県独自に同様の支援を行っているが、同法が適用されるような大規模災害では、県外も含め居住地域に関わらず、同制度による同一の救済がなされることが望ましい。

- 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額補償とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

- 自 助** . . . 住宅ローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化)
- 共 助** . . . 共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。
- 公 助** . . . 被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化)

Ⅲ-20 被災地への任期付職員の派遣に対する支援

提出先 復興庁、総務省

【提案項目】

東日本大震災の被災地に任期付職員を派遣するに当たり、次の措置を講じること。

- 1 被災地のニーズの取りまとめや募集を実施する地方自治体への割当てなど、国において、所要の調整を被災地との間で行うこと。
- 2 広報や派遣後のフォローアップ等の必要な事務費等について、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災の被災地では、復興に従事する行政職員が大幅に不足しており、本県でも任期付職員を募集し、被災地に派遣している。

募集に当たっては、被災県と具体的な分野や人数を調整しているが、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況である。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災地と派遣内容等の調整を行うことにより、被災県の負担も大きくなる。

こうしたことから、国が窓口となり、被災地のニーズを取りまとめ、募集を行う地方自治体に割り振るなど、所要の調整を行う必要がある。

また、任期付職員の募集に当たっての広報や派遣職員の労務管理に必要な事務費は、派遣を行う地方自治体の負担となっており、国において必要な財政措置を講じる必要がある。

Ⅲ-21 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣官房、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関係する主なもの）

寒川町には相模海軍工廠が存在し、毒ガスが生産されていた。終戦時には、毒ガス弾等が保有されていたが、米軍の指揮により海中に投棄処分された。平成14年9月には、工廠跡地内の道路工事現場において、不審な瓶数本が発見され、作業員が発疹・かぶれ等を発症する被災事故が発生した。



平塚市には、相模海軍工廠平塚化学実験部が存在した。工廠跡地では、毒ガス弾等の発見事案が複数あり、平成15年4月には平塚第2合同庁舎建設現場で球形の瓶が発見されたとともに、作業員が頭重感を訴え入院した。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

Ⅲ-22 災害対策用装備資機材の充実・強化

提出先 警察庁

【提案項目】

近年、台風や局地的豪雨による風水害が増加傾向にあり、全国各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の発生が懸念されることなどから、大規模災害等の発生に備え災害対策用装備資機材の充実・強化を図ること。

【提案理由等】

近年、台風や局地的豪雨による風水害が増加傾向にあり、全国各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生も懸念されるほか、火山対策についても継続的に取り組む必要がある。

当県警察は、県内外を問わず被災地に部隊を派遣し、被災者の捜索・救出救助活動等に従事しているが、機動隊を始め各所属における災害対策用装備資機材は種類及び数量とも十分とは言えない。近年、小型バックホウ（令和2年度）、災害対策用ドローン（令和3年度）が配備されているが、今後も大規模災害が発生した際の迅速かつ的確な対応を行うため、災害対策用装備資機材の更なる充実・強化を求めるものである。

Ⅲ-23 原子力災害に関する対策の整備

提出先 原子力規制庁

【提案項目】

原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策のため、次の措置を講じること。

- 1 放射性廃棄物の処理方針を明確にすること。
- 2 モニタリングポストを中心とした放射線モニタリング体制を確保すること。
- 3 神奈川県内の原子力規制事務所に上席放射線防災専門官を配置すること。

【提案理由等】

- 1 現在、原子力発電所以外の原子力事業所について、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関して、処理の仕組みが定められていない。その特殊性と高い専門性から国の責任の下で統一的に定める必要がある。
- 2 現在、原子力施設のUPZ外を含めた周辺地域に設置しているモニタリングポストによる放射線の常時監視は、立地地域全体の安全安心の確保のために重要であるため、その体制確保が必要である。
- 3 平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時には迅速に緊急時モニタリングセンターを立ち上げて、確実に緊急時モニタリングを実施できるよう、本県において未配置である上席放射線防災専門官を配置し、体制の強化、充実を図る必要がある。

Ⅲ-24 国民保護法上の避難施設の指定促進に係る支援

提出先 内閣官房、消防庁

【提案項目】

緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、都道府県による民間施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。

さらに、施設管理者に負担が生じないように、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

併せて、避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討のうえ明示すること。

【提案理由等】

避難施設の指定を進めるに当たっては、公共施設はもとより、民間施設の指定が重要である。しかしながら、指定には、合意が必要なことから、合意が得やすい、公的施設の指定に留まりがちで、県として施設の指定が進んでいない現状がある。そのため、国有施設を積極的に開放するとともに、国において、国が推奨する地下街、地下駅舎などに加え、民間が所有する地下駐車場等の堅ろう施設、地下施設などの指定を広く働きかけ、人口に対するカバー率を上げていく必要がある。

また、民間施設の指定に際し、避難者を受け入れた際に、施設の運営方法や、事故等で損害が発生した場合の責任、補償などへの懸念があるため、この懸念を解消していく必要がある。

加えて、緊急一時避難施設については、備蓄や長期化した場合の運営など、課題も少なくないため、国に統一的な対応の考え方を求める必要がある。

Ⅲ-25 交通指導取締りの強化（速度違反自動取締装置の新設）

提出先 警察庁

【提案項目】

交通秩序を維持し、事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、速度違反自動取締装置を新設して高速度で走行する悪質違反者を安全かつ効果的に検挙し、高速道路における交通事故抑止及び秩序ある交通流を確保するための財源措置を講じること。

【提案理由等】

高速道路において、著しい高速度で走行する悪質違反者の検挙及び交通事故を抑止するため、パトカーによる取締りに加え、速度違反自動取締装置を使用した交通取締りを実施している。

県内の高速道路における過去5年間の交通事故死傷者数は減少傾向にあり、速度違反自動取締装置は一定の抑止効果を見せている。

しかし、首都高速横浜北線、横浜北西線の開通、新東名高速道路の延伸等、高速道路の利便性の向上により交通事故の増加が懸念される。

特に新東名高速道路については、当県では最高速度規制100km/hのところ、隣接する静岡県では2020年12月から御殿場JCT - 浜松いなさJCT間の最高速度規制は120km/hとプラス20km/h引き上げられており、隣接する当県についても最高速度規制120km/hと勘違いして走行する車両の存在が懸念されるところであり、交通事故の増加のみならず、同車両の速度超過違反をパトカーで追跡して取り締まる警察官にも危険が及ぶ可能性がある。

そこで、速度超過等による交通事故防止対策として、速度抑制効果が期待できる速度違反自動取締装置を使用した交通取締りに加え、取締り場所を複数選定することができる半固定式速度違反自動取締装置を設置するための財源措置を提案するものである。

高速道路における過去5年間の死傷者数の推移

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
1,113人	1,096人	1,029人	710人	748人

Ⅲ-26 防犯カメラの整備・拡充

提出先 内閣官房、警察庁、総務省

【提案項目】

防犯カメラについて、整備・拡充を図るため、次の措置を講ずること。

- 1 防犯カメラ設置に関する指針の策定
犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる指針（ガイドライン等）を策定すること。
- 2 防犯カメラ設置促進事業への支援
自主防犯活動団体等による設置を促進するため、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 「世界一安全な日本創造戦略」の目指す「世界一安全な国、日本」の実現を図るためには、今後、防犯カメラの設置をより一層促進させる必要がある。
防犯カメラの設置促進は犯罪の防止や犯人の逮捕に役立つという点で、安全で安心なまちづくりに必要な取組であり、地域住民からの設置に関するニーズは年々高くなっているが、その一方でプライバシー等が侵害されるのではとの声も上がっている。
本県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等の調和を図り、設置促進を進めるために、「防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドライン」を策定しており、都道府県単位ではそれぞれ条例や指針を策定し、運用している状況にある。
国民の防犯カメラに対する理解をさらに促進するとともに、防犯カメラの適正な設置及び管理が行われるよう、国による統一した指針（ガイドライン等）の作成と普及啓発を実施する必要がある。
- 2 本県では、治安の確保に欠かすことができないツールとなっている防犯カメラの設置を促進するため、平成28年度から4年間、自主防犯活動団体等が防犯カメラを設置する費用の補助を行っており、県内市町村においても、防犯カメラを直接設置する取組や、県と同様に自主防犯活動団体等への補助を行う例が増加している。
こうした状況や県内の市町村などからの支援継続要望を受け、令和元年度で終了予定であった補助事業を令和4年度までの3年間延長し実施しており、さらに令和5年度以降については恒常的な補助を検討しているところである。
防犯カメラの設置に対する補助は、地方自治体の厳しい財政状況の中で賄われており、これ以上の事業の拡大は困難な状況となっているが、議会や市町村等からは補助事業の継続・事業規模拡大や補助対象外の防犯カメラの維持更新費用についての支援も要望として上げられているなど、支援に対する要望が年々高くなっていることなどから、地方自治体の防犯カメラ設置促進事業を対象とした補助制度の創設が必要である。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局くらし安全交通課)

Ⅲ-27 ネットワーク網の強化（5G回線網の整備）

提出先 警察庁

【提案項目】

警察庁は、各県警察で共通する業務システムに関して、全国警察が利用するための統合サーバ「共通基盤システム」を令和3年から整備を開始した。

警察活動システムの高度化に対応するためのローカル5G回線網の整備は、自治体ごとに負担することが予想されることから、基幹ネットワーク網の5G化については、国が一括して整備すること。

【提案理由等】

1 現状認識

国内のデジタル化施策の遅れに伴い、経済成長が鈍化している現状にある。

デジタル化の取組を日本社会に実装することができれば、国民の利便性を向上させ、日本経済の成長に繋がるものと考えられる。

社会全体のデジタル変革を進めるためには、

- ① 新たな日常を支える情報通信基盤の整備
- ② 最先端技術への戦略的投資の推進
- ③ 安全・安心で信頼できるサーバ空間の確保
- ④ デジタルグローバル連携の強化

等の対策が必要である。

これらの取組を推進するためには、現行の回線網のままでは限界がある。ネットワークの5G化は、超高速、超低遅延、多数同時接続という利点がある反面、自治体ごとにそれらを整備する場合には、費用負担も大きく、他の行政サービスにも影響を与えかねない。

基幹ネットワーク網の5G化は、自治体ごとに整備するよりも、国が一括して整備することが効率的かつ妥当といえる。

2 警察庁の取組

警察庁は、全国警察が利用するための統合サーバ「共通基盤システム」を構築し、令和3年から業務ごとに順次運用を開始している。

3 ローカル5Gの利活用

共通基盤は、現行の回線網を利用して対応しているものの、

- ① AIを活用した警察活動
- ② RPAを活用する等、行政手続のオンライン化及びキャッシュレス決済の増加
- ③ 会議や講習等のオンライン化
- ④ マイナンバーカードと一体化した個人認証
- ⑤ ドローンや自動運転車技術等を活用した警察活動

等の取組に対応するためには、現行の回線では対応できないことが予想される。

携帯事業者の5Gサービスと異なり、ローカル5Gは、用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することが可能であるほか、高い機密性を有することや通信障害及び災害などの影響を受けにくいといった特性がある。ローカル5Gの整備予算は、自治体ごとに調達することが予想されるため、基幹ネットワークの5G化については、国が整備することを求めるもの。

(神奈川県担当課：警察本部情報管理課)

【提案項目】

警察活動の根幹となる必要な人材を確保し、「安全で安心して暮らせる地域社会」を実現するため、警察官の中でも特に高度な知識、技術を要する専門職について、都道府県警察における給与の改善を想定して、「サイバー犯罪捜査官」等の専門職の俸給表を作成すること。

【提案理由等】

治安維持に必要な優秀な人材を確保するための取組

本県においては、サイバー空間への適切な対応として民間企業等で情報通信技術関連の職務に従事していた経験のある者を即戦力として採用し、「サイバー犯罪捜査官」として巡査部長階級で採用するなどの処遇を図っているが、高度化・巧妙化するサイバー空間での犯罪への確に対処するには、同分野に関して最高水準の専門知識、技術を有する人材が必要である。

社会的にも需要が高いこれら人材を確保し、離職防止や採用拡大を進め、対処能力を強化していくためには、これら需要に見合った給与水準が必要である。

よって国は、都道府県が民間企業と比較して相応する給与水準を可能とするため、「サイバー犯罪捜査官」等に類する専門職に特化した俸給表を設ける必要がある。

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）については、交付額を継続的かつ十分に確保すること。
- 2 地方消費者行政強化交付金（強化事業分）については、補助率の引下げ要件の撤廃、補助率のかさ上げ及び強化事業実施メニューの更なる拡充、特に人件費を対象経費とするメニューを増やすなど制度の改善を図るとともに、活用促進に向けて、翌年度の予算編成に間に合うよう、早期情報提供に努めること。
- 3 地方消費者行政を安定的に推進できるよう、特に人件費を対象経費とする長期的な支援を行うこと。

【提案理由等】

地方消費者行政強化交付金等により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、未だその途上にあることから、地方自治体の財政基盤を考慮し、更なる充実強化に向けた措置を講じる必要がある。

- 1 令和4年度以降も予定されている活用年限内の事業について、地方自治体が安定的に、積極的に実施できるよう、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の財源が継続的かつ十分に確保されることが必要である。
- 2 地方消費者行政強化交付金（強化事業分）については、地方自治体の財源確保が引き続き困難な状況であることを考慮し、補助率の引下げ要件の撤廃、補助率のかさ上げ及び強化事業実施メニューの更なる拡充が必要である。特に、人件費が対象経費となるメニューを増やすなど、より一層の拡充が必要である。また、活用促進に向けては、例年、年末頃に提供されている情報について、翌年度の予算編成に間に合うよう、前年6月頃の提供が必要である。
- 3 これまで「地方消費者行政推進交付金」及び「地方消費者行政強化交付金」による支援を受け、施策を展開してきたところであるが、地方の財政基盤は未だ脆弱である。国の消費者施策の根幹ともなっている地方消費者行政の維持・発展ができるよう、特に人件費を対象経費とした、新たな長期的財政支援等を行うことが必要である。

IV-1 就職氷河期世代への就労支援の充実

提出先 内閣府、厚生労働省

【提案項目】

就職氷河期世代への就労支援について、令和5年度以降も地方公共団体がそれぞれの創意工夫により継続して効果的、効率的に支援に取り組むため、次の措置を講じること。

- 1 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の継続
地域就職氷河期世代支援加速化交付金を令和5年度以降も十分な財源を確保した上で継続すること。
- 2 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付対象者の拡充
地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付対象者として、新たに中核市及び施行時特例市を追加すること。

【提案理由等】

就職氷河期世代への就労支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、政府として令和2年度から3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により日本経済は大きく下振れし、就職氷河期世代の雇用情勢は厳しい状況が続いている。

また、就職氷河期世代への就労支援は3年間で完結するようなものではなく、当事者一人ひとりが抱える課題や事情等に寄り添った支援を継続して実施していく必要がある。

- 1 先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体を支援することを目的として創設された地域就職氷河期世代支援加速化交付金を、令和5年度以降も継続して措置すること。また、地方公共団体がそれぞれの創意工夫により継続して支援に取り組むことができるように、十分な財源を安定的に確保すること。

なお、地域就職氷河期世代支援加速化交付金の継続にあたっては、地方公共団体の当初予算編成等を充分考慮した交付申請に係るスケジュールを提示すること。

- 2 地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱において、地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付対象者は「都道府県及び政令指定都市」と規定されており、市区町村（政令指定都市を除く）が交付を受けようとする場合には都道府県を経由して交付申請等を行っている。しかし、都道府県を経由してすべての市区町村が交付申請等の事務を行うことは効率的ではない。そこで、交付対象者として「中核市及び施行時特例市」を追加し、効率的に交付を受けることができるように、事業の見直しを行うこと。

IV-2 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する補助について、人口が少ない町村も対象となるよう、補助対象要件を見直すこと。

【提案理由等】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する国庫補助の基準には、一般社団法人または一般財団法人であることのほか、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込める団体という要件があり、この補助対象要件が人口に比べ過大なものとなっている町村が存在している。

高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることは、人口が少ない町村についても重要である。そこで、一律の人数要件を見直すことなどにより、すべての市町村のシルバー人材センターが補助を受けられるようにすることが必要である。

IV-3 障害者就業・生活支援センターの体制強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障がい者雇用の一層の促進を図るためには、身近な地域における障がい者への就労支援の充実が必要である。そこで、原則として、障がい保健福祉圏域ごとに設置され、各地域における障がい者への就労支援の中核を担っている障害者就業・生活支援センターについて、必要な職員の配置や地域の実情に応じた柔軟な設置を可能とすることにより、センターの体制強化を図ること。

【提案理由等】

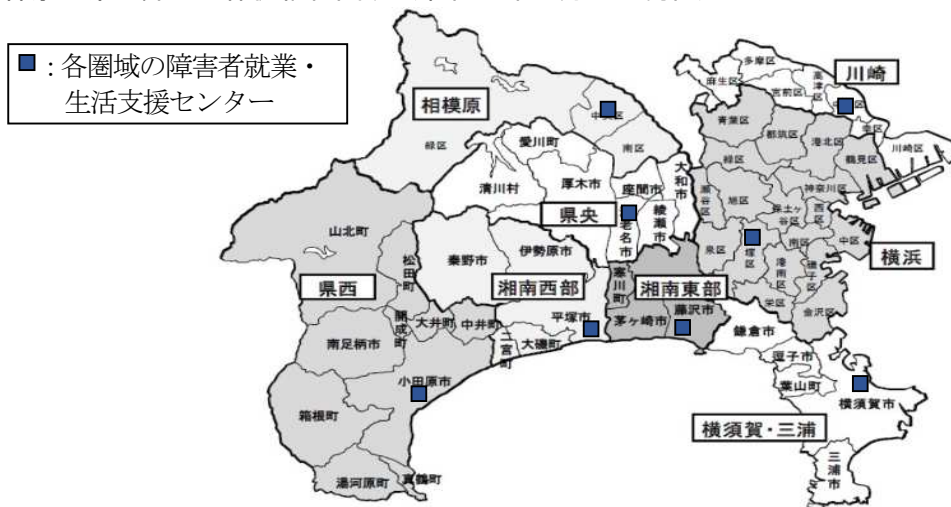
障がい者の就労の場は、通勤に必要な体力などを考えると、できるだけ身近な地域に確保されることが望ましく、就労支援機関も同様に、身近にある機関において、障がい者一人ひとりに合ったきめ細かい支援を提供できることが望ましい。

障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障がい者の就業・職場定着などの相談や企業への助言等の業務を行うとともに、地域の就労移行支援事業所とハローワークなどをつなぎ障害者雇用を進める重要な役割を担っている。しかし、近年、センターへの登録者数及び難しいケースの相談件数が増加傾向にある上、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者をめぐる雇用環境が厳しさを増し、登録者数等のさらなる増加が見込まれる。その結果、現状でも相談対応などに職員が多く時間を割くようになっており、今後、地域における関係機関をつなぐ役割を十分に果たすことが難しくなる恐れがある。

また、現在、センターは国の基準により、県内には8箇所設置されているが、住所地からセンターへのアクセスが容易でない場所もあり、利用を希望する障がい者がいながら、必要な支援を受けられない状況も見受けられる。特に、平塚市、秦野市、伊勢原市等で構成されている湘南西部圏域は、秦野市内からセンターが設置されている平塚市へのアクセスが大変不便であり、秦野市からセンターの設置の要望が県に提出されている。

こうした状況を改善し、センターがより一層、地域における就労支援の中核を担っていけるようにするためには、必要な職員の配置に向けた経費の増額が必要である。さらに、障がい者の利便性の向上を図り、一人ひとりのニーズに合った支援を提供するためには、地域の実情に応じて柔軟にセンターを増設できるよう、基準の見直しが必要である。

○神奈川県内の障がい保健福祉圏域（令和4年4月1日現在）



○神奈川県内のセンターにおける登録者及び相談件数（労働局の委託による就業支援事業）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
登録者数	2,942	3,243	3,605	3,907	4,410	4,646	5,142	5,719
就業相談件数	32,538	38,230	43,019	45,610	57,989	45,186	41,579	48,792

（神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課）

IV-4 小規模企業者等設備貸与事業の災害時の償還猶予及び免除の規定整備

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業者等設備貸与事業では、災害の影響により、貸与機関から貸与を受けている小規模企業者等の資金繰り悪化や倒産等が発生した場合の償還猶予や免除を認めていないことから、関連規定を設けること。

【提案理由等】

平成27年度に開始した「小規模企業者等設備貸与事業」は、平成27年3月13日に施行された「小規模企業者等設備貸与事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（以下、「当該規程」という。）により実施している。

令和元年度に発生した台風や新型コロナウイルス感染症（以下「災害」という。）の影響により、当該事業を利用する小規模企業者等（以下「企業等」という。）の資金繰りが悪化しているケースが発生しており、貸与機関では企業等の実状に応じて償還猶予を認めている。

しかし、現行の当該規程には、償還猶予や免除の規定がなく、貸与機関が企業等に対して償還猶予や免除を認めたり、企業等が倒産することなどにより、最終償還期限までに全額の回収ができない場合は、原資の1/2を負担している（独法）中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）への返済原資を貸与機関又は県が負担せざるを得ない状況となっている。

旧制度である「小規模企業者等設備導入資金助成法（※1）」や「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（※2）」では、災害により企業が影響を受けた時の償還猶予や免除等に関する規定があり、当該規程と同様に「中小企業基盤整備機構法」に位置付けられている高度化事業（※3）においても償還猶予や免除に関する規定がある。

なお、令和2年5月26日付けで「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた小規模企業者等設備貸与事業に係る貸与期間の特例等に関する細則」が定められたが、台風に関する規定や免除規定はない。

以上のことから、災害により甚大な影響を被った企業等の資金繰りを支援し、当該事業の円滑な運営を図るため、当該規程に償還猶予や免除に関連する規定を設ける必要がある。

（参考）関連法令等抜粋

小規模企業者等設備導入資金助成法（※1）（平成27年3月31日廃止）

第8条 都道府県は、災害その他貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者の責めに帰することができない理由により、その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるときは、経済産業大臣の承認を受けて、小規模企業者等設備導入資金の貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

旧激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（※2）

第13条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

中小企業基盤整備機構法 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則（※3）

第36条 機構は、都道府県が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める貸付けの相手方（以下この章において「債務者」という。）に対し、償還を猶予する場合であつて、債務者に係る機構の都道府県に対する貸付条件の変更を希望するときは、次の各号の要件に適合することが認められる場合に、償還の猶予を認めることができる。（以下、略）

IV-5 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

商工会及び商工会議所が、小規模事業者に対する経営状況の分析や事業計画の策定、実施等への支援を引き続き推進するため、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」を改正し、商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模事業者を応援していくための経営発達支援事業を平成 26 年度に規定した。商工会及び商工会議所は国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者に対する支援を行い、国はこれに係る経費に対する補助を実施している。県内すべての商工会及び商工会議所が一度は経営発達支援計画の認定を受け、現在は 2 期目の経営発達支援計画を申請し、順次認定を受けている。

しかし、現在の補助対象はセミナー、相談会等の事業のみとなっており、経営発達支援計画に基づく小規模事業者の事業計画策定や実施に係る人員に要する経費はその対象となっていない。

そこで、計画の認定を受けた商工会・商工会議所が計画に基づいた小規模事業者支援を確実に実施するために、「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額、補助対象経費の拡大が必要である。

神奈川県経営発達支援計画申請・認定状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	1 回目認定	1 回目計画期間中	2 回目認定
商工会 (19 単会)	1 9	1 0	7
商工会議所 (14 単会)	1 4	0	1 2
合 計	3 3	1 0	1 9

IV-6 石油コンビナート地域の産業保安の取組の強化

提出先 経済産業省

【提案項目】

令和4年5月の改正高圧ガス保安法で措置された新たな認定制度により、事業者における先端技術を活用した防災対策や人材育成の充実強化を図るとともに、地方公共団体と緊密に連携し、事業者の保安の確保を図ること。併せて、地方公共団体の職員のスマート保安に係る技術的知見の習得・蓄積のため、協力支援を行うこと。

【提案理由等】

高圧ガス等の産業保安分野において、IoT等のテクノロジーの革新的進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化に合わせて産業保安規制体制を見直すため、令和4年5月、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案が第208回通常国会で可決された。

この新たな認定制度は、事業者の保安能力に見合った規制（手続きや検査）に適正化することで、スマート保安を促進するスキームであり、今後改正法施行に向けて、安全の確保を前提とした具体的な規制のあり方や、技術・人材面での事業者支援について、事業者の保安への取組みの実態を踏まえた上で制度設計を進める必要がある。

また、高度化する産業保安分野において、国は、地方公共団体の職員が法執行をする際に必要となる法令知識、高圧ガス関連の専門的知見、スマート保安に係る技術的知見等の習得・蓄積のため、最大限の協力・支援を行う必要がある。

IV-7 畜産・酪農の収益力・生産基盤強化の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

畜産・酪農の中長期的な成長に向けた生産基盤の構築を推進するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター）（以下、「本事業」という。）について、次の措置を講じること。

- 1 継続的な事業として令和5年度以降も予算措置すること。
- 2 養豚及び養鶏を対象とする施設整備について、肉用牛及び酪農経営と同様に複数年度の事業が担保される制度とすること。

【提案理由等】

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して平成28年1月に制定された本事業は、生産基盤の強化に貢献する事業で、本県の意欲ある畜産農家から活用に向けた強い要望があり、もはやこの事業なくしては生産基盤強化の実現は困難な状況である。このことから、県は計画の作成支援や認定を通じて、本事業の積極的な推進を図っている。

本県では、本事業を活用して、平成28年度からこれまでに6戸（養豚、養鶏、肉用牛農家）が畜舎等の施設整備を行い、生産性向上や飼養規模拡大などに取り組んでいる。このうち、養豚1戸及び養鶏1戸は、複数年にわたる施設整備計画が国に認められ、施設整備を実施した。

複数年にわたる施設整備については、本事業実施要領に規定されており、令和2年度補正予算事業までは家畜飼養管理施設の種類（肉用牛舎、乳用牛舎、一般豚舎、分娩豚舎、ウインドレス鶏舎）に制限なく補助対象であったが、令和3年度補正予算事業から肉用牛・酪農にのみ特例として位置付けられ、豚舎及びウインドレス鶏舎は事業の複数年にわたる実施部分は補助対象外とされている。

- 1 本事業は、生産性向上や、飼養規模拡大を目指す意欲的な畜産農家からの期待が大きく、今後、活用を検討している地域があることから、引き続き予算措置が必要である。
- 2 都市近郊で展開される本県の畜産経営は、その敷地が限られ、施設整備は経営を継続しながら段階的に進める必要があり、単年度での対応は困難である。また、養豚業や養鶏業は豚熱や鳥インフルエンザの発生リスクが高く、発生農家が経営再建する場合や新規就農にあたっては、飼養衛生管理基準に適合した施設整備にする必要がある。特に経営再建においては既設の畜舎等を除却したうえで新築する場合など、施設整備は長期間且つ多額の費用負担を伴うこととなることから、複数年の整備事業を担保する制度がなければ、事業計画を立案することが困難である。

こうしたことから、養豚や養鶏においても、肉用牛・酪農と同様、事業計画に応じた複数年に渡る整備が可能となるよう、制度の拡充が必要である。

（神奈川県担当課：環境農政局畜産課）

IV-8 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃

提出先 水産庁

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、日本の水産物に対する諸外国の輸入規制について、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、輸入規制を撤廃すること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となる放射性物質検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃すること。

【提案理由等】

中国や韓国等は、それぞれの国が定めた放射性物質検査の安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止している。また、他にも多くの国が放射性物質検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制を行っており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国の規制については、世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続きにおいてWTO協定に違反するという判断が示されなかったが、他国と比べても著しく過剰な検査要求であることは明らかである。

【過剰な規制の例】

- ・ 検査に当たって検出限界値を0.7Bq/kg以下の高い精度で行うことを要求される（日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の1/5以下となる20Bq/kg以下を検出限界値としている）。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

このため、国においては、関係国に対して、過剰な規制を早期に撤廃するよう、引き続き強く働きかけていく必要がある。

なお、本県においては、漁獲される水産物の放射性物質検査を計画的に実施し、その結果を公表することにより、県民に県産水産物を安心して利用してもらうよう努めている。

IV-9 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設

提出先 水産庁

【提案項目】

大型の台風や豪雨等の自然災害により、被災した漁業者が迅速に生産活動を再開できるよう、個人・法人の漁業者それぞれが所有する定置網漁具や漁船、養殖施設（以下、「主要な生産施設等」という。）などの復旧を支援する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、気候変動の影響等による台風の大型化等、自然災害による漁業への被害が増加しており、平成29年台風21号や平成30年台風12号、令和元年東日本台風などでは、大型・小型定置網などの漁具や漁業施設、漁船等が被害を受けたが、漁業では農業における「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」のような、個人・法人の漁業者それぞれが所有する被災した主要な生産施設等への支援事業はない。

中小零細漁業者が、日々の操業に使用する主要な生産施設等は、個人等による所有が一般的なため、これらが被災した場合、その復旧が大きな負担となり、安定した漁業経営の継続に支障をきたしている。

また、自然災害等の被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細漁業者にとって、即廃業の危機となり、本県沿岸漁業の生産量、生産額の大きな減少につながりかねないため、迅速な生産活動の再開を支援し、経営安定化と本県産水産物の安定供給に道筋を作ることが必要である。

加えて、漁業者の被災による経営リスクを軽減することができれば、設備投資の促進や新規参入が図られ、本県沿岸漁業の活性化も期待できる。

近年の台風被害状況（定置網漁業）

	被災定置網数	被災額
平成29年台風21号	17ヶ統	2.7億円
平成30年台風12号	8ヶ統	0.8億円
令和元年東日本台風	14ヶ統	2.8億円

IV-10 公契約に関する研究の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

国において、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を自治体に公表すること。

【提案理由等】

本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないように、労働団体等より公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。こうした要望等を受け、学識者、事業者団体及び労働者団体からなる「公契約に関する協議会」を設置し、検討を行ったが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定などが課題となっている。

かかる課題は全国的なものであるため、国においても、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが求められる。

IV-11 働き方改革の着実な推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

時間外労働の上限規制等を実効性のある取組とするため、引き続き、長時間労働の是正に向け、監督指導体制を充実するとともに、長時間労働につながる大企業・親事業者と下請等中小事業者の間の取引環境の見直しに向けた取組を行うこと。

【提案理由等】

働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたが、新型コロナウイルス感染症への対応やテレワークの普及等に伴う長時間労働が懸念される。

このことから、引き続き、長時間労働の是正に向け、監督指導体制を充実するとともに、長時間労働につながる大企業・親事業者と下請等中小事業者の間の取引環境の見直しに向けた取組を行う必要がある。

【提案項目】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、次の措置を講じること。

1 多様で柔軟な働き方を可能とする制度の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児、介護、不妊治療等と仕事の両立を図ることができるよう、引き続き多様で柔軟な働き方を可能とする制度の充実に努めるとともに、制度が実際に活用されるよう、普及啓発を積極的に行うこと。

2 企業のテレワーク導入促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業のテレワーク導入・定着を促進するため、引き続きテレワークに関する助成金、相談事業、セミナーの開催等、企業支援策の充実に努めるとともに、ポスト・コロナ社会において、テレワークという働き方の変化が後戻りすることなく、定着するよう、継続的に普及啓発を行うこと。

【提案理由等】

働く意欲のあるすべての人がその能力を発揮し、生き生きと働くことができる社会の実現のためには、引き続き、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要である。

- 1 本県では、出産・育児により離職する女性労働者の割合が高く、また、少子高齢化の進展により、労働力が減少する一方、要介護者を抱える労働者の更なる増加も見込まれており、こうした状況を踏まえると、ワーク・ライフ・バランスを推進し、働く意欲のあるすべての人が働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備が重要である。

国では、国家公務員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、令和3年度に「出生サポート休暇」を新設したが、これを契機に民間にも制度が普及することが望まれ、引き続き多様で柔軟な働き方を可能とする制度の充実に努め、当該制度の実際の活用が進むよう、普及啓発を積極的に行うことが必要である。

- 2 多様で柔軟な働き方を可能とする方法の一つであるテレワークは、これまでの普及啓発の取組や特にコロナ禍を契機に、近年、急速に普及した。

しかし、民間調査によると、中小企業は大企業に比べてテレワーク実施率が低く、また、従業員のテレワーク継続希望率は高い一方、テレワークを実施した企業の半数は、テレワークによりデメリットの方が多いと感じているといった結果も出ている。

国はこれまで、テレワークの全国的な推進を目的に「テレワーク・デイズ」といった国民運動や、企業に対する支援を行ってきたが、テレワークをオリンピック・パラリンピックやコロナ禍を契機とした一過性のものに終わらせないためにも、テレワークの定着に向けて、継続的に普及啓発を行うことが必要である。

V-1 自殺対策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

地域自殺対策強化交付金事業については、地域の実情に応じた効果的な対策を講じることができるよう、国の補助率を拡大することを含め、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な問題が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自殺対策事業は、問題を抱える人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見・治療など中長期的な視点に立って総合的かつ継続的に実施する必要がある。

また、自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされているほか、都道府県及び市町村において策定した「自殺対策計画」の効果的な施策展開が必要となることから、地域自殺対策強化交付金事業においても、引き続き、地域の実情に応じてきめ細かく事業を実施するために、補助率を拡大するなどの財源措置が必要である。

V-2 精神科医療の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

精神疾患の人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって、精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。

そのような中、平成28年度から、本県の精神科救急医療体制を維持する上で不可欠な財源である精神保健費等国庫負担（補助）金のうち、常時対応型医療施設の補助単価が減額となっている。

このように、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。

V-3 措置入院者等の退院後支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整える必要がある。

そこで、必要な医療等包括的な支援が継続的かつ確実に行えるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正等により退院後支援の仕組みを整備し、併せて、地方自治体が人員確保等体制整備するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

国は、精神疾患の患者に対する医療の充実を図るため、地方自治体による措置入院者の退院後の継続的な治療や社会復帰への支援体制を整備することを目的に、平成 29 年 2 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出したが、廃案となっている。

一方で、平成 30 年 3 月 27 日に、現行法（法第 47 条）に基づく相談支援業務の一環として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、地方自治体を中心となって、患者の入院中から、医療機関や地域の関係機関と連携し、退院後支援計画を作成することとしている。

上記ガイドラインを受け、各地方自治体は、地域の実情に応じて支援の検討や体制の構築等しているところであるが、支援体制や支援が必要な者の判断が地方自治体によって異なることから、居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念される。

また、当ガイドラインを受けた地方自治体等における支援体制の整備に当たっては、精神保健福祉士、保健師等の人材確保、育成が必要である。

そのため、退院後も継続的に医療等の支援を確実に受けられるよう体制整備を図るためには、当事者等・自治体からの意見や、人権・個人情報の取扱いに配慮しながら、国の責任において法改正等により退院後支援の仕組みを整備し、財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築する必要がある。

【提案項目】

がん対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 がん検診受診率の向上

がん検診受診率の向上に向け、国において、労働安全衛生法で事業主にがん検診の実施を義務付けるとともに、効果的、効率的な検診方法の研究、検証を進めること。また、市町村が感染予防対策や、より効果的な受診勧奨を行うことができるよう、十分な財源措置を講じること。

2 がんとの共生

(1) がん患者の治療と仕事の両立支援

がん患者の治療と仕事の両立の推進に向けて、企業の積極的な取組を促進するため、国として企業に対する表彰制度や助成金等による支援の制度を充実・強化すること。

(2) AYA世代のがん対策の推進

AYA世代のがん患者は、治療中や治療後の就学・就労・結婚などの社会的な問題を抱えることが多く、長期フォローアップが必要なため、アピアランスサポートなどのAYA世代対策を充実・強化すること。また、自宅で療養する若年がん患者への支援を図ること。

3 全国がん登録における体制の整備

全国がん登録を円滑に実施し、得られたデータを都道府県独自の施策に活用できるよう、全国がん登録システムの更なる改善を図るとともに、全国がん登録をより強化拡充するため、TNM分類等の収集項目の追加を行うこと。

4 がん診療連携拠点病院の機能強化

がん患者が身近な地域で質の高いがんゲノム医療を含むがん医療を受けられるようにするため、がん診療連携拠点病院が機能強化や地域連携に意欲的に取り組めるよう、診療報酬の更なる充実を図ること。

【提案理由等】

1 がん検診受診率の向上

事業主に対するがん検診の実施や受診促進について強い働きかけが行えるよう、職域におけるがん検診の実施を義務付ける必要がある。

また、最近では、血液や尿などから簡便にがんを検出できるものが開発されているが、今後により多くの方々が受診しやすいよう、このような新しい技術の研究、開発を一層進めていく必要がある。

さらに、市町村が実施するがん検診事業に対する国からの補助額が十分ではなく、市町村の負担が大きいことから、十分な財源措置を行う必要がある。

2 がんとの共生

(1) がん患者の治療と仕事の両立支援

就労可能年齢（20歳から64歳まで）でがんになり患っている者が増加する中、医療の進歩等により、がんの5年相対生存率も年々上昇していることから、がん患者が治療と仕事を両立できる可能性が高まっている。しかし、企業における柔軟な休暇制度、勤務制度等両立を可能とする社内制度の整備は進んでいないため、今後、企業の積極的な取組を促すには、企業に対する表彰制度や助成金による支援制度等を、全国レベルで更なる充実・強化をしていく必要がある。

(2) AYA世代（若年成人期）のがん対策の推進

抗がん剤などの副作用による脱毛は、人目につきやすいため精神的ショックが大きく、AYA世代の患者にとって社会生活に苦痛を抱える一因となる。そこで必要となるアピアランスサポートなど、AYA世代の患者が、がんと共にしながら生活できるよう、AYA世代のがん対策を国が主導して推進していく必要がある。

また、治療を終えた若年がん患者が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活を送るための支援制度を構築する必要がある。

3 全国がん登録における体制整備

全国がん登録情報は、今後、都道府県の施策等に活用していく必要があるため、システムの操作性の向上など、全国がん登録システムの更なる改善が必要である。

また、がん登録推進法が公布されて5年以上が経過し、全国がん登録による罹患数等の公表もされたことから、全国がん登録を用いた分析や研究を今後更に拡大、加速化させるためには、がんの進行度を表す「TNM分類」等を新たな収集項目として追加する必要がある。

4 がん診療連携拠点病院の機能強化

がん患者が、身近な地域で、安心して質の高い医療を受けられるためには、すべてのがん診療連携拠点病院において、がんの診療体制、がんゲノム医療や相談支援、緩和ケア提供体制などの機能が強化される必要がある。そのような機能強化のために交付されるがん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金については、国と都道府県が2分の1ずつ負担するものであることから、都道府県の財政状況により都道府県ごとで交付額に格差が生じている。

更に、今後はコロナ禍による財政状況の悪化が予測されることから、都道府県の財政状況に左右されない診療報酬の充実が重要となる。

V-5 受動喫煙防止対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

健康増進法の改正により強化された受動喫煙防止対策について、施設利用者が、受動喫煙による健康影響を理解し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるようにすることが必要である。

その一環として、加熱式たばこや電子たばこなどの新たなタイプの喫煙用具等に関する健康影響へのさらなる研究・評価を進め、地方に展開していくこと。

【提案理由等】

加熱式たばこについては、主流煙の中に健康へ影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売開始からさほど年数が経過していないこともあり、現時点で得られた科学的知見では、加熱式たばこによる受動喫煙を原因とした将来の健康影響を予測することは困難である。

一方、いわゆる電子たばこについては、たばこ事業法上の製造たばこに該当しないため、健康増進法では規制されない状況となっているが、製品によっては、健康影響が懸念されるものもある。

これらの新たなタイプの喫煙用具等に対する健康影響に係る研究や調査が国において継続して進んでいることは承知しているが、その評価については今のところ地方へは伝わってきていない。途中経過の評価でも構わないので、適宜情報提供を願いたい。それにより、少しずつでも地方における科学的知見が深まることが期待される。

【提案項目】

国の風しんに関する追加的対策については、対象者である働き盛りの世代の男性が抗体検査や予防接種を受けやすくするよう、しっかりと体制を整備するとともに、予防接種や抗体検査が滞りなく実施されるよう、風しん含有ワクチンや検査キットの生産及び流通に関し、在庫量の不足や偏りが生じないようにすること。

また、先天性風しん症候群の発生を防止するとともに、風しんの流行を繰り返さないためにも、この追加的対策の効果について、追加的対策の実施状況、患者の発生状況、抗体保有率等に基づきしっかりと検証を行い、必要に応じて追加的対策の対象者の範囲を拡大するなど、実効性のある風しん対策を講じること。

【提案理由等】

風しんは、一定の周期で大流行する傾向にあり、平成30年度末には、首都圏を中心に、患者の発生数が増加した。令和4年3月下旬には、全国における風しん報告数が0になるなど、発生数は落ち着いているものの、まだ、軽視はできない状況である。

そこで、本県では、風しん対策について企業や団体等に積極的に周知するとともに、風しん患者の発生状況を踏まえ、県独自で30代と50代後半の男性を対象とした無料の風しん抗体検査を、令和元年度から新たに実施している。

国が令和元年度から実施している、風しんに関する追加的対策について、引き続き、できる限り対象者の利便性の向上を図り、一人でも多くの方に受検していただくことが必要である。その際には、風しん含有ワクチンや検査キットの在庫量の不足や偏りが生じないようにすることが不可欠である。

今後、先天性風しん症候群を発生させない、風しんの流行を繰り返さないためには、追加的対策の対象者の範囲について、予防接種制度や全国一律の抗体保有率に着目するだけでなく、都道府県別に追加的対策の実施状況や患者の発生状況、抗体保有率等を調査分析するなど、効果検証をしっかりと行い、必要に応じて追加的対策の対象者の範囲を拡大するなど、実効性のある風しん対策を講じる必要がある。

V-7 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実

提出先 内閣府

【提案項目】

原子力災害医療体制の強化に向け、原子力災害拠点病院としての機能を維持するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じるものであり、特殊な災害である。そのため、原子力災害医療については、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが求められる。

特に、原子力災害医療体制の中核を担う原子力災害拠点病院には、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う役割だけでなく、立地道府県内の原子力災害医療協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的実施する、あるいは立地道府県等が実施する研修に協力する役割も求められている。

このように原子力災害拠点病院として果たすべき役割が多岐にわたるにもかかわらず、一部の施設整備等の助成を除き、こうした取組に対する国からの助成がないため、原子力災害拠点病院としての役割を維持していくのは、財源的に困難である。

原子力災害拠点病院を中心とした、原子力災害医療体制の強化を進めていくためには、財源措置が必要である。

V-8 漢方診療に係る診療報酬の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

患者の症状に応じた治療の選択肢の多様化を図るため、漢方診療に係る診療報酬の充実を図ること。

【提案理由等】

本県においては、県立がんセンターに「漢方サポートセンター」を開設して、がん治療に伴う副作用の軽減や、療養生活の質の向上を図るための漢方診療を行い、患者一人ひとりの症状に応じた治療の選択肢の多様化に取り組んでいる。

しかしながら、200床以上の病院では、漢方診療の診療報酬が200床未満の病院のように、特定疾患療養管理料や外来管理加算が算定できないことから、医療機関の経済的負担が大きいため、漢方診療に係る診療報酬の充実が必要である。

V-9 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する補助

提出先 厚生労働省

【提案項目】

アレルギー疾患対策基本指針改定に伴い、県アレルギー疾患医療拠点病院に対し、国の求める相談窓口の設置や人材育成を推進するための費用を補助すること。

【提案理由等】

令和4年3月にアレルギー疾患対策基本指針が改正され、「アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項」において、中心拠点病院と同じく都道府県拠点病院にも適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成推進等が求められている。

中心拠点病院に対してはアレルギー疾患医療提供体制整備事業による補助が行われていることから、中心拠点病院と同様に県拠点病院へ求められる機能のうち、診療報酬を得ることができない相談窓口の設置や医療従事者に対する研修支援等、県拠点病院の機能強化のための財政措置を要望する。

V-10 不育症治療に対する研究や人材育成による支援等

提出先 厚生労働省

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不育症の患者が安心して、より充実した検査や治療が受けられるよう、不育症等に係る研究及び人材育成等を推進し、有効性等が確立された治療等について、保険診療で受けられるようにすること。

特に、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において人材の育成を進めていくこと。

【提案理由等】

不育症は病態が多様であり、それぞれの病態毎の治療方針が一定していないこと等から、多くの産婦人科医にとって難解な疾患とされており、検査や治療が可能な医療機関が限られているとされている。

また、不育症は、患者の方にとって、原因が不明であることや流産等を繰り返すことによる精神的負担と、経済的負担がともに重く、その支援の充実が大変重要である。

令和4年4月から、不育症の流産検体の染色体異常検査について保険適用とされたが、今後、不育症の患者が安心して、より充実した検査や治療が受けられるよう、不育治療に係る人材育成や、有効性、安全性の研究に取り組むとともに、有効性等が確立された治療及び検査について、保険診療として受けられるようにし、治療を望む夫婦の支援に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する特別調整交付金等による財政支援の拡充
市町村が低所得者に対し行っている、一部負担金や保険料（税）の減免措置は「自治体の責めによらない要因」による財政負担であり、市町村の実情を踏まえ、特別調整交付金の交付基準を見直し、補助対象範囲の拡大を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医療費増大への財政措置と財政安定化基金の規模の拡大
令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療費が急激に増加し、都道府県財政安定化基金を取崩して財源を確保したため、令和4年度以降、急激な医療費増大に対処する基金が枯渇する状況が生まれている
新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医療費増に対して国として財政支援を行うとともに、全国で2,000億円と医療費約10兆円の2%程度に留まる基金規模について、急激な医療費の増嵩に対応できる規模に全額国費により拡大すること。
- 3 特定健康診査・特定保健指導の単価等の見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに、必要な財源措置を行うこと。
また、特定健康診査等の国民健康保険組合補助において、国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を支援すること。

【提案理由等】

- 1 国保制度改革における「財政上の構造的な問題」の解決策として平成30年度から実施されている財政基盤強化策では、特別調整交付金財源が拡充され、「自治体の責めによらない要因」による財政負担への財政支援強化が行われることになった。
低所得者への一部負担金や保険料の減免も「自治体の責めによらない要因」によるものであり、県内市町村の多くは、低所得者層に対し生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても減免基準を設定し実施している。
しかし、現在の特別調整交付金の交付対象は、一部負担金減免については、生活保護基準所得以下が対象であり、保険料（税）減免については大規模災害及び新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限定されている。国保の「財政上の構造的な問題」には低所得者層の存在があり、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るためにも、特別調整交付金の交付対象の拡大を行うことが必要である。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免については、令和2年度及び令和3年度は減免総額に対し、国による財政支援が実施されたが、令和4年度は一部に留まっている。新たに市町村に対し財政負担を求めることになることから、令和3年度と同様に財政支援

を行うことが必要である。

- 2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、都道府県財政安定化基金を、国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることが令和4年度から可能となる改正が行われた。平成30年度の制度改正にあたり激変緩和のために創設された特例基金が令和5年度に時限を迎える中で、今回の改正は評価できるものと受け止めている。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度は医療費が急激に増加し、その財源を財政安定化基金の取崩しにより補てんしたことから、令和4年度以降の医療費急増に対処する基金財源が枯渇する状況が生まれている。

令和3年度の医療費増加には診療報酬の特例的な措置など、保険者の責めに帰すことができない新型コロナウイルス感染症拡大による影響があることから、今回の財政安定化基金の取崩しに対して国として必要な財政措置を行うこと。

また、財政安定化基金の規模についても、医療費の急激の増大に対応できるよう、国民健康保険組合における国民健康保険法施行令第19条の特別積立金或いは同第20条の給付費等支払準備積立金の規模に準じて、全額国費により拡大すること。

- 3 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。さらに、国庫負担の割合（3分の1）を保険給付費に対する国庫負担割合の水準（41%）まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。

なお、令和3年4月に、負担金の基準単価が見直されたものの、未だ県内市町村の契約単価を大きく下回っている状況である。

また、国として特定健康診査等の実施率向上を図る一方で、平成26年度から令和2年度にかけて、国民健康保険組合に対する国庫補助を最大約35%減額していることや、医療機関が保持する検査データに係る情報提供の費用について、国庫負担の対象外としていることは、財政面で特定健康診査等の実施率向上の妨げとなっている。特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施のために、実施率向上に結びつく補助となるよう予算の確保が必要である。

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

1 救急医療体制の充実

周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児救急医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。

2 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア（病院前救護）の充実

食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペンという。）」が処方されていない場合でも、救急救命士がエピペンを使用できるよう、エピペンの救急車への搭載を可能とするなど、プレホスピタルケアの充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。また、ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的な運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。

さらに、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児救急医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。

しかし、これらを補助する医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）については、毎年過大な調整率により減額され、十分な財源措置がなされていないため、その拡充を要望する。

- 2 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっているが、現在、国の通知（平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知）により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することが救命率の向上につながっている。

さらに、エピペンは体重に合わせ2種類の規格があるのみで、生命にかかわる副作用もないと考えられることから、エピペンを救急車に搭載し、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用を図ることが非常に重要である。

【提案項目】

トリアージの結果に対する医療関係者の免責について法的整備を行うこと。

【提案理由等】

災害発生時に、医療資源の制約が多い中で、傷病者の緊急度と重症度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めるトリアージは、一人でも多くの傷病者のいのちを守るためには必要な行為である。トリアージの運用にあたっては、多数の傷病者の症状を迅速かつ正確に判定するために設けられた基準に基づいて行われるが、主に外傷を見て判断されることから、通常、個々の医師等による判定に差が生じることは少ないと考えられる。一方、内臓の損傷など、即時の判定が困難な傷病の場合には、処置の遅れにより容体が急変することもあり、こうした場合は、判定した医師等が責任を問われるリスクがある。

そこで、平時から、国や県等が実施する災害派遣医療研修の中で実技も含めた研修を行うほか、医療機関においても自主的に訓練を実施し、適切なトリアージの運用に向けた取組を進めている。

しかしながら、トリアージの際に、故意や重過失がなかったとしても、結果的に救命できなかった場合の免責など、医師等のリスクに対処する制度は整備されていない。救命に携わる関係者が訴訟などのリスクを恐れ、萎縮することのないよう、法的な保護制度が必要である。

【提案項目】

移植医療等の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 臓器移植医療のための体制整備
臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。
- 2 骨髄移植対策
 - (1) 白血病等の患者が骨髄移植を受ける機会を十分に確保できるよう、地方自治体等が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財源措置を行うこと。
 - (2) 骨髄ドナー休暇制度の導入を企業や団体等に直接働きかけるとともに、企業等が制度を導入するに当たり、経営環境の整備に向けた税制上の優遇措置や休業補償などのインセンティブが働く支援を行うこと。また、非正規雇用者や自営業者に対しても同様に支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 臓器移植医療のための体制整備
都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施している。そこで、都道府県臓器移植コーディネーターが行う臓器あっせん業務の強化を図るため、都道府県への財源措置を図るとともに国の責任においても、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの臓器移植コーディネーターを増員し、かつ都道府県臓器移植コーディネーターが定着するよう労働環境を整備し、臓器提供が増える仕組み作りを進めていく必要がある。
- 2 骨髄移植対策
 - (1) 骨髄バンクのドナー登録者数は、年齢超過による抹消が増加する一方で、ドナー登録の推進に当たっては、ボランティアの力に頼らざるを得ない現状がある。また、平成26年1月1日に施行された「造血幹細胞移植推進法」において、地方自治体には国との適切な役割分担を踏まえた施策の策定・実施の責務が規定されている。このような状況から、今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による十分な財源措置が必要である。
 - (2) 骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に概ね7日間程度要することから、ドナーに提供意思はあっても仕事を休めず、骨髄の提供に結びつかないことがある。そのため、企業等に骨髄ドナー休暇制度の導入を働きかけると同時に、制度導入に当たりインセンティブが働くような実効性のある支援を行うことが有効である。また、休業により直接的に収入に影響が生じる非正規雇用者や自営業者に対しても実効性のある支援を行うことが望まれる。本県では、平成30年度から骨髄提供を行ったドナーや事業所に対し支援を行う助成制度の導入を行うこととしたが、骨髄移植は全国的な制度であり、国として助成制度を導入することが必要である。

（神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課）

【提案項目】

難病対策等のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地方自治体の財政的負担の解消
難病法に基づく特定医療費の支給認定に係る都道府県の費用負担を軽減するために必要な財源措置を行うこと。
- 2 難病医療提供体制整備の支援
難病診療連携拠点病院、難病医療協力病院等に指定された病院については、診療報酬の加算など、一定の優遇措置を図ること。

【提案理由等】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな難病制度の運営状況を踏まえ、患者の立場に立ったよりよい環境整備や支援策を講じるため、次のとおり提案する。

- 1 難病法の施行に伴い、指定難病に係る特定医療費については、国が2分の1を負担することになっているが、特定医療費支給の前提となる支給認定の事務に関する経費については、都道府県のみが負担することとなっている。
本来、難病患者の経済的負担の軽減は国の責任において実施されるべきものであることから、支給認定事務費についても、早期に国の2分の1負担とし、都道府県の財政的負担の解消を行うべきである。
- 2 国は、難病医療提供体制整備に当たり、各都道府県において、難病診療連携拠点病院、難病医療協力病院等を指定するよう求めている。現在県では、拠点病院として4箇所、協力病院として26箇所を指定している。
拠点病院には、患者の早期診断・治療のほか、相談窓口の設置や県内医療関係者への研修など、様々な業務が求められており、また、協力病院においても、治療や拠点病院との連携のほか、難病医療の実績報告など、指定前よりも業務が増加しているが、現状どちらも特段のインセンティブはない。
全国的に体制整備をさらに充実させていくためには、病院による体制整備参加への動機付けが必要であると考えられるため、指定された病院に診療報酬加算を行うなど、何らかの金銭的支援を国の責任において実施していく必要がある。

【提案項目】

ウイルス性肝炎から重篤化した場合の肝がん・重度肝硬変に係る医療費助成制度について、全額国の負担とするなど、国の責任において確実な財政措置を講じること。

【提案理由等】

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

平成30年12月より肝がん・重度肝硬変の助成制度が始まっているが、十分な事前の協議もなく一方的に都道府県に対して2分の1の負担を強いている状況であり、さらに令和3年4月からは要件の緩和及び対象が拡大されたことからさらなる助成増が生じているが、都道府県の負担は変わらないままとなっている。

肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、肝炎対策を総合的に策定し、実施することを定めていることから、全額国の負担とするなど、国の責任において確実な財源措置を講じる必要がある。

V-17 骨粗しょう症検診受診率向上に向けた支援の強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

健康増進法に基づく市町村による骨粗しょう症検診について、検診に係る経費が、市町村の負担となっている現状がある。多くの市町村で検診が実施されるよう、骨粗鬆症検診費の補助基準額の引上げや、健康増進事業費の補助率を上げるなど、骨粗鬆症検診費を充実させ、市町村の財政負担軽減を図ること。

【提案理由等】

市町村では、健康増進法に基づいて骨粗しょう症検診を実施しているが、公益財団法人骨粗鬆症財団が平成30年11月に発表した都道府県別の受診率では、本県は、全国で下から3番目に低い0.9%であった。

粗しょう症は、女性に多くみられる生活習慣病であり、一定の年齢になるとホルモンバランスの変化で骨量が著しく減少するため、定期的な検診により骨の状態を確認する必要がある。

しかし、検診にかかる経費が負担になっているなどの理由から、がん検診や特定健康診査に比べ骨粗しょう症検診を実施する市町村は少ない。令和2年度に骨粗鬆症検診費の補助基準額が引上げられたが、市町村の負担を軽減するには十分な引上げとは言えず、受診率向上に向け、財政面を含めた更なる支援が必要である。

V-18 WHO推奨ワクチン及び予防接種の再接種の定期接種化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、未だ定期接種化されていないムンプスについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期接種化を図ること。

また、骨髄移植等により抗体が失われた者が行う再接種について、定期接種化を図ること。

【提案理由等】

平成26年10月から、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが、平成28年10月から、B型肝炎ワクチンが、令和2年10月から、ロタワクチンが定期接種化されることになった。WHOが推奨するワクチンのうち、ムンプスについては、現在、専門部会において副反応等に係る検討が行われているが、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に促進するためには、早急に定期接種化する必要がある。

また、骨髄移植等により抗体が失われた者については、移植後に予防接種の実施が推奨されているが、接種費用が被接種者の全額自己負担となる場合があり、被接種者の大きな負担となっていることから、定期接種化の必要がある。

[WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況]

WHO推奨予防接種	日本における定期接種実施状況
BCG（結核）	○
ポリオ	○
DTP（D：ジフテリア、T：破傷風、P：百日せき）	○
麻しん	○
風しん	○
ムンプス（おたふくかぜ）	×
B型肝炎	○
HIb（インフルエンザ菌b型）	○
肺炎球菌（小児）	○
HPV（子宮頸がん予防）	○
ロタ	○

V-19 新型コロナウイルス感染症以外の感染症における対策の強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

新型コロナウイルス感染症の流行下において、それ以外の感染症についても、対策を強化する必要があるため、次の措置を講じること。

1 結核病床の確保に関する財政支援

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の確保に伴い、結核患者の受入病床が逼迫している状況を踏まえ、結核医療提供体制を維持するため、結核病床の確保に係る経費を、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

2 エイズ対策の推進に関する財政支援

新型コロナウイルス感染症の流行下において、エイズ感染者を早期発見するため、エイズ対策に係る経費の財政支援を強化すること。

【提案理由等】

新型コロナウイルス感染症の流行により、それ以外の感染症について、状況が変化しており、それぞれの状況に対応した対策を強化する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策として、病床確保のため、臨時的な措置として、一部の結核病床を新型コロナ病床に切り替えて運用している。

しかしながら、結核患者数は減少傾向にあるものの、結核入院患者は横ばいの状況にあり、時期によっては結核患者の受入れに支障が生じ、近隣都県と連携して結核患者の受入れを行う場面も生じている。

新型コロナウイルス感染症の流行下にあつては、新型コロナ病床と同時に、結核等、他の感染症の病床もあわせて確保することが必要であるが、確保に向けては、対応する医療機関への補助制度の充実が必要である。

結核病床の確保が、間接的には新型コロナウイルス感染症対策の一つとなることも考慮して、補助制度の充実に向けては緊急包括支援交付金での財源措置を要望したい。

① 本県の新規結核患者数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年
新規結核患者数（人）	1,135	1,024	987	808

2 本県におけるエイズ患者数と感染者数を合わせた2021年の新規報告数は、67件に例年と比べ減少しているが、その約半数が感染時ではなく、発症時に判明したものとして報告されている。

これは、新型コロナウイルス感染症の流行により、検査機会が減少してしまったことや、外出自粛による受検者の検査控えが原因として考えられ、検査体制の整備による感染者の早期発見が大きな課題となっている。

本県では、保健所での直営検査と、民間の医療機関と連携した委託検査をそれぞれ実施しているが、国庫補助金の算出方法が、検査件数に単価を乗じるものとなっており、人件費や会場費等の固定的な費用を賄うことが困難となっているため、補助単価の増額等が必要である。



(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

【提案項目】

筋電義手の利用を希望する全ての人に訓練用の筋電義手が行き渡るよう、装用訓練を提供できる医療機関等に対する「補装具装用訓練等支援事業」の補助対象等を拡充すること。

【提案理由等】

筋電義手が、障害者総合支援法の補装具支給の対象となるためには、個々の障害の状態、就業や教育の状況並びに生活環境等を踏まえ、また、装用訓練を通じた状況等を勘案し、その必要性が認められなければならないが、そのためには長期の訓練が必要であり、訓練用の筋電義手の確保や調整等はこれまで主に病院等の負担で行われてきた。

国は、令和3年4月に障害者総合支援法に係る基準を改正し、筋電義手を特例補装具から補装具に変更した。併せて、装用訓練ができる病院等の拡大に向け、支援事業を立ち上げた。

こうした取組は、一定の評価に値するものの、当該支援事業はその対象を小児筋電義手に限定しており、筋電義手は就業に伴う成人からの希望などもあるため、対象を成人にも拡大する必要がある。

また、筋電義手は1本150万円程度と高額であり、調整等に係る負担も大きいことから、500万円となっている上限額の引き上げも必要である。

さらに、これまでの支援対象は、各年度3機関と十分ではないため、訓練を実施するすべての機関が補助の対象となるよう規模を拡大する必要がある。

筋電義手の幅広い世代への普及に向けて、多くの病院やリハビリ施設が、費用負担をすること無く筋電義手の装用訓練を行えるよう、国による支援の拡充が必要である。

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置

成年後見制度の利用促進に当たり、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、利用負担に係る財源措置の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業に係る財源措置

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、日常生活自立支援事業による支援を受けられない事態が生じないように、財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

福祉サービス第三者評価の普及・定着を図るため、広域的な啓発を行うとともに、事業者に対する効果的な受審誘導策を新たに導入し、事業者が利用しやすい制度とすること。

4 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設定

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

5 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進

民生委員・児童委員の活動量と負担感の増加に伴い、担い手不足が恒常化しているため、活動実態に見合った活動費の充実を図るとともに、負担軽減を図るため、活動の範囲や役割を明確化すること。

また、民生委員・児童委員制度についての社会的認識を高め、国民の理解を促進するため、活動に関する積極的な広報・啓発活動を実施すること。

6 地域生活定着促進事業の円滑な実施

地域生活定着促進事業については、地域生活定着支援センターの設置経緯や趣旨、国と地方の役割分担を踏まえ、地方に負担を求めることなく事業の円滑な実施に支障をきたさない補助制度とすること。

7 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

また、重層的支援体制整備事業に係る都道府県負担については、確実に交付税措置すること。

8 再犯防止施策の着実な実施

地方再犯防止推進計画に基いて実施される各種施策について、着実な運営が確保されるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

9 災害福祉支援ネットワークの安定した運営

大規模災害時に、避難所等へ災害派遣福祉チームを派遣するなど、災害時要配慮者に対する必要な支援を行うため、平時から、支援体制の確保・強化を図る災害福祉支援ネットワークの運営に係る人件費等に対して十分な財源措置を講じること

10 地域区分及び級地区分の見直し

障害福祉サービスにおける地域区分及び生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

11 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

(1) 近年の生活保護法改正により、福祉事務所の調査等業務や就労支援、不正受給対策、健康管理支援事業の創設や後発医薬品の使用原則化、さらには、日常生活支援住居施設の創設、被保護者の自立支援及び制度の適正化が強化されているため、その対応に必要なケースワーカーや経理事務担当者等の増員が図られる仕組みを構築すること。

(2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援を行えるよう、生活保護システムの標準仕様書の作成だけでなく、更なる業務改善に向けた具体的な検討を継続すること。

12 生活保護決定等に関する審査請求に係る裁決権限の県から政令指定都市への移譲

生活保護決定等に関する審査請求については、被保護者の権利利益の迅速な救済等が必要なため、裁決権限を県から政令指定都市へ移譲できるよう法令改正を行うこと。

13 生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する自立支援

(1) 生活保護受給者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。

(2) 認定就労訓練事業については、事業の実施拡大に向けた必要な措置を講じること。

14 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた人材養成

生活困窮者自立支援法に基づく施策の円滑な実施に当たっては、各地方自治体が実施する事業に従事する人材の養成が急務となっていることから、令和2年度から都道府県へ一部移行された国の人材養成研修について、財源や都道府県の研修担当職員の研修の充実など、必要な措置を行うこと。

15 ホームレスの自立支援等の推進

未だ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化といった状況が見られることから、国の責任において、終夜営業店舗に起居する等不安定な居住環境にある「ホームレスになるおそれのある人」の実態把握のため、実態調査を実施すること。雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、十分な財源措置を講じること。

16 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営

生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図られるよう、償還事務や相談員の配置に要する経費について、引き続き十分な財源措置を講じること。

17 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

【提案理由等】

- 1 介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者総合支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が成年後見制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬が支障となって、申立てを行うことができないケースが認められる。また、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、各市町村において市町村長申立て以外の案件や保佐・補助類型も助成対象とされるよう検討することが望ましいとされた。こうしたことから、成年後見制度の利用促進のためには、類型を問わず後見人報酬などの負担が経済的に困難な人を支援する必要があり、財源措置の更なる充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業については、一人ひとりの利用者に応じたきめ細かな対応を図るため、全市町村の社会福祉協議会に専門員を配置しているが、平成27年度に補助基準額が改正され、さらに、平成29年度には激変緩和措置が廃止された。こうしたことにより、市町村社会福祉協議会においては、委託料を上回る負担を強いられ、その活動に支障が出ている。
本事業の対象者である認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、本事業によるサービスを利用できない事態が生じないよう、国においては、財源措置の充実が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県で推進組織を設置し、普及に取り組んでいるが、本制度の一層の普及・定着には、利用者及び事業者における制度の理解と重要性の認識が不可欠である。国においても利用者に対しては、分かりやすい制度となるよう広域的な啓発を進めるとともに、事業者に対しては、メリットとなる効果的な受審誘導策を導入し、利用しやすい制度となるよう、制度設計を見直す必要がある。
- 4 社会福祉施設の設置認可、検査等の権限については、以前から、政令指定都市及び中核市に移譲されているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、未だに都道府県のみが補助主体とされており、権限と財源の不均衡が生じている。こうしたことは、負担の公平性の観点から妥当性に欠けているため、同制度について、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、権限と財源の整合を図ることが必要である。
- 5 民生委員・児童委員の担い手不足が恒常化している一方で、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴い活動量は増えており、また対応すべき課題も複雑化しているため委員個人の負担感も増している。民生委員・児童委員の活動環境の整備を促進するためには、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。
また、民生委員法及び児童福祉法の職務に関する規定が抽象的であり、民生委員・児童委員の業務かどうかの線引きがあいまいであることから、行政が担う事務など委員として必要以上の作業や活動へ参加をしているケースもある。委員の負担感を軽減するため、業務内容を整理

し明確化する必要がある。

さらに、全国民生委員児童委員連合会が令和元年3月に行った調査では、民生委員・児童委員を知っている割合は約7割である一方、9割を超える人が、役割や活動内容を十分に理解していない現状が明らかになったが、住民からの協力や活動参画を促す観点からも、様々なメディアを活用した積極的な広報・啓発活動について、国において広域的かつ集中的に実施することが必要である。

- 6 地域生活定着促進事業については、平成21年度の事業創設当初から、全額国庫補助の事業として、国が全国一律に実施を進めた経緯があるが、平成27年度から、地方における財政負担の考え方が示された。その中では、地方の財政負担は必須とならなかったものの、補助基準額の4分の3相当を基本とした定額補助となったことから事業規模を縮小せざるを得ず、事業の円滑な実施に支障をきたす状況となっている。本事業は、都道府県が行うべき法定事業ではなく、その内容から国が行うべき事業であることから、国において必要な財源を全額措置する必要がある。
- 7 重層的支援体制整備事業は、一義的には市町村が主体となって実施するものであるが、NPOや地域の地縁組織等といった多様な主体の参画や、その中核を担う人材の養成が不可欠であるなど、超えるべきハードルが高く、実施について「検討中」としている市町村が多いことから、制度の普及にあたっては、都道府県の後方支援が不可欠である。
また、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とする考え方が示されたところであるが、安定的な事業実施にあたっては、当該財政需要についての的確に把握され、交付税措置されることが重要である。
- 8 都道府県では、地方再犯防止推進計画を定め、地域の状況に応じた各種施策を策定、実施しているが、再犯防止を図るためには刑事司法のあらゆる段階のみならず、手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施が必要であり、安定的な財源を確保する必要がある。
- 9 大規模災害時には、高齢者や障がい者、子どもなどの災害時要配慮者が避難生活を送る上で生活機能の低下等の防止を図るため、避難生活の早期の段階から必要な福祉支援を行うことが重要である。
そうした支援体制を確保するため、国の通知に基づき、災害福祉支援ネットワークが都道府県単位で組成されている。災害福祉支援ネットワークにおける研修や訓練等の事業費については補助されているところであるが、人件費等のネットワーク運営経費については十分な財源措置がされていないことから、必要な財源措置を講じる必要がある。
- 10 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど、地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
特に、障害福祉サービスにおける地域区分については、近隣自治体との不均衡が生じることにより、事業所などの事業者の運営や人材確保に悪影響を及ぼし、福祉サービスの質の低下につながることを危惧されることから、地域の実態に応じた地域区分への見直しが必要である。
- 11(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済状況が悪化し被保護者の増加が見込まれるため、ケースワーカーの増員等体制整備は急務である。現状、各種調査や決定事務などに追われ、本来の自立支援に向けたケースワーク業務を行えない。また、査察指導員は、指導担当するケースワーカーも多い上、1000世帯を超えるケースについての審査を抱える等、チェック機能も限界を超える状況になりつつある一方で、生活保護費の支給等事務の適正な実

施の強化が求められている。

さらに、近年の生活保護法改正により、福祉事務所の調査等業務、就労支援や不正受給対策がより強化されていることを踏まえ、ケースワーカーや経理事務担当者等の増員について、国が財源措置を講じる必要があるほか、社会福祉法で示す標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要がある。

- (2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、国において生活保護システムの標準仕様書1.0版を作成し、今夏公表されることとなっているが、生活保護システムだけでなく、他制度との情報連携の拡充など、更なる業務改善に向けた具体的な検討を継続する必要がある。

- 12 生活保護決定等に関する審査請求は、簡便かつ迅速な被保護者の権利利益の救済を図ると共に、審査の客観性及び公正性を担保することが必要である。

審査対象となる決定処分は、最低限度の生活保障に関する決定であり、より迅速性を求められるところであるが、近年の基準改定に伴う審査請求件数の急増から、域内の審査庁が1か所（知事）では、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況にある。審査請求の半数以上が指定都市に係るものであることから、裁決権限を移譲し、分散することにより、事案処理の加速化を図ることが効果的である。

また、指定都市に裁決権限を移譲することで、処分庁と審査庁が同一自治体となる問題については、平成28年度の行政不服審査法の改正により、指定都市にも第三者機関である行政不服審査会が設置され、裁決内容に第三者意見が反映される仕組みになったことで、客観性及び公平性が担保されるものと考えられる。

- 13(1) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援については、各地方自治体においても、様々な事業に取り組んできたところであるが、財源確保は各地方自治体の重要な課題となっており、十分な財源措置を講じる必要がある。

- (2) 認定就労訓練事業については、認定取得を社会福祉法人や民間企業に働きかけているものの、事業所ごとの申請が煩雑であるなどの理由から取得が広がらない状況にあり、認定申請手続の更なる簡素化や一般市への認定権限の拡大、認定事業所へのメリット付与などの措置を講じる必要がある。

- 14 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な支援を行うためには、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を養成することが重要である。本制度の円滑な実施に当たっては、早急に人材を養成することが重要であることに鑑み、国は必要な措置を講じる必要がある。

- 15 居所のないホームレスの問題は、国の責任の下で解決すべき課題であり、地域における取組が後退することがないよう、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、十分な財源措置を講じる必要がある。

また、「ホームレスとなるおそれのある人」についても、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法において、自立支援等に関する規定が置かれ、支援の対象として位置付けられているが、その実態把握のための調査については、平成19年に実施されてから行われておらず、その発生原因や生活実態等については、いまだ不明確のままであり、効果的な支援が困難な状況にある。

については、より効果的なホームレス支援施策を推進していくためにも、その基盤となる「ホームレスとなるおそれのある人」の全体像の把握のための実態調査を、広域的に実施することが必要である。

- 16 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であり、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、貸付制度の抜本的見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組であり、貸付終了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や償還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、引き続き国が責任を持って十分な財源措置を講じる必要がある。

- 17 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度においては、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担（事務費として、国が2分の1、都道府県が2分の1を負担）するものとされている。

また、その償還については、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することとなるが、競売による債権回収等において、費用が高額になる場合がある。

本制度は、要保護者世帯を対象としていることに鑑み、当制度の実施による効果に応じた費用負担とすることが適当であることから、貸付や償還等に要する事務経費についても、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の負担（国4分の3負担）とすべきである。

V-22 地域生活支援拠点等の整備・運営に対する財源措置

提出先 厚生労働省

【提案項目】

地域生活支援拠点等の整備・運営について、施設整備や人員配置に対する費用等への十分な財源措置を講じること。

【提案理由等】

第6期障害福祉計画に係る国の基本指針においては、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする旨規定されている。

本県では、第5期障がい福祉計画において、住民に身近な市町村で十分な機能を担う体制の整備が必要であることから、各市町村において地域生活支援拠点等を整備することを成果目標とし、取組を進めてきたが、一部の市町村からは、特に緊急時の受入れ先となる事業所における人材不足や、地域生活支援拠点等に必要な機能を確保するための財政負担が過重であることなどが課題となり、整備が進まないとの声がある。

国の基本指針に規定された目標を達成するためにも、地域生活支援拠点等の施設整備や、必要な機能を確保するための人員配置に対する費用等について、国による十分な財源措置が必要である。

V-23 高齢者保健福祉サービス等の充実

提出先 厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

高齢者保健福祉サービス等の充実を期すため、早期に次の措置を講じること。

- 1 サービス付き高齢者向け住宅について
サービス付き高齢者向け住宅の建設及び登録に当たっては、市町村が事前に把握する仕組みを法的に確立すること。
- 2 介護職員処遇改善加算等の制度整備
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、複数の指定権者にまたがって介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善計画が作成されている場合であっても、必要な事業者指導ができるよう、制度の整備を行うこと。
- 3 喀痰吸引等研修制度の円滑な実施
介護職員等が喀痰吸引等に係る研修を受講する際の費用について十分な支援を行うこと。
- 4 地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの研修実施
国立保健医療科学院において、地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの全体マネジメント等、中核となる職員の養成に必要な、体系的な短期研修を実施すること。
- 5 「お泊まりデイサービス」の法整備
「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全が確保できるよう、国において十分な法整備を行うこと。
- 6 リハビリテーション専門職が地域で活躍できる制度づくり
リハビリテーション専門職がその専門性を活かして地域で活躍できるよう、診療報酬及び介護報酬において地域との連携を評価する加算を設けること。
また、訪問リハビリテーション事業所の人員基準等を見直し、主治医との連携が取れていることを前提に、リハビリテーション専門職のみで訪問リハビリテーション事業所を開設できるようにすること。
- 7 老人クラブ活動等実施要綱における老人クラブの会員数の基準緩和
老人クラブ等事業運営要綱で「おおむね 30 人以上」と規定されている会員数の基準を緩和し、30 人未満の老人クラブについても在宅福祉事業費補助金の補助対象とすること。

【提案理由等】

1 サービス付き高齢者向け住宅は、あくまでも「住まい」であり、自由参入の分野であることから様々な住まいの形態があってよいと考える。また、高齢者の増加が見込まれる中で今後も重要な住宅として期待できる。

しかし、サービス付き高齢者向け住宅の建設や登録は、市町村との協議手続きが定められていないことから、地元の市町村や関係団体との事前調整が不十分なまま設置が進められることによって、地域の救急医療体制に支障が生じる等の課題もあり、行政の関与を求める声が高まっている。

2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、複数の介護サービス事業所の介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善計画を一括して作成した場合には、加算を受給した事業所と当該加算を原資として賃金改善を行う事業所が異なってもよいこととされている。しかしながら、それらの事業所が指定権者の所管区域を越えて所在する場合には、加算の算定要件である賃金改善の実施に関する確認や指導監督が極めて困難であるため、加算の算定要件等の見直しを行う必要がある。

3 介護職員等が喀痰吸引等を実施する際には、一定の研修を受講する必要があるが、在宅介護に携わる介護職員等については、指導看護料や医師指示料の負担から実地研修に係る指導看護師の確保や医師指示書の取り付けなどが困難となっている。そのため、介護職員等の受講が妨げられることのないよう、指導看護料の補填や研修時医師指示料について保険適用とするなど研修に係る費用について十分な支援を行うことが必要である。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、システムの中の個々の取組をテーマとする研修は行われているものの、全体のマネジメントも含めた体系的な研修は実施されていない。

地域包括ケアシステムを担当する職員を養成するため、国立保健医療科学院において、地域包括ケアシステムについて体系化した研修を実施する必要がある。

5 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は法令により保険給付の対象とされているが、宿泊サービスは法令に基づかないサービスである。しかし、宿泊サービスについても高齢者へのサービスは適切に行われる必要がある。

国は、利用者保護の観点から、宿泊サービスについて届出制や事故報告の仕組みを構築することとし、省令基準の改正や人員・設備等の指針の策定を行ったが、法的な拘束力を伴うものではないため、仕組みとして十分とはいえない。また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、人員・設備の不足から感染拡大を招いた例も散見された。そのため、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督ができるよう法整備を行うことが必要である。

6 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ（令和元年12月13日）などにおいて、市町村の介護予防事業へのリハビリテーション専門職の効果的な関与が求められるようになったが、リハビリテーション専門職の多くは医療機関や介護保険事業所に所属していることから所属の理解が得られず、地域での活動に関与することが難しいことが多い。地域活動への協力で診療（介護）報酬で加算を設けるなどのインセンティブが必要である。

また、訪問リハビリテーション事業所の開設は病院や診療所、老健、介護医療院に限られており、医師の配置が義務付けられている。今後、リハビリテーションのニーズが増える中、主治医との連携が取れていることを前提とした上で、リハビリテーション専門職のみでも訪問リハビリテーション事業所を開設できるようにし、専門性を活かして地域で活

躍できる仕組みを整備する必要がある。

- 7 近年、高齢化等が原因とみられる老人クラブの会員の減少、クラブの解散が顕著となっている。国でも、「これまでおおむね30人以上の会員により適正に運営されてきたクラブが、諸般の事情により会員が減少したものの、今後も継続的な活動が見込まれる」と認められる場合には補助対象としてよいとの見解を示しているが、基準が明確でないうえ、今後、新たなクラブの結成を促していくことが求められる中、30人という規定がハードルとなっている。

「在宅福祉事業費補助金」の補助対象外となると、活動資金が十分に得られず、活動が停滞するおそれがあるが、人生100歳時代を迎える今、老人クラブの活動を活性化し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、健康づくりを推進するため、老人クラブ数・会員数減の抑制策として会員数の基準を緩和し、老人クラブに対し適切な補助を行う必要がある。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
介護給付費財政調整交付金については、全ての市町村で5%を確実に措置すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収、保険給付などの事務負担が増大している中、居宅介護支援事業所の指定権限の移譲や保険者機能強化に向けての取組が求められるなど、市町村の負担は過大になっていることから、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
また、保険者機能強化推進交付金の評価指標該当状況調査については、都道府県及び市町村に過大な事務負担が生じないようにすること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とするなど見直しを行うこと。
- 4 介護保険施設における介護報酬等の見直し
特別養護老人ホーム等において、透析等医療的配慮が必要な者を受け入れた場合には介護報酬で評価すること。また、介護老人保健施設においては、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 5 介護ロボットの介護保険適用
介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、効果検証の結果を踏まえつつ、介護報酬での評価や人員配置基準の見直し等をさらに進めるとともに、福祉用具として介護給付の対象とすること。
- 6 科学的介護情報システム（L I F E）の収集項目の見直し
令和3年度から稼働した科学的介護情報システム（L I F E）における収集項目について、介護現場の負担軽減のため簡便な手法で適切に利用者の状態の改善を把握できる指標を検討すること。

【提案理由等】

- 1 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、これを解消する必要がある。

- 2 高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大している中、権限移譲による事務負担や保険者機能強化の取組も求められ、人員が限られる中で市町村の負担が過大になっていることから、事務の負担軽減や費用負担についての措置を講じる必要がある。
また、保険者機能強化推進交付金の評価指標該当状況調査については、評価項目数が多く、また評価基準や定義が不明確であることから都道府県や市町村の事務負担が大きくなっているため、既存調査の活用や統合など、事務負担の軽減を図る必要がある。
- 3 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、中核的な役割を果たすことが期待されているが、現状では、介護予防支援業務（ケアマネジメント）に係る報酬は、業務実態を十分反映していないことから、見直しが必要である。
- 4 透析患者などの慢性的な疾患により定期的に専門の医療機関へ通院する要介護者が介護保険施設に入所した場合、特別養護老人ホームにおける通院等の施設の負担が過剰になっていることや介護老人保健施設での介護保険優先による診療報酬の請求が制限されていることから、透析患者など継続的な医療の必要な要介護者が入所できるよう介護保険施設が受け入れた場合の介護報酬上の評価や医療保険適用範囲の拡大等、見直しが必要である。
- 5 介護ロボットについては、サービスの質の向上や従事者の負担軽減につながることを期待される。特別養護老人ホームにおいては、介護ロボットの一部の機器について人員基準を緩和することが認められたが、他の介護サービスも含めて、介護報酬での評価や人員基準の緩和を更に進めるとともに、福祉用具として介護保険を適用することも進めていく必要がある。
- 6 令和3年度報酬改定において、利用者の状態の改善に関するアウトカム評価が拡充されたところだが、現在用いられている指標は「測定に手間がかかる」との声もある。簡便な手法で適切に利用者の状態を把握できる指標の導入が求められるため、L I F Eの収集項目を見直し、エビデンスの集積を行う必要がある。なお、その際は本県で開発した「未病指標」の追加も検討いただきたい。

V-25 軽度・中等度難聴児の学びの機会確保

提出先 厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の学びの機会等を確保するため、補聴器購入費助成制度を全国統一の制度として実施すること。

【提案理由等】

軽度・中等度難聴児の補聴器の装用は、発達の支援に有効とされているが、補聴器は高価なため、生活困窮世帯等では購入できないことがある。

本県では、軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、平成29年度から県単独事業として助成制度を創設し、また、現在、全都道府県が同様の補助を自主財源で実施しているが、ハンディキャップのある子どもにも平等に学びの機会が確保されるよう、国においても一定の財源措置がなされるべきである。

軽度・中等度難聴児への補聴器等補助件数（令和3年度）

補助対象人数	耳かけ型補聴器				イヤモールド		その他	
	軽度・中等度難聴用		高度難聴用 重度難聴用					
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
102	60	21	6	2	68	64	6	63

<対象>

- 18歳未満
- 平均聴力レベルで両耳とも原則として30デシベル以上で、15条指定医が補聴器の購入が必要と認めた者
- 所得制限あり（補装具費支給制度と同様）

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課）

V-26 発達障がい児者への支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

発達障がい児者への支援を充実させるため、児童期だけでなく成人期の発達障がいにも対応できる児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。

【提案理由等】

発達障がいに関する診断等のニーズは高いが、発達障がいを的確に診断できる専門医は不足している。これまで「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」や「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」が実施され、また令和元年度からは「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」が実施されたが、発達障がいの専門的な診断や服薬指導を行える児童精神科医等の不足を根本的に解消するには至らないため。

V-27 自立支援給付費の国庫負担金の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

居宅介護や重度訪問介護など訪問系サービスには国庫負担基準が設けられている。また、基準額を超過した市町村に対し補助を行う都道府県に対する補助制度を設けているが、都道府県や市町村に過大な負担が生じることのないよう、義務的経費としての国庫負担の在り方を見直すこと。

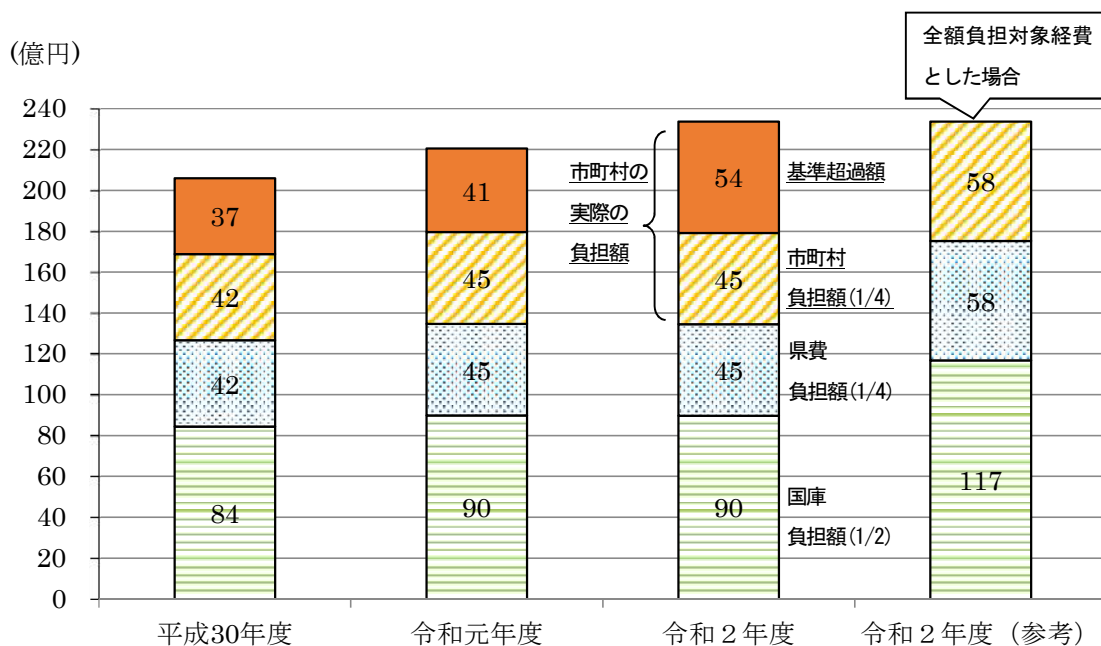
【提案理由等】

自立支援給付費負担金については、サービス量の増大とともに増加し続けているため、県及び市町村の財政を圧迫している。

特に訪問系サービスについて国庫補助基準が設けられており、超過分に関しては、別途補助を行う仕組みはあるものの、財政規模等に応じた支給要件があるため補助対象から除外される市町村もあり、結果として超過額を市町村が負担している。

共生社会の実現や地域生活移行の促進など、在宅系サービスの充実は今後も重要であることを踏まえると、法定負担率どおり市町村が支弁する費用の100分の50を国が全額負担するべきである。

本県の訪問系サービスの実績額の推移



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

V-28 精神障がい者に対する鉄道運賃割引の導入

提出先 厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

精神障がい者が J R 等鉄道事業者の旅客運賃割引の対象となるよう、関係機関に働きかけること。

【提案理由等】

精神障がい者は、身体障がい者、知的障がい者に比べて、公共交通機関の運賃割引制度の導入が遅れており、J R 等鉄道事業者の旅客運賃割引の対象外となっている。

本県としても、精神障がい者へのバス運賃割引の導入に向けて、関係機関への働きかけを行っているが、未だ実現していない状況である。

精神障がい者の社会参加を進めるためには、身体障がい者、知的障がい者と同様の支援が必要であり、各種公共交通機関における運賃割引導入を促進するためにも、精神障がい者を J R 等鉄道事業者の旅客運賃割引の対象となるよう、国から関係機関に対し働きかける必要がある。

【提案項目】

原爆被爆者二世に対して、医療費助成などの援護施策の充実を図ること。

【提案理由等】

現在、原爆被爆者二世の援護施策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」には規定されておらず、健康診断については国庫補助により全国的に実施されているものの、被爆者に対して行われているようながん検診費用や医療費の助成などは行われていない。

しかしながら、原爆被爆者二世は、被爆者と同様に、健康面で大きな不安を抱えながら生活しており、国による統一的な健康管理事業の実施や医療費の助成などの援護施策について、法律に規定し、がん検診費用や医療費の助成などについても国が財源措置を行い、原爆被爆者二世が安心して生活できるよう支援する必要がある。

VI-1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付について当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられていることから、速やかにこの経過措置を廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担することが原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、原則どおり、国が責任を持って財源負担するべきである。

VI-2 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

幼児教育・保育の無償化の財源負担において、地方負担分が地方消費税増収分を超過した場合の地方交付税不交付団体への対応について、特例交付金の継続などの財源措置を検討すること。

【提案理由等】

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、国は、地方消費税増収分を超える分は地方交付税で補填するとしているが、地方交付税不交付団体は補填を受けられない。このため、特に市町村が全額負担するとされた公立施設(保育所・幼稚園・認定こども園)を多く抱える不交付団体からは、市町村の財政を圧迫することを懸念する声が上がっており、特例交付金の継続などによる財源措置を検討する必要がある。

区分		負担割合		
		国	都道府県	市町村
〈新制度〉保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
	公立	-	-	10/10
〈新制度未移行〉私立幼稚園				
認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター・病児保育事業・幼稚園預かり保育		1/2	1/4	1/4

令和3年度地方交付税不交付団体

鎌倉市(5)、藤沢市(14)、厚木市(4)、寒川町(0)、箱根町(4)、

※ () は公立保育所・幼稚園・認定こども園の数。下線は全てが公立の自治体

「教育の無償化に関する国と地方の協議」(平成30年12月3日)資料1(抄)

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整(下図)を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

VI-3 ひとり親世帯への支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

ひとり親世帯に対する支援の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 ひとり親世帯に対する養育費確保のための支援
子どもの健やかな育成のため、ひとり親世帯の養育費が確実に確保できるよう支援を行うこと。
- 2 ひとり親世帯に対する自立支援施策の充実
ひとり親世帯が、安定的で自立した生活が営めるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の見直しや給付型支援策の創設を行うこと。

【提案理由等】

- 1 「全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省平成28年度調査）によると、母子世帯数は123.2万世帯（前回23年度調査比：0.6万世帯減、0.5%減）あるが、「現在も養育費を受けている」割合が24.3%と4分の1以下であり、子どもの健やかな育成のため、養育費の確保は重要である。

また、「平成28年国民生活基礎調査」（厚生労働省調査）では、母子世帯の平均所得は270万円で、全世帯の546万円、児童のいる世帯の708万円と比較して、非常に低い水準となっている。

令和2年4月からは、改正民事執行法が施行され、養育費の確保に向けた法的な枠組みができてきた。さらに国において、「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（法務省、厚生労働省）や「養育費不払い解消に向けた検討会議」（法務省）が設置され、検討が進められたことや、昨年2月には、法制審議会に諮問を行うなど不払い養育費解消に向けた取組が進められているが、安定した家庭を営む上で、必ず養育費が確保できるような仕組みをつくり、支援していくことが必要である。

- 2 ひとり親への支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度があるが、ひとり親世帯の経済的負担を鑑み、償還に係る減免制度の導入など制度見直しや給付型支援策の創設のほか、就業支援施策の充実などにより、自立の促進を図る必要がある。

VI-4 教員への障がい者雇用促進に係る総合的な環境整備

提出先 文部科学省

【提案項目】

教員への障がい者雇用について、総合的な環境整備を通して雇用促進につなげるため、次の措置を講じること。

- 1 教員としての就労を志望する障がいのある学生を支援する仕組みづくり
 - (1) 障がい者が教員を目指す上での課題について実態把握を進めるとともに、教員養成課程を有する大学等に対して、障がい者を積極的に受け入れるよう働き掛けること。
 - (2) 障がいの特性に合わせた教材開発や教育実習プログラムの研究・開発、教育実習時の受入体制の整備等、必要な支援制度を創設すること。
- 2 障がいの有無にかかわらず、児童・生徒の快適な学校生活や職員の働きやすい職場を実現する環境整備への支援
 - (1) 障がいのある教員の校務等を支援・補助するための人的措置を図ること。
 - (2) 学校施設等のバリアフリー化等の改善に向け、財政的な支援を行うこと。
- 3 精神障がい者である短時間勤務職員に係る特例について、令和5年度以降も制度を継続すること。

【提案理由等】

国が発表した令和3年6月1日時点の全国の都道府県教育委員会における障がい者雇用率は、47機関中24機関が未達成であることから、教員への障がい者雇用の促進については全国的な課題があると考えられる。このような教育現場の実情を踏まえて、教員を志望する障がい者が能力や適性を遺憾なく発揮できるよう、国の責務によって所要の措置を講じる必要がある。

- 1 教育委員会の職員は、免許資格職である教員が約9割を占めており、その採用の前提として教員免許の取得が必要であるが、大学等の教員養成機関での障がい者の割合は決して多くないといった構造的な課題がある。このことから、教員としての就労を志望する障がいのある学生を支援する仕組みを構築し、積極的に受入れを図っていく必要がある。
- 2 教育現場における障がい者が働きやすい環境の整備は、いまだ十分とは言えず、校務等、授業を行う際の支援や災害時の児童・生徒の安全確保等を担うための補助を担当する人的措置や、学校施設等のバリアフリー化等施設の早急な改善が必要とされており、そのために十分な財政措置が必要である。
- 3 精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者に比べて職場定着率が低いという課題がある。一方で、精神障がい者の職場定着率は、週20～30時間勤務において最も高く、この時間数での就業形態が求められている。今後も、精神障がい者の積極的な雇用の創出や定着を図るためには、短時間労働者の雇入れの継続が不可欠であることから、特例の継続が必要である。

(神奈川県担当課：教育局総務室、財務課、教育施設課、教職員人事課)

VI-5 SNS等を活用した相談事業の継続実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

日頃使い慣れているSNS等を通じて、いじめをはじめとする様々な悩みについて気軽に相談できる体制を子どもたちは評価している。

今後もSNS等を活用した相談事業を確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

【提案理由等】

全国的に、中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめをはじめとする様々な問題に一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっている。こうしたことから、本県では、平成30年度から、SNS等を活用した相談事業に係る補助金を活用し、「LINE（ライン）」による相談窓口を開設し、相談事業を実施した。

令和3年度事業の相談者のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。

こうした中高生のニーズに沿った方法で、より多くの子どもたちの相談に対応できるよう、国は各自治体が今後も円滑に事業を実施するための十分な財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

義務教育における就学援助制度の円滑な実施を図るため、次の措置を講じること。

- 1 要保護児童生徒の就学援助について、国は、引き続きその経費の2分の1を補助するとともに、就学援助の実態に応じた補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。
- 2 準要保護児童生徒の就学援助について、すべての市町村で同等の支援が行えるよう、国として必要な財政措置を講じること。
- 3 要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、生活保護基準の見直しによる影響を受けることがないよう、市町村への十分な財政措置を含めて必要な措置を講じること。
- 4 児童・生徒の年齢にかかわらず、義務教育諸学校に在籍する者を就学援助制度の対象とすること。

【提案理由等】

就学援助制度は、義務教育の実施において、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を行い、要保護児童生徒については、国がその費用の2分の1を補助しているところであるが、より実効性を高めるためには、就学援助の実態に応じた援助費目の設定や補助単価の設定をはじめ、国による統一的な運用指針等を含めた制度の充実が求められる。

特に、準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度より国の補助が廃止され、地方財政措置される中で各市町村が単独で実施しているが、現状では市町村により援助費目や援助額が異なるなどの格差が生じているため、すべての市町村で同等の支援が行われるよう、国による十分な財政措置が必要である。

さらに、平成30年10月に生活保護基準の見直しが行われたが、就学援助にその影響が及ばないよう、特に、市町村が独自に実施している準要保護児童生徒の就学援助について、十分な財政措置等の対応が必要である。

また、本県では、県内市町村が3校の中学校夜間学級を設置し、学齢期に学校教育を受けることができなかった者に対する教育機会の確保に取り組んでいる。しかし、就学援助制度は、学校教育法第17条に規定する学齢（満十五歳に達した日の属する学年の終わり）までの児童生徒を対象としているため、大部分が成人である中学校夜間学級に在籍する生徒は、制度の対象外となっている。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、中学校夜間学級に在籍する生徒について、その年齢にかかわらず就学援助制度の対象とする必要がある。

VI-7 義務教育費国庫負担金の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。

2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財政措置

今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財政措置を講じること。

【提案理由等】

1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター(適応指導教室)担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は本県の負担となっている。

また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野(いじめ、暴力行為対策と不登校への対応)を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。

さらに、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の給与実態が反映されていないため、地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財政措置をする必要がある。

2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財政措置を講じることが重要である。

VI-8 教職員の心身の健康維持における支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教職員の心身の健康維持を図るには、すべての学校において、ストレスチェックの実施や医師の面接指導、相談体制等、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ることが重要である。

そのため、市町村立学校も含めたすべての公立学校において、産業医や保健師などの産業保健を担当する職員の配置を行うなど、必要な人的措置及び財政措置を講じること。

【提案理由等】

労働安全衛生法では、労働安全衛生管理体制の整備の観点から、学校の設置者が講じるべき措置が定められているが、学校の規模に関係なくすべての学校において、定期健康診断とその結果に基づく事後措置の実施が義務付けられている。

これに加えて、教職員が50人以上の学校においては、衛生委員会の設置、産業医や衛生管理者の選任のほか、平成27年度からは、ストレスチェックの実施が義務付けられている。

また、平成31年1月に出された中央教育審議会答申では、勤務時間管理の徹底とともに、学校における労働安全衛生管理の必要性が強く求められており、「学校の設置者は、この制度の趣旨を十分に踏まえ、教職員のメンタルヘルス対策として、特にストレスチェックについて、適切に実施できるように取り組むべき」とされている。

さらに、その際、「実施が努力義務となっている教職員が50人未満の学校についても、50人以上の学校と併せてストレスチェックを実施するなどの工夫が考えられる」とされている。

こうしたことから、市町村立学校も含めたすべての公立学校において、ストレスチェックの実施や医師の面接指導、相談体制等、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ることは重要であり、実効的な対策となるよう、産業医や保健師などの産業保健を担当する職員の配置等、人的措置及び財政措置を講じることが必要である。

【提案項目】

教職員定数の充実に向け、次の措置を講じること。

1 働き方改革の実現に向けた教職員定数の改善

学校における課題が複雑化・困難化する中、教職員の精神的・身体的負担も大きくなっており、本県における教員の長時間勤務の実態は極めて深刻なものとなっている。

本県では、教員の勤務実態を改善するため、様々な取組を進めているところであるが、地方自治体個々の取組の積み重ねだけでは長時間勤務の抜本的な解決は困難であることから、多忙化の解消と魅力的で持続可能な勤務環境を整えていくため、教職員定数の改善に関して次の措置を講じること。

- (1) 学級数に応じた定数の見直し
- (2) 新たな教職員定数改善計画の策定
- (3) 教職員の負担軽減に資する加配定数の拡充及び基礎定数化

2 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、加配定数を維持・改善するとともに、地方が弾力的に教職員定数を決定し、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう標準法を改正するとともに、特別支援学校においても、児童・生徒の障がいの種別や状況に応じた学級編制が可能となるよう、標準法を改正すること。

3 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要がある。そこで、標準法において定数として算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう、また、通信制課程において、心身の健康に問題を持つ生徒の指導等を担うことができる養護教諭を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

- 1 平成29年度に実施した県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査の結果、本県における教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなっており、長時間勤務の改善のためには地方自治体による取組や学校現場における業務改善の努力だけでは限界があることから、教職員定数の改善が不可欠である。

小・中学校における教諭等の数は標準法において、学校規模ごとの学級総数に一定の数を乗

じた数の合計と定められているが、規定の乗数では十分な教員数を配置することができず、勤務時間内で業務を終えることは不可能であることから、基礎定数内での教員配置数を拡大し、常態化している長時間勤務を解消するため、標準法に規定する乗数の見直しが必要である。

また、令和3年4月には標準法の改正により小学校全学年での学級編制の標準の引下げと、これに伴う教職員定数の改善が図られることとなったが、組織として様々な課題に対応するためには、中長期的な基礎定数の見通しに裏付けられた計画的・安定的な教職員人事を実現する必要があるため、引き続き、中長期的な定数改善計画の策定が必要である。

さらに、特別支援教育コーディネーター加配や、小学校における教科担任制推進加配などの加配定数の充実・拡大を図るほか、スクール・サポート・スタッフや小学校英語専科担当教員の配置拡充と基礎定数化を推進するなど、教職員の負担軽減に資する取組を行うことが必要である。

- 2 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、習熟度別の少人数指導等を行うための指導方法工夫改善加配を維持・改善する必要がある。

また、地方が弾力的な定数配置を行えるよう、加配定数の基礎定数化をはじめとする改善を進めるとともに、標準法の改正により、順次基礎定数化されている通級指導担当教員等定数の算定基準を引き下げ、基礎定数による配置定数を拡充するほか、全国一律の学級編制の標準についても、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるよう、標準法を改正する必要がある。

さらに、高等学校の学級編制についても、全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように標準法を改正するとともに、特別支援学校についても、在籍する児童・生徒の障がいの状況や障がい種別、地域の実情に応じた学級編制が可能となるよう、標準法を改正する必要がある。

- 3 本県では、大型実習船による長期航海を実施するなど、将来の水産業を担う中堅技術者の養成を行っている。さらに、実習船という性格上、任用する技術職員は技術面だけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。そのため、実践的技術や知識を持つ指導者として高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであること、本県では単独通信制の学校を有しており、心身の健康に問題を持つ生徒の指導及び保健指導等を担う養護教諭が通信制課程に必要であることから、実習助手及び養護教諭は標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続の変更
市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現
小・中学校等に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。
- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大
後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒の高等学校進学を促進するため、高等学校も就学奨励費の支給対象とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 すべての児童・生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の決定に当たっては、保護者や専門家から意見を聴取し、総合的に判断することに加え、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携する仕組みを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を進める必要がある。また、教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。現在実施されているモデル事業の結果等を踏まえながら早期に特別支援教室構想を実現し、必要な時間に、特別な指導を受けられる教育環境の整備が急務である。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県では、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。また、本県独自の取組として、コーディネーターの担当する授業を代わりに受け持つ非常勤講師を一部の小・中学校に配置した結果、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れている。しかし、この後補充非常勤講師の配置がない多くの小・中学校では、コーディネーターは、教員を充てることとされていることから、教科等指導や学級担任などの業務を担っているため、コーディネーター業務を十分

に行うことが困難な状況にある。インクルーシブ教育の推進に向け、多様な学びの場を整備することや、校内支援体制を充実させるため、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障がいのある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の経済的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障がいのある生徒を就学奨励費の対象とする必要がある。

【提案項目】

特別支援学校について、教室数不足の解消や、人口増加に伴う地域的課題への対応等適切な教育環境を整備するために「学校施設環境改善交付金」の集中取組期間について延長措置及び対象事業の拡充を講じること。

【提案理由等】

本県では、令和4年3月、特別支援教育における、これまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担と連携」を柱に、その施策の方向性を示す「かながわ特別支援教育推進指針」を策定した。

この指針の中で、「特別支援学校の整備」について、国の定める特別支援学校の設置基準を踏まえ、教室数不足の解消や人口増加に伴う地域的課題への対応や地域の教育資源を生かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり、老朽化対策と施設・設備の充実等の観点から、各市町村教育委員会との連携・協働により、今後の施策の方向について示している。

今後、特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化等へ対応するため、地域ごとに個別の特別支援学校の整備計画を取りまとめていく予定である。

個別の整備計画には、指針や国の定めた設置基準を反映し対応していく必要があるため、特別支援学校における教室数不足解消の集中取組期間として、令和2年度から令和6年度の、「特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業」における「学校施設環境改善交付金」算定割合を1/3から1/2にする財政措置について、個別の整備計画の策定、着手に時間を要することから、期間の延長措置が必要であるとともに、学校施設環境改善交付金の対象事業に高等部給食施設整備事業の追加など、補助制度の拡充が必要である。

VI-12 特別支援学校における看護師等の配置

提出先 文部科学省

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置

学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた医療的ケア看護職員については、義務標準法及び高校標準法において算定すること。また、作業療法士、理学療法士等の専門職を学校教育法等に位置付け、義務標準法及び高校標準法において算定すること。

2 就労支援を担当する職員の配置

就労支援及び卒業後の切れ目ない支援の充実のため、就労支援を担当する教員以外の職員を配置できるよう財政措置を行うこと。

3 高度な医療的ケアに関する指針の策定

人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアに関する、都道府県の具体的なガイドラインの参考となる指針を策定すること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケアの対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっており、加えて就労支援の充実も求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職に、特別免許状等を授与し、教員として任用している。今後は、インクルーシブ教育の推進に向け、特別支援学校以外の多様な学び場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要である。学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた看護職員については、義務標準法及び高校標準法において算定するとともに、作業療法士、理学療法士等の専門職を学校教育法等に位置付け、義務標準法及び高校標準法において算定する必要がある。

2 本県では、就労支援及び卒業後の切れ目ない支援のため、障害者雇用に精通した人材を社会自立支援員として任用している。今後、さらに就労支援を促進するとともに、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化を図り、地域のセンターとしての役割を果たすことが必要であることから、就労支援を担当する教員以外の職員を配置できるよう財政措置が必要である。

3 人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校において安全に学習できる環境をつくるための体制を整える必要がある。

(神奈川県担当課：教育局特別支援教育課)

VI-13 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

障がいのある児童・生徒の通学支援の充実のため、必要な財政措置を講じること。

- 1 障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるために、必要な財政措置を講じること。
- 2 医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車することができない児童・生徒への通学支援のために、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒をスクールバス乗車対象者としている。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加については、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

高等部知的障害教育部門の生徒については、自立と社会参加を目指した自力通学を基本とするが、障がいの状態等を踏まえ、必要な通学支援を行うこととしており、令和2年度より路線バスにおける見守りを必要とする生徒がいる学校に通学支援員を配置する予算措置を講じている。

障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けた取組のひとつとして、公共交通機関を利用した通学経験を積み重ねることは、児童・生徒の自信につながり、社会性の涵養を期待できることから、障がいの状態等に応じた支援体制が可能となるよう、通学支援員の配置について、財政措置が必要である。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、スクールバス運行中の医療的ケアの実施が、児童・生徒の体調管理や安全面での環境整備等により現状では難しい状況にあるため、保護者が自家用車で送迎するケースが多く、保護者の負担が大きい。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」においては、立法の目的の一つとして、「家族の離職の防止」が示されている。また、「学校の設置者は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる」とされている。通学支援については、現在、車両に対する国からの補助はなく、通学支援の充実を図っていくためには、国による「切れ目ない支援体制整備充実事業」の中に「運行車両に対する支援」を新設し、十分な財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。その後、平成25年度からは、対象学年の全児童・生徒を対象とした悉皆調査が実施されている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 ICTを活用した調査の推進

ICTを活用した調査の導入・継続実施に向けては、GIGAスクール構想により整備された学校のICT環境を自治体が今後も維持・管理並びに更新し、学校現場での円滑な調査の実施を支援できるよう、自治体に生じる負担について国が責任をもって財政措置を講じること。

3 児童・生徒の多様なニーズに応じた適切な配慮

調査問題の作成に当たっては、点字、拡大文字、ルビ振り等に加え、ユニバーサルデザインフォントを用いるなど、多様なニーズに応じた適切な配慮を行うこと。

【提案理由等】

平成19年度から悉皆調査で実施されてきた全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

その中で、平成22年度から平成24年度まで実施された抽出調査においては、市町村や学校ごとの詳細な状況把握及び分析等には活かしにくいという課題が見られた。

そこで、これまでの悉皆調査での成果を踏まえ、国の責務として必要な財源を確保し、継続的に悉皆調査を実施することを強く提案する。

また、各自治体や学校、児童・生徒が、本調査の結果と分析を教育活動や学習にさらに活かしていくためには、現在、文部科学省が検討している本調査のC B T (Computer Based Testing) 化を推進していくことが、結果提供の迅速化、つまずきの把握による多角的な分析や自治体独自調査との連携等の点で有効と考えている。

このICTを活用した調査の推進に当たっては、各市町村立学校のICT環境の維持、管理並びに更新及び学校現場での調査実施に係る支援を行うことが、国の責務と考える。

さらに、本調査においては、点字、拡大文字、ルビ振り等、一人ひとりの特性に配慮した対応がなされているが、併せて誰にでも読み取りやすいユニバーサルデザインフォントを用いて問題作成するなど、すべての児童・生徒が最大限の力を発揮できるような配慮について提案する。

VI-15 義務教育諸学校における教科用図書の調査研究の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

義務教育諸学校の教科用図書の調査研究をより充実させるため、次の措置を講じること。

- 1 調査研究期間を確保するため、教科書見本の市町村教育委員会等への送付時期を早めること。
- 2 教科用図書需要数の報告期限について、教科用図書採択の期限である8月31日から、とりまとめ作業に要する1か月以上の期間を確保した適切な時期に設定すること。
- 3 教科用図書需要数報告に使用している教科書事務執行管理システムを改善すること。

【提案理由等】

義務教育諸学校教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択することとされている。

各市町村教育委員会等が、採択に向け、より充実した調査研究を行うだけの期間を確保するためには、まず、例年5月頃に到着する教科書見本について、送付時期を早める必要がある。

次に、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに文部科学大臣に提出することとされている。また、一般図書については、法令の定めはないものの、文部科学省が各年度の通知で定める期日（9月30日）までに提出することが求められている。

需要数報告を行うために、本県では国公立の小学校、中学校、高校及び特別支援学校等合わせて約1,600校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行う必要がある。確認作業において、時間をかけて多くの補正を行っている実情もあり、教科用図書採択期限（8月31日）から教科用図書需要数の報告期限（教科書9月16日、一般図書9月30日）までに遺漏なく事務処理を行うことは困難である。

そのため本県では、需要数のとりまとめ作業に1か月以上を要することから、市町村教育委員会等から県教育委員会への需要数の報告期限を8月31日より前倒しして設定している。全国の状況を見ても、「令和2年度教科書採択関係状況調査」によると、都道府県教育委員会への需要数の報告期限について、約75%の都道府県が8月31日以前に設定している実態がある。

結果として、市町村教育委員会等は、政令が定める教科用図書採択期限よりも前倒しして採択をせざるをえないことから、より調査研究を充実させるためには、教科用図書需要数の報告期限を見直す必要がある。

さらに、各機関が、教科用図書需要数の集計作業等に要する時間を短縮できるようにするため、現行の教科書事務執行管理システムをより効率的で扱いやすい仕様に改善する必要がある。

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課)

【提案項目】

課題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 教育支援センターへの専任教員の配置

不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や教育機会の確保のため、教育支援センターに配置される専任教員について義務標準法において算定すること。

2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

(1) 児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、義務標準法及び高校標準法において算定すること。

(2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を3分の1から2分の1に復元すること。また、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、補助対象（配置校の総数の10%以内）の拡充を行うこと。さらに、安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案理由等】

不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や教育機会の確保のため、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センターに配置することが有効である。

また、コロナ禍により、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、貧困やヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化し、児童・生徒の自殺者の急増など、課題が深刻化している。学校では、こうした課題を抱える子どもを発見し、そのニーズに対応していくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠である。

平成29年度には学校教育法施行規則が改正され、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校職員に位置付けられていることから、義務標準法及び高校標準法において算定し、国が責任をもって財政措置する必要がある。なお、現行の国庫補助制度については、平成21年度に国庫補助率が1/2から1/3に減じられていることから、当面の措置として、補助率を1/2に復元し、国の財政措置を講じる必要がある。

さらに、公立高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者（スクールカウンセラー等）配置については、スクールカウンセラー等活用事業実施要領により、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安に補助するとされている。そのため、学校数の10%を超える公立高等学校への配置を行っている本県では、国庫補助の対象とならない部分を県単独予算により実施していることから、補助対象の拡充が必要である。

加えて、国の補助金額の内示については、本県の採用・配置計画に大きな影響を及ぼすものであるが、事業実施直前の3月末に国から通知されているため、内示時期を早める必要がある。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
25年度	459,278	2,179	0.47%	210,880	6,819	3.23%	670,158	8,998	1.34%
26年度	456,741	2,443	0.53%	210,296	6,920	3.29%	667,037	9,363	1.40%
27年度	454,730	2,319	0.51%	209,696	6,617	3.16%	664,426	8,936	1.34%
28年度	451,751	2,765	0.61%	208,032	7,652	3.68%	659,783	10,417	1.58%
29年度	450,878	3,222	0.71%	205,144	8,488	4.14%	656,022	11,710	1.79%
30年度	450,520	3,739	0.83%	201,147	8,855	4.40%	651,667	12,594	1.93%
31年度	448,188	4,578	1.02%	199,482	9,570	4.80%	647,670	14,148	2.18%
R2年度	443,921	5,126	1.15%	200,541	9,141	4.56%	644,462	14,267	2.21%

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課、学校支援課)

VI-17 学力向上を目的とした学校教育活動支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教育支援体制整備事業費補助金による学校教育活動支援について、十分な財政措置を講じるとともに、多様な地域人材を確保するためにも、引き続き、可能な限り早期に内示すること。

【提案理由等】

教育支援体制整備事業費補助金は、進路指導・キャリア教育、就職支援、学校生活適応支援、生徒支援などの事業を補助するものであり、本県では、「かながわハイスクール人材バンク事業」という学校教育支援事業において有効活用している。しかし、年々補助額が減少しており、スタッフの安定的な雇用にも支障をきたしていることから、国による継続した十分な財政措置が必要である。

また、令和4年については、3月中旬に補助金額の内示が行われたが、経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保するために引き続き、できるだけ速やかに通知することが必要である。

VI-18 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

放課後子ども教室推進事業の継続及び拡充のため、次の措置を講じること。

- 1 事業の拡大を可能とする予算措置の拡充
事業の実施主体である市町村の事業拡大の意向に合わせた補助が可能となるよう、予算措置を拡充すること。
- 2 補助要件等の激変緩和
補助要件等を変える場合は十分な時間的猶予と説明を行うなど、激変緩和の措置を講ずること。
- 3 補助金調整基準の緩和
朝の子どもの居場所づくり事業が実施可能になるよう、補助金調整基準の時間数の枠を緩和すること。

【提案理由等】

放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末等の子どもの安全・安心な活動拠点を確保し、地域住民の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動を行う重要な取組と考えており、本県では事業が開始された平成 19 年度から実施している。

本県の総合計画である「かながわグランドデザイン」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」、県の子ども・子育て支援計画である「かながわ子どもみらいプラン」等にも本事業を位置づけ、数値目標を設けて実施を推進しており、実施市町村、実施箇所ともに増加してきている。

実施意向の高まりに伴い、市町村からの補助金の拡充に関する要望も大きくなっている。

- 1 本事業は国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 の補助事業であることから、国の査定により、県は確保した予算を満額執行できずに不用額を補正減しており、一方、市町村は交付決定額が要望額を下回ってしまい事業規模を縮小せざるを得ない状況である。

実施主体である市町村の事業拡大の意向に合わせた補助が可能となるよう、十分な予算措置を講じるとともに、併せて補助率を上げる必要がある。

- 2 本事業は平成 30 年度から地域学校協働活動推進事業の中に受け込み、国の事業名からは消えているが、一方、新・放課後子ども総合プラン（2019 年度～2023 年度）に位置づけられ、市町村にとって非常にわかりにくい状況になっている。

さらに、令和 5 年度のこども家庭庁の創設、令和 6 年度以降の事業やプランのあり方等、不確定要素も大きくなっている。

国が予算確保のために尽力されていることは理解しているが、毎年度、要綱が改正されたり、急に補助要件が付加されたりすることは、説明会や通知により周知はしているものの、実施主体である市町村や委託先の現場の多くは対応に苦慮していることから、早期の周知及び激変緩和

和の措置を講じる必要がある。

- 3 朝の時間帯における事業の実施について、現在の国庫補助の時間枠（上限1日4時間）では、朝と放課後の両時間帯で時間数が上限を超えてしまうため、実施が困難となっている。地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、時間枠を拡充する必要がある。本県の進める朝の子どもの居場所づくり事業を放課後子ども教室推進事業の延長として位置付けられるよう、補助金調整基準の時間数の枠の緩和を提案する。

VI-19 栄養教諭等の配置基準の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

小学校及び中学校における学校給食を安定的に実施するため、標準法に定める栄養教諭等の配置基準を見直すこと。

【提案理由等】

食に関する指導や学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員（以下、「栄養教諭等」という。）は重要な役割を果たしているが、その配置基準については、平成13年の義務標準法改正以降、見直しが行われていない。

また、現在、少子化の進展に伴い学校規模が縮小する中、給食単独実施校に栄養教諭等が1人配置となる基準（児童・生徒数550名以上）を割り込む学校が増加しており、栄養教諭等の配置に係る自治体負担の増加に加え、安定的な採用及び人材育成にも支障を来している。

特に本県においては、栄養教諭等の1人配置基準となる児童数550名前後の小中学校数割合が全国に比して高く、少子化による栄養教諭等の配置数への影響を顕著に受ける構造となっている。

さらに、共同調理場による給食実施校においては、学校数に関わらず、児童・生徒数のみにより配置基準が定められているため、栄養教諭等を学校へ配置することが困難な状況である。

そのため、学校規模や給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校に1名配置できるよう、義務標準法を改正する必要がある。

児童数別の小中学校数割合（全国・神奈川県との対比）

	0～499人	500～599人	600人以上
全 国	14,494校 (76.7%)	1,654校 (8.8%)	2,737校 (14.5%)
神奈川県	191校 (58.6%)	49校 (15.0%)	86校 (26.4%)

※ 全国は令和3年度学校基本調査結果、神奈川県は教職員人事課集計

※ 神奈川県は政令市を除く数

給食単独実施校と栄養教諭等の標準法定数の状況（政令市を除く）

	給食単独実施校数			標準法定数
	550人以上校 (定数:1校あたり1)	549人以下校 (定数:4校あたり1)	計	
平成29年度	99校	150校	249校	138人
令和3年度	89校	161校	250校	131人
増減	△10校	+11校	+1校	△7人

(神奈川県担当課：教育局教職員人事課)

VI-20 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

中学校給食の普及のため、現在の給食施設に係る交付金制度について、交付金予算の増額とともに、施設の基準面積や建築単価などの拡充を図ること。

【提案理由等】

給食は、心身の成長期にある生徒の栄養摂取はもちろん、食育の推進という、教育面での効果も重視されている。このため、小学校はもちろん、中学校においても給食を実施し、生徒の健全な成長と食に関する知識の習得を図ることが必要である。

しかし、神奈川県の中学校給食の実施率は、平成30年度は、44.5%と低い水準にあり、今後、中学校給食を普及するためには、各市町村の給食施設の整備に要する経費負担が課題となっている。

本県の市町村給食施設への環境改善交付金の実績では、実工事費に算定割合を乗じた額に対する交付額の割合が、この3年間で合計72.2%に留まっている。

そこで、多額の経費を要する給食施設について、学校施設環境改善交付金の予算を増額するとともに、学校設置者の財政負担を軽減するため、学校施設環境改善交付金のうち、給食施設整備に係る制度について、交付対象となる施設の基準面積、建築単価の引上げを行い、対象地方自治体の財政力面での条件の緩和を行うなど、十分な財源措置が必要である。

VI-21 青少年を取り巻く社会環境の健全化

提出先 内閣府、警察庁、総務省、財務省、国税庁、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

- 1 たばこ・酒類の販売時における年齢確認手法の法制化
現状の「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」及び「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」では、販売する者に年齢の確認等の措置を講ずることを求めつつ、その具体的確認方法に関する条項等の規定がない。
写真付き身分証提示の義務化等、法改正により年齢確認の具体的方法を明記し実効性を確保すること。
- 2 青少年のインターネットを介した犯罪被害防止の取組強化
犯罪の発生が自治体の枠を超えた広域的な範囲に及ぶこと、また一度インターネット上に流出・拡散した情報や画像については事後的な回収や削除が困難であるというインターネットの特徴に配慮し、青少年が巻き込まれる被害の未然防止のため、業界と連携した抜本的対策の仕組みづくりを国主導により行うこと。
 - (1) 児童ポルノの製造や所持、保管のみならず、画像送付を要求する行為自体を法規制の対象とするなど、被害の未然防止を重視した対策を法制化すること。
 - (2) 青少年を有害情報、有害サイトから守るため、通信事業者等と連携して、国主導によりフィルタリングの徹底に向けた効果的な仕組みづくりを強化すること。

【提案理由等】

- 1 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んでいるが、依然として喫煙・飲酒による補導件数は多く、また、販売・購入時の年齢確認に係るトラブルの報告が本県にも寄せられている。
写真付き身分証提示の義務化等、年齢確認の具体的な方法を法に明記することで、年齢確認の規定の形骸化を防ぎ、実効性を高める必要がある。
- 2 犯罪の発生が地域を超えた広域的な範囲に及ぶこと、また、その情報や画像の流出、拡散速度も速く、事後的に削除・回収が困難であるといった特徴を持つ、インターネットを介した犯罪は自治体単独での対応は困難である。よって、いわゆる「自画撮り被害」をはじめ、より深刻化する青少年のインターネット上の犯罪被害防止のため、被害の未然防止に注力した取組を国主導により行う必要がある。
現行の「児童買春、児童ポルノにかかる行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、摘発の対象が児童ポルノの製造や、所持、保管といった画像入手後の段階となっているため、処罰対象事案の発生時には流出・拡散といった致命的な被害発生の蓋然性が高く、被害の未然防止を図るには、画像の送付等の要求をした段階で取り締まることが効果的である。
また、コミュニティサイトを介して犯罪被害に巻き込まれる青少年は、全国的に増加傾向にあり、被害にあった青少年の9割近くがフィルタリングを設定していない。自治体レベルで対

応が可能な保護者や青少年に対する啓発活動では限界があり、フィルタリングの設定は依然として徹底されていない。また、通信事業者ごとに異なる技術や仕組みの中で、漏れなく青少年を守ることは自治体単独では困難であるため、国主導により事業者等と連携した青少年の犯罪被害防止のための効果的な仕組みについて調査・研究し、その結果を自治体とも情報共有するとともに、フィルタリングの設定や仕様をより使いやすく改善する等、青少年のインターネット犯罪被害防止対策を強化する必要がある。

【提案項目】

ICTを活用した学びの推進に向け、次の措置を講じること。

1 1人1台端末環境の維持とさらなる充実

- (1) 各学校において、持続的にICT機器が活用できるよう、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用や通信費についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) GIGAスクール運営支援センターに係る国庫補助については、令和5年度以降も補助率を2分の1に据え置くなど、継続的かつ十分な財政措置を講じること。さらに、GIGAスクールサポーター及び情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置に係る経費をGIGAスクール運営支援センター整備事業として認めること。
- (3) 学校教育法施行規則で学校職員と位置付けた情報通信技術支援員（ICT支援員）を義務標準法及び高校標準法において算定すること。
- (4) 今後のデジタル教科書の本格的導入に当たっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の趣旨を踏まえて、無償とし、全額を国庫負担とすること。

2 ICTを活用した学びの推進に向けた動画教材の作成及び配信

ICT端末を効果的に活用し、児童・生徒に必要な資質能力の育成を図るため、小学校第1学年から中学校第3学年までの、すべての教科の体系的な動画教材等の作成及びオンデマンド方式で活用するための配信をすること。

【提案理由等】

本県の国庫補助事業における1人1台端末の整備については、県内全市町村において、令和3年度に整備が完了した。ただし、保守管理・更新等の費用は国庫補助対象外とされ、将来の費用負担の増加に不安を感じている市町村教育委員会が多く、国による継続的かつ十分な財政措置が必要である。

また、GIGAスクール運営支援センターに係る国庫補助については、まず、令和5年度から補助率が3分の1となり、令和7年度には国庫補助が廃止となる旨が予算資料等に記載されているが、GIGAスクール構想実現に向けて、ICTを最大限に活用して学習指導要領に基づく児童・生徒の資質・能力を育成するという、義務教育水準維持と教育機会均等を保障する観点から、国の継続的な財政措置が必要である。次に、政令市・中核市を除く市町村が単独で補助事業を実施する場合（連携等実施型以外）については、令和5年度には国庫補助が廃止とされているが、市町村によっては、令和3年度までに、通信ネットワーク整備や端末購入等と合わせて、補助対象となる業務を長期の委託契約等により実施しているために、すぐには連携等実施型に参加できない場合があることから、こうした事情に配慮した経過措置を設ける必要がある。最後に、現行制度では補助事業として、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置に係る経費を算入できないことから、連携等実施型に参加する市町村は、それとは別にサポーター等の派遣契約等を行うこととなり、連携等実施型への参加をためらう要因となる

ほか、センターとサポーター等の連携が課題となっているため、施設・物品以外のいわゆるソフト面の事業については、GIGAスクール運営支援センターでの実施を選択できるように制度改正する必要がある。

さらに、ICT支援員は、「3人に1台端末」とした5か年計画に基づいて地方財政措置されているため、現在は4校に1人の配置とされているが、教育活動等におけるICT活用を支援するために不可欠であることから、義務標準法及び高校標準法において算定し、定数措置すること。

加えて、デジタル教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の趣旨を踏まえて、国の全額負担により無償とする必要がある。

また、授業や家庭学習における動画教材等の活用は、不登校や感染症対策等により学校に来られない児童・生徒を含め、すべての児童・生徒の学びを保障する一つのツールとして有効であると考えられる。現在も国のホームページにおいて、様々なオンライン教材が紹介されているが、教科や学年が一部に留まっているのが現状である。今後、各市町村や学校において、更なるICT活用や独自の教材作成を進めるうえでも、その基盤となるよう国において、使用する教科書の違いにかかわらず、どの学校においても活用できる汎用性のある体系的な動画教材等を作成し、提供していく必要がある。

【提案項目】

幼児・児童・生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

1 施設整備事業に係る補助制度の拡充

少人数学級を実施するための学校施設の改修など、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改修、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、補助制度の拡充を図ること。

2 高等学校の耐震対策への財政支援

耐震化が遅れている高等学校の施設整備事業について、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とすること。

【提案理由等】

1 少人数学級を実施するためには、学校施設の増改築等が必要な学校が生じる可能性がある。校舎等整備に要する経費のうち、新築、増築の場合は原則2分の1、改築の場合は原則3分の1が国庫補助の対象となっているが、実際には工事に要する経費と国の予算単価に基づき算定する経費が乖離していることから、設置者である市町村に多額の経費負担が見込まれる。

また、幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や教室への空調設備の設置・更新及びトイレの改修等を含む教育環境整備などが緊急かつ重要な課題となっている。

中でも、学校施設の老朽化に伴う中小規模の改修は、屋上防水層の全面的な改修などを除いて国庫補助の対象とはなっていない。こうしたことから、補助制度の拡充が必要である。

2 高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げ、また、施設整備等に伴うアスベスト対策費等補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼児教育に係る遊具等の整備に対する補助の確実な実施
幼児教育に不可欠である遊具等の整備について、財政支援の継続を図るとともに、予算措置後においても十分な額の補助を着実に実施すること。
- 5 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 6 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 7 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 8 高等学校等就学支援金の充実による私立高等学校等の実質無償化
高等学校等就学支援金の拡充により年収約590万円未満世帯の実質無償化がなされたことから、年収約910万円未満世帯への支給額を充実させるなど支援のバランスを考慮した制度とすること。また、家計に占める教育費負担が大きい多子世帯への補助を拡充すること。

- 9 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 10 高等教育の修学支援新制度の充実
家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、高等教育の修学支援新制度を充実すること。
- 11 学校施設耐震化のための財源確保等
学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 幼児教育における遊具等の整備は子どもの健全育成に欠かせないものであるため、国の補助の着実な実施が必要である。
- 5 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 6 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 7 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 8 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象に実質無償化がなされたことから、年収約910万円未満世帯についても支給額を増額するなど支援のバランスを考慮した制度とすることが必要である。また、多子世帯は、子どもの教育費に係る負担が非常に大きいことから、支援を強化するため、世帯収入要件の見直しや補助額の増額など補助の拡充が必要である。
- 9 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるため、引き続き国の財政支援が必要である。

- 10 意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況により修学を諦めてしまうことがないよう、真に支援が必要な家庭に十分な支援を届けるために、年収約380万円未満世帯まで上限額の補助を行うとともに、多子世帯については、高等学校等就学支援金と同様に年収約590万円未満世帯まで補助を拡充する必要がある。

- 11 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査促進の妨げとなっている。

VI-25 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を生かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料（700円）は、生徒の享受するサービス及び学校の負担の観点から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料（350円）より高く設定している。

しかしながら、国の公立高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正（平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行）においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額（336円/単位）が設定されている。

この授業料（700円/単位）と支給限度額（336円/単位）の差額相当額（364円/単位）を就学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、新しいタイプの通信制高校については、差額相当額を本県が負担している。

本来、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

	神奈川県 <small>の</small> 授業料	就学支援金の支給限度額
標準的な通信制高校	350円/単位	336円/単位
新しいタイプの通信制高校	700円/単位	336円/単位
(参考)		
全日制	9,900円/月	9,900円/月
定時制	2,700円/月	2,700円/月

県立通信制高校の「平日登校講座」履修の状況（令和4年3月末現在）

履修登録生徒数	単位数（単位）	
	平日登校講座履修	平日登校講座履修以外
3,007人	18,484単位	48,734単位

（神奈川県担当課：教育局財務課）

VI-26 高等学校等就学支援金における判定基準等の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

高等学校等就学支援金については、令和2年7月より地方税の課税標準額・調整控除の額を利用したものに變更となり、寄附金控除等の影響がなくなった。しかし、多子世帯については、一定程度考慮はされているものの、子どもの数に応じて一律に所得要件が緩和されるわけではないこと等、改善されていない部分もあるため、多子世帯に対する判定基準等の見直しを行うこと。

また、何らかの理由で高等学校等就学支援金の申請ができなかった場合、現在の運用では、翌年度に前年度の就学支援金を申請しようとしても前年度分は認定がされず、本来、就学支援金の対象であるにもかかわらず、就学支援金が受給できないケースがある。全ての就学支援金の対象生徒が、漏れなく就学支援金を受けられるよう、遡りの認定（追給）ができるよう制度を見直すこと。

【提案理由等】

高等学校等就学支援金は、令和2年7月より地方税の課税標準額・調整控除の額を利用したものに變更となったが、この方法では、次の理由により、多子世帯について、支給されない、又は支給額に差が生じるという問題がある。

- ・ 子どもの数に応じて一律に所得要件が緩和されるわけではないこと。
- ・ 児童手当が支給されている子どもについては、所得控除がないこと。

以上を踏まえ、高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、多子世帯に配慮した判定基準等の見直しを行うことが必要である。

また、就学支援金では、遡りの認定（追給）が認められるケースが限定されており、特に年度を超えた遡りの認定（追給）が認められていない。

就学支援金の受給要件を満たしている場合は、その理由に関わらず、時効の期限である5年間の追給を認めることが必要である。

VI-27 高校生等奨学給付金の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減すること。

【提案理由等】

高校生等奨学給付金事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給単価が拡充されている。

しかし、支給対象は、生活保護受給世帯又は都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯とされていることから、課税世帯であっても非課税世帯に近い経済的困窮世帯層に対する支援は実施されていない。

そのため、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが必要である。

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金で実施している機関保証制度を、都道府県の奨学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう公益財団法人日本国際教育支援協会に対し、働きかけること。

【提案理由等】

近年、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金など給付型の就学支援制度が充実してきているが、貸付型の都道府県における高等学校奨学金制度が重要な就学支援策であることに変わりはない。

また、奨学金の貸付時における人的保証要件は不可欠であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難な傾向があることから、連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。

文部科学省では、独立行政法人日本学生支援機構による大学生等への奨学金貸付時の保証人制度を廃止し、機関保証制度に一本化することを検討しているとの報道があることから、機関保証制度が奨学金を貸付けるに当たって有効な制度であると考えます。

しかし、その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することは困難である。

大学生等への支援事業を総合的に実施するため、平成16年4月に機構が設立され、併せて保証機関として公益財団法人日本国際教育支援協会が創設された。

この機構が実施する機関保証制度を日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるように拡大する必要がある、そのためには、文部科学省から協会への働きかけが不可欠である。

【提案項目】

新しい学習指導要領を踏まえ、専門高校における将来のスペシャリストや、地域産業を担う人材を育成するとともに、職業人として必要な豊かな人間性を育むため、より一層実験・実習を充実させることが重要であり、老朽化した施設・設備の更新が必要である。ついては、学校施設環境改善交付金について十分な額を確保するとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設設備は老朽化が激しく、十分な教育活動の展開に支障をきたしている。また、産業界における技術の進展と高度化は著しく、地方創生の観点や新しい学習指導要領を踏まえて、将来の地域産業を担う専門高校の生徒が各専門分野で求められる技術・技能を身に付け、産業界の変化に対応できるよう新規施設設備も導入していく必要がある。

令和2年度は補正予算で「デジタル化対応産業教育装置」の整備について措置されたが、1/3の補助率であったこと、デジタル化対応以外の備品は対象外であったことなどから、十分な整備ができていない。

ついては、学習指導要領の改訂を機に、専門高校で学ぶ生徒の資質・能力の育成と技術・技能の習熟に必要な施設設備の充実を図るため、地方交付税措置の充実だけでなく、令和2年度補正のように、学校施設環境改善交付金として十分な財政措置が必要であるとともに、地方自治体にとって活用しやすい制度となるよう、交付対象施設基準の拡充と補助率の引き上げが必要である。

【提案項目】

豊かなコミュニケーション能力や異文化体験を有し、我が国や国際社会において活躍できるグローバル人材を育成するため、高校生の長期留学に係る支援制度を構築すること。

【提案理由等】

世界に通じる国際感覚とコミュニケーション能力を身に付ける上では、長期の海外留学等により体験を重ねることが効果的であり、都道府県を事業対象とした「高校生の留学促進」事業を文部科学省が平成24年度予算で創設して以来、本県でも毎年同事業を活用してきた。

しかし、平成28年度以降、留学期間について長期と短期の区別がなくなり、2週間以上1年未満の期間として一本化された上、給付額についても、平成24年度の一人当たり40万円から平成28年度には10万円、平成29、30年度には6万円、令和元年度には5万7千円、令和2年度には6万円と、支援の規模が縮小した後、ここ数年横ばいである。

本県では、短期留学としてこの事業を活用している一方、長期留学した生徒（平成28年度79名、平成29年度73名、平成30年度68名、令和元年度58名）は当該事業の支援を受けていない。こうしたことから、現行の支援策は長期留学への支援としては不十分であり、特に経済状況の厳しい家庭では極めて負担が大きく、長期留学の実施は困難な状況である。

長期留学は外国語の習得や異文化の理解に効果があり、将来グローバル・リーダーとして国際的に活躍するために必要な資質・能力を向上させる上での効果も見込まれる。全国的にグローバル人材の育成に向けた取組を更に充実させるには、国の財政措置により長期留学の機会を広げることが必要であるため、また、新型コロナウイルス感染症の終息後に、長期留学の一層の促進を図るためにも、高校生の長期留学に対する支援の再創設が必要である。

支援事業の活用者数の推移(本県)

年度	長期	短期 (交付した者)
平成24年度	10名	
平成25年度	10名	
平成26年度	10名	26名
平成27年度	20名	51名
平成28年度		39名
平成29年度		20名
平成30年度		39名
令和元年度		7名
令和2年度		事業休止
令和3年度		事業休止

VI-31 空調設備の設置費及び光熱費等に係る国費助成制度の創設・拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

生徒の学習環境を改善するために、空調に係る次の措置を講じること。

- 1 空調光熱費等に係る助成制度の創設
維持運営経費が増加する設備について、地方自治体が安心して整備を行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費等の国費助成制度を創設すること。
- 2 空調設備設置への助成制度の拡充
近年の猛暑から学習環境を維持するには、空調設備を設置する必要があることから、小・中学校、特別支援学校等と同様、高等学校の設置費について国費助成制度の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 公立高校の授業料については、国の政策により平成 22 年度以降原則無償化され、無償化制度終了後の平成 26 年度以降においても、所得要件を満たしている世帯については、就学支援金として国が全国一律の基準で負担している。

しかしながら、公立高校の維持運営に係る経費は、地方自治体により違いがあり、特に、近年、熱中症対策などから、教室への空調設備の整備が進み、公立高校の維持運営経費が増加している。国の施策と連動した就学支援金制度を踏まえると、単純な授業料引上げは困難であり、地方自治体はその費用を負担しているのが現状である。

そこで、地方自治体が、生徒の学習環境を改善するための維持運営経費が増加する設備を整備できるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費及び保守経費について国費助成制度を創設することが必要である。

[本県における光熱費影響額]

約 3 億円

※2,500円（生徒 1 人当たり空調光熱費）×約12万人（県立高校生）÷ 3 億円

学級数	30クラス
生徒数	約1,000名
空調設備容量	約182kwh
基本料金増加額	約 220万円
夏季稼動電気料	約 26万円

生徒 1 人当たり 年額 約2,500円、月額 約200円

[本県における保守経費影響額]

約 8 億 4 千万円

※7,000円（生徒 1 人当たり保守経費）×約12万人（県立高校生）÷ 8 億 4 千万円

空調整備室数	6,852室
一室当たりの室内機	約 2 台
保守料（単価）	約61千円

生徒 1 人当たり 年額 約7,000円、月額 約600円

- 2 近年の猛暑に対しては、空調設備の設置が一刻も早く必要になることから、高等学校の空調設備の設置費についても国費助成制度の対象とすることが必要である。

（神奈川県担当課：教育局財務課、教育施設課）

【提案項目】

被災児童生徒就学支援等事業交付金について、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な児童・生徒の就学機会を確保するため、現在の国庫補助率（10／10）を維持した上で、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続して実施すること。

【提案理由等】

東日本大震災が発生してから11年が経過した現在も、被災を起因とした経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施し、必要とする経費を国が支援している。

政府は、令和3年3月9日閣議決定『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』において、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針を定めている。その中で、就学支援については、「過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。なお、個別の事業を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する」こととしている。

しかし、「第2期復興・創生期間」における適切な対応として、通常就学援助事業へ移行する等の措置がとられた場合、現在の地方自治体の厳しい財政状況では負担が大きい。そのため、地方自治体へ負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、補助率を減じることなく、事業を継続していくことが必要である。

被災した数多くの児童・生徒が就学の機会を得て、安心して学ぶことができるよう、長期的な支援が必要である。

【提案項目】

グローバル人材の育成について、国際バカロレア認定校に係る支援を拡充するため、次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校に係る費用の支援制度の構築
各地方自治体における国際バカロレア認定校の円滑な導入等に向けて、国際バカロレア機構による認定及び認定後の継続に係る費用の支援制度の構築について、早期に実現すること。
- 2 国際バカロレア認定校における指導教員養成に係る支援制度の構築
国際バカロレア認定校における教育条件整備として必須である、国際バカロレア機構の定める研修を受講した指導者の確保と養成に向けた継続的な支援について、早期に実現すること。
- 3 国際バカロレア認定校における生徒に対する経済的な支援制度の構築
国際バカロレアの教育プログラムを受ける生徒に対して、高額な輸入書籍をはじめとした学習教材費や国際バカロレア機構による統一試験の受験料など、経済的な負担を軽減させる支援制度の構築を早期に実現すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が求められている。国際バカロレア機構の定める教育プログラムは、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的なスキルを身に付けることができ、有益である。

国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、教育プログラムの適切な実施に関する厳格な審査に合格する必要がある、その手続き等に向けた支援制度の構築が強く望まれる。

国では、当初、平成26年12月の閣議決定で、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とする目標を掲げた。その後、令和3年6月に閣議決定された成長戦略2021において、再度、2022年度までに200校以上とする目標を掲げている。国が財政支援事業及びバカロレア担当教員の養成確保に向けた教員研修や加配支援に加え、生徒への経済的な支援を行うことにより、国際バカロレア認定校の導入促進につながるとともに、国際的な視野を持つ、グローバル人材の育成に資することから、支援制度の構築が必要である。

VII-1 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先 総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討
外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度について、改善の検討を行うこと。
- 2 在留カード・特別永住者証明書の更新案内の通知
2012年の制度変更に伴う切替えの通知だけでなく、継続的に、在留カード・特別永住者証明書の更新案内を通知すること。
- 3 情報提供・相談体制の充実
情報提供や相談を多言語で行う窓口への支援を更に充実させるとともに、交付金による財政的支援は継続すること。また、新型コロナウイルス感染症に係る国の情報については、引き続き多言語対応を含めて迅速に分かりやすく提供すること。
- 4 医療通訳制度等の充実
異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、医療通訳制度の更なる充実を図るとともに、先行自治体等の制度との融合を図ること。
- 5 外国人患者を受入れる医療機関への支援
外国人患者を受入れる医療機関の確保を後押しするため、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口について、国の一元的な運用を進めるとともに、外国人患者を受入れる拠点的な医療機関に対して、通訳費の補助等の支援を行うこと。
- 6 地域日本語教育の総合的な体制づくりに係る支援等の継続・改善
地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化していくための財政支援を継続・拡充するとともに、間接補助事業者も含めて、通年での事業実施期間を確保できるよう必要な措置を講じること。
- 7 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 8 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済
健康保険未加入者の医療費不払いは、医療機関の経営を圧迫し、医療体制にも影響を与えていることも踏まえ、医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のため、新たな制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。

- 9 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で22万2,018人であり、県民約42人に1人の割合となっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

国は、外国人労働者の受入拡大への対策として、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定したが、地方自治体にとって使いやすい制度とはなっておらず、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、制度の抜本的な改善及び創設が必要である。

VII-2 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在実施されている旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬及び国庫補助金について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

EPA候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細やかな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。また、介護福祉士候補者については、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に従事した場合、在留資格「特定技能1号」への移行が可能となったが、国家試験の合格率は低迷（令和4年3月発表全国の合格率：看護11.9%、介護36.9%）しており、日本語学習支援等の充実とともに、新型コロナウイルス感染症による影響への配慮や在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。
- 2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。
介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られたが、令和4年度から外国人介護福祉士候補者受入施設支援事業について、国庫補助基準額が縮小されたため、支援内容の規模縮小を余儀なくされる施設が生じるなど具体的な弊害が出ていることから、少なくとも従来水準まで財源措置を復元する必要がある。また、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。
- 3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、全国の合格率を高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局地域福祉課)

VII-4 男女共同参画社会実現のための施策の推進

提出先 内閣府、総務省、文部科学省

【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、適切な次の措置を講じること。

1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、男女とも固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

2 ジェンダー統計の推進

男女の状況を客観的に把握するジェンダー統計の推進のため、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施すること。

【提案理由等】

2022年7月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム）で、日本は146か国中116位であり、社会全体の男女の地位の平等感も高まっていない。男女共同参画社会を実現するためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施や、影響力の大きなメディアへの働きかけが必要である。また、これらの取組みを進めるために、男女の置かれている状況を客観的に把握・分析することが重要であるため。

- 1 本県では、中学生・高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施を支援している。こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきであり、教育関係者の意識醸成や、学校が授業等でライフキャリア教育に取り組むための支援を、国全体で展開する必要がある。
- 2 各都道府県で実施している各種統計は、国の調査の一環であるものや、国への報告様式に基づき実施しているものも多いため、ジェンダー統計の推進にあたっては、国が、性差別防止や性的マイノリティへの配慮の観点から性別調査を廃止する動きがあることも踏まえ、性別情報の取扱いに関する考え方を整理することが不可欠である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

VII-5 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進

提出先 内閣府、厚生労働省

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者、売春防止法に基づく要保護女子及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準
入所者への支援を24時間365日行うためには、職員職種別配置基準が定める指導員2名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。
- 2 DV被害者の同伴児童への支援強化
DV被害者の同伴児童に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価等の見直しを行うこと。
- 3 暴力の未然防止と加害者対策
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化、さらには近年増加が見られる男性被害者についても、円滑な支援が図られるよう、支援体制の枠組みの構築を図ること。
- 4 一時保護を行う民間団体への支援強化
多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。
- 5 外国籍人身取引被害者への支援
入院が必要な場合の医療費負担や、関係機関の調整主体を含め、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立すること。

【提案理由等】

- 1 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設共に指導員の24時間365日対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。そのため、同基準を、現場実態を踏まえて見直す必要がある。
- 2 一時保護施設におけるDV被害者の同伴児童対応は、心理的ケア等の面で十分なされていない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 3 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対策が重要であり、本県では、平成26年度に窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者更生については実施できていない。国においては、令和元年度に有識者により構成される検討会を設置して、民間団体へのヒアリング調査及び海外文献調査が実施され、令和2年度には加害者更正プログラムに関する試行調査が行われているとのことであるが、引き続き加害

者更生プログラムの有効性を検証し、加害者へプログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。また、現状では、男性DV被害者の保護が可能な一時保護施設の確保が困難である等、婦人相談所の枠組みでは男性被害者の円滑な支援は困難な状況であり、男性被害者に対する支援体制の構築を図ることが必要である。

- 4 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 5 不法滞在等の理由で生活保護の適用を受けることができない外国籍人身取引被害者に入院等が必要となった場合、現行制度では対応することができない。また、外国籍人身取引被害者への支援は、在留資格に関する手続や帰国支援など、駐日大使館、入国管理事務所等国レベルの多くの機関との調整が必要となり、都道府県レベルの婦人相談所では対応が困難である。被害者への迅速で適切な支援を行うためにも、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立することが必要である。

VII-6 動物の不適正な多頭飼育の対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、飼い主の所有権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整備を行うこと。

【提案理由等】

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により、動物のいのちが脅かされるだけでなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺的生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっている。

このような多頭飼育問題を解決するためには、さまざまな問題を抱えている多頭飼育者のケースごとに、関係する機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要である。

一方で、自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となるが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げている。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、自治体が緊急的に一時保護することも必要である。

しかしながら、現在の動物の愛護及び管理に関する法律では、適正に飼養管理していない飼い主に対して、周辺的生活環境が損なわれている場合や動物が虐待を受けるおそれがある場合に、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、自治体が動物を緊急的に一時保護できる規定はない。

ついては、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺的生活環境の悪化を防ぐため、不適正な多頭飼育により、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態や周辺的生活環境が損なわれている事態が生じているなど、自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、早急に飼い主の所有権に係る課題に関する考え方を整理した上で、必要な法整備を行うことについて、特段の措置を講じられたい。

VII-7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

1 条例による指定方法の見直し

「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、公示による指定も可能とするなど、地域主権の観点から、地方の判断に委ねるよう見直しを行うこと。

2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加

多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件を更に見直すこと。

また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

1 平成23年6月の特定非営利活動促進法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

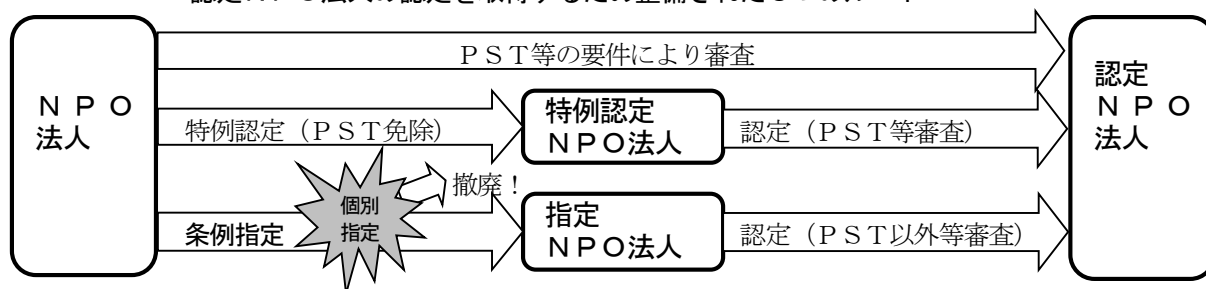
本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、令和3年度末現在で66法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。

2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件を更に見直す必要がある。

また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。

認定NPO法人の認定を取得するため整備された3つのルート



(神奈川県担当課：政策局NPO協働推進課)

VII-8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護に当たり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に本県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、史跡等購入費国庫補助要項では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはなっていない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、本県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

文化財保護法が改正され、令和元年度より市町村による文化財の総合的な保存・活用の仕組みが導入されたことから、こうした取組を効率的に進めるためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、例えば「文化財保存活用地域計画」に記載された土地については市町村による県有地の買上げを補助対象事業とするなど、補助制度の拡充が必要である。

VII-9 文化財の防火対策に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

文化財の防火対策は、急務であるが、一方で経費が著しく高額になる場合も多く、より重点的な支援を必要とすることから、国庫補助事業の補助率を加算すること。

【提案理由等】

現在、国では令和元年に策定した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、ハード・ソフトの両面から、防火対策の取組を進めているところである。

本県においても令和元年、国指定重要文化財「宝城坊本堂」の敷地内において不審火が発生した事案があり、文化財の所有者及び文化財の存する自治体からは、スプリンクラー及び防犯カメラ等、高額なハード整備について、より重点的な支援を求められている。

文化財は火災により、一度滅失・毀損すれば、再び回復することができないことから、文化財の価値を守るためにも防火対策は急務であることと併せて、所有者の負担をなお一層軽減するために、「重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項」に規定する補助率について、更なる加算を行うことが必要である。

VII-10 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降のホストタウンの継

続的な取組への支援

提出先 内閣官房、総務省

【提案項目】

東京2020大会参加国と地域の住民がスポーツ、文化、経済などの多様な分野で交流することを通じて、末永い交流を実現することを目的としたホストタウンの取組への支援を継続すること。

【提案理由等】

本県では、ホストタウンの目的である地域の活性化や様々な人的、文化的な交流について、東京2020大会以降も継続して実施すべき重要な取組と考えており、ホストタウンにおける交流事業に係る経費の一部に対する特別交付税措置について、今後も継続する必要がある。

VII-11 国民体育大会参加者等のPCR検査費用に係る財政的支援

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

国民体育大会等の参加者に義務付けられたPCR検査について、派遣元である各都道府県の費用負担を軽減するため、次の措置を講じること。

PCR検査費用に係る財政的支援の実施

国体参加者等に係るPCR検査の費用について、各都道府県で発生するPCR検査費用の国庫補助制度等を早期に実現すること。

【提案理由等】

国は、スポーツ基本法第26条により、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会について、（公財）日本スポーツ協会又は（公財）日本障がい者スポーツ協会（現（公財）日本パラスポーツ協会）及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとされ、主催者として開催費用の一部を負担しており、また、全国健康福祉祭の開催にあたっては、主催者として同様に開催費の一部を負担している。

一方で、令和3年度に開催予定であった、76回国民体育大会については（公財）日本スポーツ協会国民体育大会委員会が、第21回全国障害者スポーツ大会については（公財）日本障がい者スポーツ協会が、それぞれ大会参加者にPCR検査を義務付けることを決定し、その費用は臨時的経費として派遣元である各都道府県で負担することを求めた。

コロナ禍の収束の見通しが立たない現状において、当該費用は今後も継続的に発生する可能性があるが、令和4年度以降その枠組みが続く場合、各都道府県の派遣費によりPCR検査費用を負担することになる。

また、令和5年度に開催される第35回全国健康福祉祭における大会参加者へのPCR検査の義務付けについても、正式な通知はないが、開催県へ聞き取ったところ、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を参考に検討予定することであり、PCR検査が必要となる可能性がある。

国民体育大会等の開催費用は国が一部負担しているが、国民体育大会等の参加に当たって義務化されたPCR検査に要する経費については、旅費・宿泊費等で構成される派遣費よりも、開催・大会運営に要する経費に近い性質のものであることから、各都道府県ではなく国が負担するべきである。

VII-12 マイナンバー制度の円滑な運営の推進

提出先 デジタル庁、総務省

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

- 1 新たな情報連携に係る財政措置及び各省庁通知の早期発出
新たな情報連携の開始に伴い必要となる地方自治体のシステム改修費用について補助金等適切な財政措置を講じるとともに、データ標準レイアウト改版の確定時期に併せて、新たな情報連携に係る事務取扱い等について情報提供するよう各省庁に求めること。
- 2 特定個人情報データ標準レイアウト改版確定後修正の抑制
改版確定後の度重なる修正は、地方自治体の負担が大きいため、こうした修正が発生しないよう事前に仕様の確認を十分に行うこと。
- 3 マイナンバー制度に係る各システムの処理性能の確保
マイナンバーカードの発行や情報連携に係る各システムにおいて十分な処理性能を確保すること。

【提案理由等】

- 1 国の方針による新たな情報連携が開始されることに伴い、地方自治体のシステム改修が必要となる場合は、補助金等による適切な財政措置をしていただきたい。また、地方自治体における予算の確保を適切に行うため、改版の影響を受ける事務取扱いに係る情報についても、データ標準レイアウト改版の確定版と合わせて改版の前年度6月までに提供するよう各省庁に働きかけを行っていただきたい。
- 2 毎年度のデータ標準レイアウトの改版作業に当たっては、「確定版」の公開後に度重なる修正が行われている（令和2年度は7回、令和3年度は10回）。地方自治体は、修正の度に確認等の作業が必要となっており、修正範囲が大きい場合は、システム改修費用が掛かる可能性がある。改版確定後の修正が発生しないよう、事前に仕様の確認等を十分に行っていただきたい。
- 3 マイナンバーカード処理件数の増加に伴い、窓口開設時間帯におけるシステム遅延を防ぐため、地方自治体は、地方公共団体情報システム機構から、帳票出力等の非対面業務を時間外に実施することを求められている。
また、データ標準レイアウトの改版作業に当たっては、中間サーバーの情報連携件数に制限があるため、副本登録を数日に分けて実施しなければならない状況が続いている。
このように、マイナンバー制度に係る各システムの処理性能が十分に確保されていないため、地方自治体に大きな負担が強いられていることから、各システムにおいて十分な処理性能を確保していただきたい。

（神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室）

VII-13 旅券事務におけるデジタル・ガバメントの推進

提出先 外務省

【提案項目】

旅券事務におけるデジタル・ガバメントの実現にあたり、都道府県の意見を反映した、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図る仕組みを構築すること。

また、都道府県及び市町村が新たな旅券事務を計画どおり円滑に開始できるよう、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

さらに、地方の財政負担を軽減するため、権限移譲により旅券事務を担当する市町村も含め、都道府県への財政的な支援を講じること。

【提案理由等】

旅券事務においては、デジタル・ガバメントの実現に向け、2022年度から電子申請、2024年度から国立印刷局による旅券の集中作成の導入が予定されている。

取組を進めるにあたっては、都道府県の意見を反映し、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図る仕組みを構築する必要がある。

また、都道府県においては、新たな旅券事務を全県一斉に開始するために、業務フローの検討・調整、権限移譲している市町村との調整・研修等の実施や、所要の条例改正等を行う必要があり、外務省からの迅速かつ正確な情報提供が不可欠である。

さらに、都道府県を対象とした一定の支援はあるものの、権限移譲により旅券事務を担当する市町村を対象とした支援がないため、地方の財政負担を軽減し、都道府県・市町村に財政負担が生じることのないよう、財政的な支援を講じることがを要望する。

VII-14 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策

提出先 総務省

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、新たな難視の恒久的な対策が実行された。しかし、やむを得ず行った共同受信施設設置や維持管理等の受信者側対策については、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められることから、電波利用料財源を活用するなどにより、助成制度を拡大し、住民の経済的負担の軽減を図ること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が平成23年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、平成27年5月に地上系放送基盤による恒久的な対策が完了した。

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策を講じた場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

VIII-1 社会資本整備及び災害復旧事業予算の確保

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

安全・安心な暮らしを確保するとともに、円滑な経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備を推進できるよう、公共事業関係予算をしっかりと確保すること。

また、首都圏、ひいては全国の経済成長を牽引する一方、人口や企業の集積が著しく、自然災害に対して脆弱な本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、本県における国直轄事業予算、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の所要額を確保すること。

さらに、大規模災害発生時には、災害復旧事業予算を確保し、速やかに配分を行うこと。

【提案理由等】

安全・安心を確保し、経済の好循環や一層の観光振興を図るためには、社会基盤の充実・強化を図ることが急務となっている。

令和元年房総半島台風や東日本台風は、記録的な暴風や大雨をもたらし、本県も県内全域にわたって近年にない甚大な被害を受け、現在、復旧に向けた事業を実施している。

今後も自然災害の発生が予測され、対策の必要性が、ますます高まっている。

また、大規模地震などに対応する強靱な道路ネットワークを形成するため、高速道路から地域の道路に至るまで、体系的な整備・保全を推進する必要がある。

こうしたことから、安全・安心を確保し、経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備に資する公共事業関係予算と災害復旧事業予算を十分に確保し、地方自治体が即時に事業着手するために、大規模災害の被災後には、速やかに配分する必要がある。

さらに、本県は、全国で第2位となる約920万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点が形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心して暮らせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

そのため、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県において、国直轄事業予算を確保し、着実に事業を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等についても、各事業の進捗等に応じた本県の所要額を確保することが不可欠である。

Ⅷ-2 インフラ分野のDX推進への支援

提出先 国土交通省

【提案項目】

地方自治体が発注する中小規模の建設工事において、ICT施工をはじめとしたインフラ分野のDXの推進に、受発注者が容易に取り組むことが可能となるよう、国による支援の拡大を図ること。

【提案理由等】

地方自治体が発注する工事にICT施工を普及させていくには、国の実証実験による新規工種を取り入れていくことが有効であるが、そのためには、自治体職員や地方の中小企業が3次元データの取扱いに係る知識や技術を得ることが重要なので、現場研修などの機会を多く設けることが必要である。

また、標準歩掛を整備し、工事の発注業務を担当する自治体職員の負担軽減を図ることが普及促進にもつながる。

VII-3 計画的な地籍調査事業の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

1 国庫負担金等の十分な予算措置

市町村が計画的に地籍調査事業を推進するため、国庫負担金等の十分な予算措置を講じること。

2 津波被害に備えた事業の促進

南海トラフ地震等による津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部における地籍調査事業を早急に進めるため、十分な予算措置を講じること。

3 国直轄事業（効率的手法導入推進基本調査）の充実・強化

国が主体となり実施される効率的手法導入推進基本調査（MMS等活用型）は、本県及び市町村の負担軽減だけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与しているため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

1 大規模災害への備えとして地籍調査事業の必要性が高まっており、本県では、令和4年度に地籍調査に取り組む市町村の数は、10年前の18市町から28市町村に増加しているが、財政状況が厳しい中でも、市町村が計画的な地籍調査を実施できるよう、県負担分を市町村の要望どおり予算措置しているところである。

については、国においても、国庫負担金等の十分な予算措置が必要である。

2 本県では、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から示された相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの最新の科学的知見に基づいて津波浸水想定図を作成した。この津波浸水想定や切迫性の指摘されている県西部地震による津波被害に備えて、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置付けて事業を促進しているところであり、南海トラフ地震等による津波被害等が想定されることを踏まえて、早急に事業を進めるため、十分な予算措置が必要である。

3 国直轄により実施される効率的手法導入推進基本調査（MMS等活用型）は、本県及び市町村の負担軽減となるだけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与する事業である。

については、すべての要望地区で調査が実施されるよう十分な予算措置を講じることにより、当該事業の更なる充実・強化を図る必要がある。

（神奈川県担当課：県土整備局技術管理課）

VII-4 公共用地の取得に関する制度等の改善

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例創設
多人数共有地の分筆登記の申請に例外を設け、公共事業に限り一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 同一事業における複数年にわたる契約について、5,000万円の特別控除を上限まで適用すること。
 - (2) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を拡大すること。
 - (3) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。

【提案理由等】

- 1 多人数共有地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、不動産登記法関係法令に基づく分筆登記の申請手続に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるよう、制度の改善が必要である。
- 2 (1) 同一事業において契約を2か年以上に分割せざるを得ない場合に、地権者が不利益を被らないよう、譲渡所得の特別控除を通算して適用できるようにする必要がある。
(2) 事業認定を受けなければ特別控除が適用されない事業は、地権者の譲渡後の税負担を理由に、用地取得に時間を要する場合があることから、事業の早期完了のため、事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業範囲を拡大する必要がある。
(3) 地権者が相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなることが用地取得の隘路になっていることから、全額免除の措置を設ける必要がある。

VIII-5 小型船舶等の不法係留対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置
地方自治体が行う不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要する費用及び係留・保管施設整備について、十分な予算措置を講じること。
- 4 放置船等の処分経費を関係団体等が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、関係団体等が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの関心の高まりなどを受け、河川や港湾・漁港において、不法な船舶の係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺的生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、撤去、係留・保管施設整備への予算措置や、廃船処理への支援拡大が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



(神奈川県担当課：県土整備局河港課、環境農政局水産課)

Ⅷ-6 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

都市公園の整備の推進と緑地保全の推進について、次の措置を講じること。

1 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現や国土強靱化など安全・安心な都市の形成、神奈川のもつ多彩な自然や歴史、文化等を生かした魅力ある地域づくりなどに寄与する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の拡充などを行う都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の更新等について、十分な予算措置を講じること。

2 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。
- (2) 市町村等が保存契約をした緑地の相続税算定について、都市緑地法に基づく市民緑地制度と同様に2割の評価減とすること
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。
- (4) 地方自治体では、古都保存法・都市緑地法等に基づき保全緑地の買入れを進めてきた結果、毎年多額の維持管理費用が生じ、大きな負担となっているため、緑地の維持管理への財政支援措置を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県の都市公園の整備状況は、人口一人当たり面積は5.70㎡で、全国ワースト2位、全国平均面積（10.66㎡）の約半分と遅れており、より一層の整備推進が求められている。

整備に当たっては、これまでPFI事業や指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）など民間活力の導入を図ってきたところであり、今後も様々な公民連携の制度を活用するなどの工夫を凝らしながら、公園整備の推進を図ることとしている。

また、本県は、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるための防災機能の拡充はもとより、本格的な高齢社会に対応したバリアフリー対策や施設の老朽化に対応した計画的な施設更新などが喫緊の課題となっている。

さらに、令和4年4月には新東名高速道路が新秦野ICまで延伸するなど、広域幹線道路網の整備進展に伴い、広域的な観光の核としての都市公園の重要性も増していることから、都市公園の整備を一層推進するため、県・市町村に対する十分な予算措置が不可欠である。

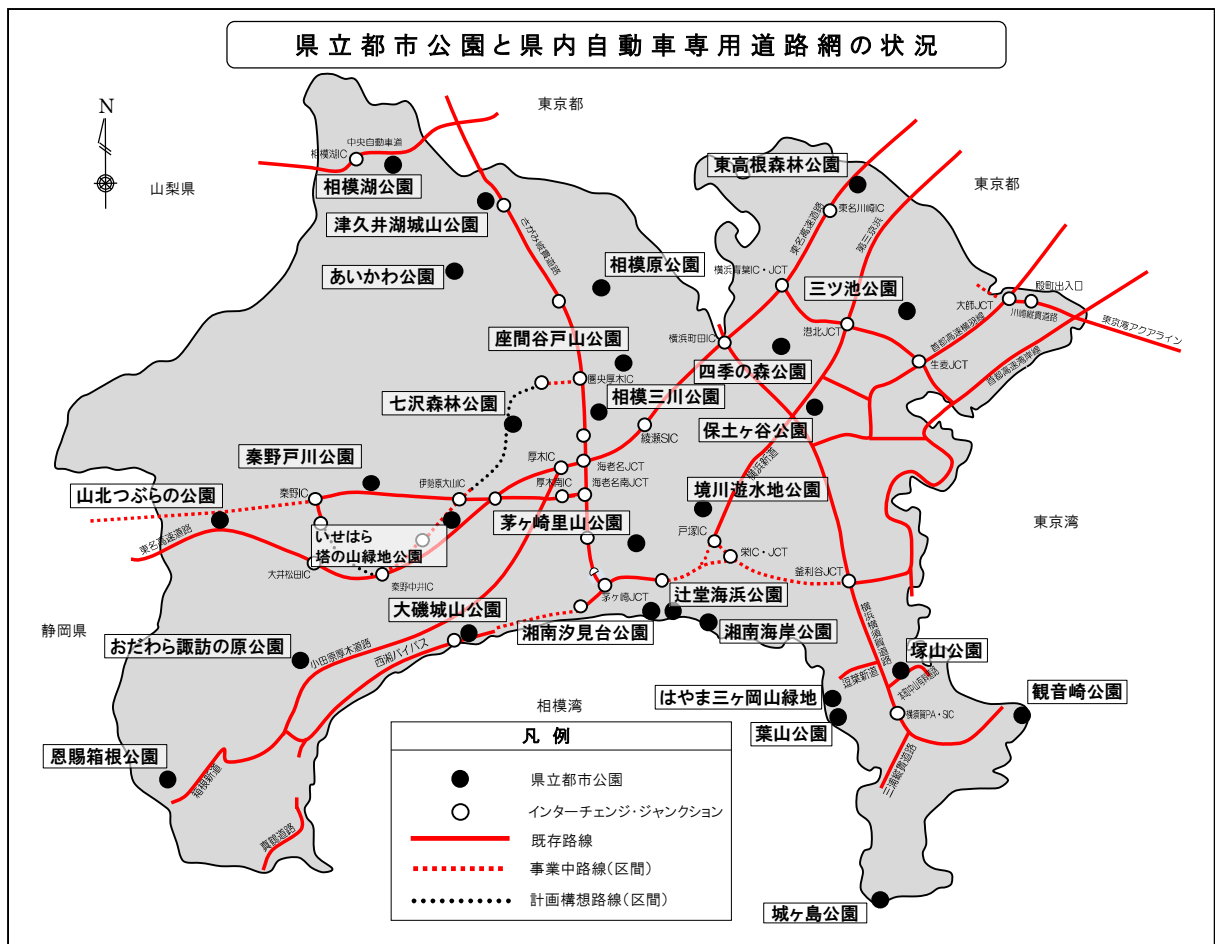
2 緑地の保全に係る税制度については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られてきたが、制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が地方自治体にとって大きな課題となっている。

また、地方自治体が行う緑地保全としては、買入れによるもの他に、都市緑地法に基づく市民緑地制度や、賃貸借契約による緑地保存契約によるものがあるが、保存契約に対する財政支援措置は取られておらず、土地所有者の大きな負担となっている。

以上のことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等の負担軽減措置の拡充が必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、現行の国庫補助率（土地の買入れ 5.5/10）の引上げといった支援措置の拡充が必要である。

地方自治体では、古都保存法・都市緑地法等に基づく開発行為の不許可処分に伴い、土地の形状に関わらず保全緑地の買入れ義務があるため買入れ面積が拡大してきており、民有地に接する林縁部の危険木の伐採等の必要最小限の処置をするだけでも、毎年多額の費用が生じ、地方自治体にとって大きな負担となっている。また、近年では強力な台風がたびたび首都圏を直撃し、台風による倒木や落枝が隣接民家を損傷するなど、これまでの対応では防げない事故が多発している。このことから、緑地の維持管理に対する財政支援措置が必要である。



(神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課、県土整備局都市公園課)

VIII-7 明治記念大磯邸園の整備と活用

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

明治記念大磯邸園について、国と地方自治体の連携の下、整備促進と有効活用を図るため、次の措置を講じること。

1 国が実施する事業の促進

「明治150年」関連施策の一環として、平成29年11月に閣議決定された明治記念大磯邸園の整備について、国において、中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域の保存・活用に必要な予算を確保し、引き続き整備促進を図ること。

2 地方自治体の実施する事業への支援

明治記念大磯邸園の整備において、地方自治体が行う事業に対して、引き続き十分な予算措置を講じること。

3 整備効果を最大限発揮する管理運営・活用

明治記念大磯邸園は、地域が取り組む「新たな観光の核づくり」や、官民協働で取り組む「邸園文化圏再生構想」を一層推進し、本県の地域活性化に大きく寄与するため、地域と連携した管理運営や活用を行い、整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮すること。

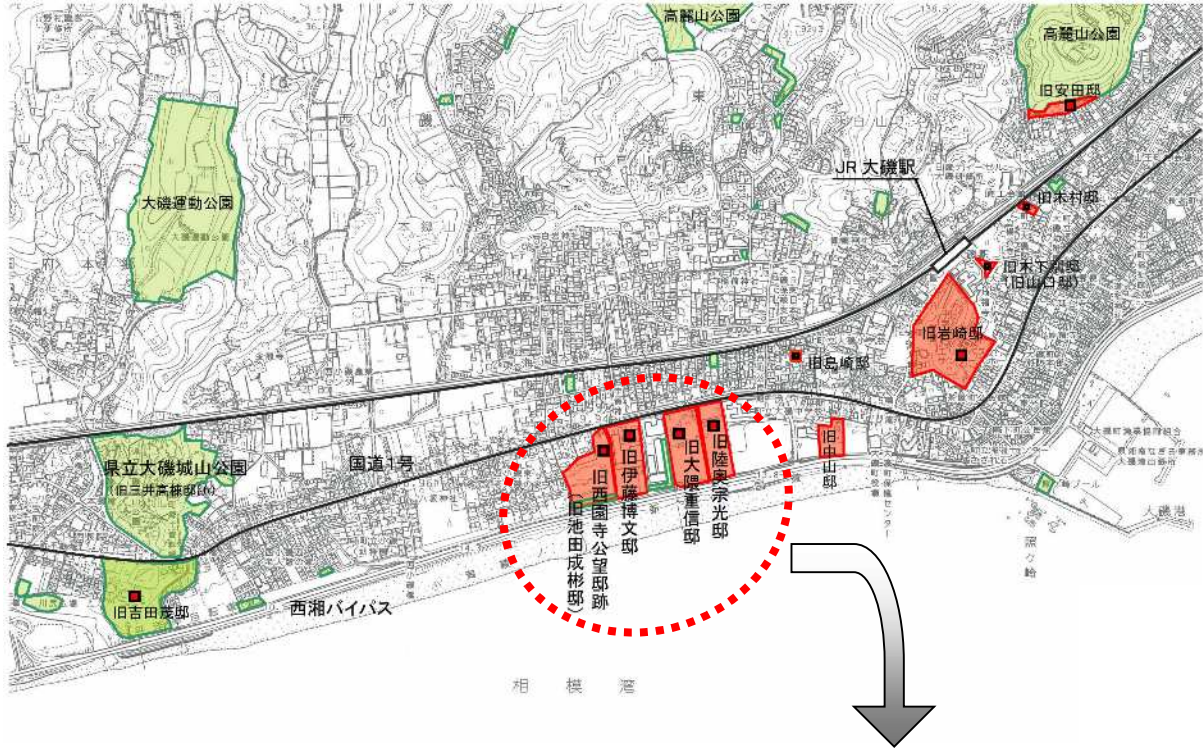
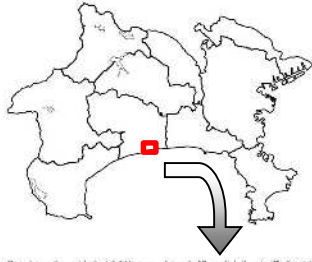
【提案理由等】

- 1 「明治150年」関連施策の一環として、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存及び活用を行い、一体的な空間として後世に伝えるため、平成29年11月21日に神奈川県大磯町に明治記念大磯邸園を設置する閣議決定が行われた。平成31年2月には、国において、明治記念大磯邸園の中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域について、都市計画事業として事業化され、令和2年11月から、旧大隈重信別邸庭園及び陸奥宗光別邸跡庭園の一部区域が公開されている。

明治記念大磯邸園の整備は、「明治150年」関連施策の国家的記念事業であり、国が実施する事業においては、必要な予算を確保し、整備促進を図ることが必要である。

- 2 明治記念大磯邸園について、国と地方自治体が適切に連携し、一体的に整備を促進するためには、地方自治体の実施する事業に対して、社会資本整備総合交付金による十分な予算措置が不可欠である。
- 3 相模湾沿岸には、県立大磯城山公園など政財界人の邸園等の地域資源が集積しており、NPOによる保全等の取組も活発である。明治記念大磯邸園の管理運営は、こうした取組みと連携を図るとともに、国の「ガーデンツーリズム」制度に登録された「湘南邸園文化ツーリズム」を推進するなど、地域の活性化に向け、明治記念大磯邸園の整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮することが必要である。

【明治記念大磯邸園 位置図】



(神奈川県担当課：県土整備局都市公園課)

Ⅷ-8 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用（国営公園の早期設置）

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

- 1 三浦半島国営公園の早期実現
首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。
- 2 三浦半島における緑の保全・活用の促進
首都圏広域地方計画及び首都圏整備計画に基づき、三浦半島の緑の保全・活用の促進のための施策の充実を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

国においては、これまでも近郊緑地保全制度により三浦半島の緑の保全に取り組んでおり、現行の「首都圏広域地方計画」においても、三浦半島の緑は首都圏の水と緑のネットワークを形成する重要な緑地として保全・活用の重要性が認識されている。

一方、本県では、「三浦半島公園圏構想（平成18年3月）」において、三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指すこととし、この地域の目指す姿を県政運営の総合計画である「かながわグランドデザイン基本構想（平成24年3月）」に位置付け、政策展開を図っている。

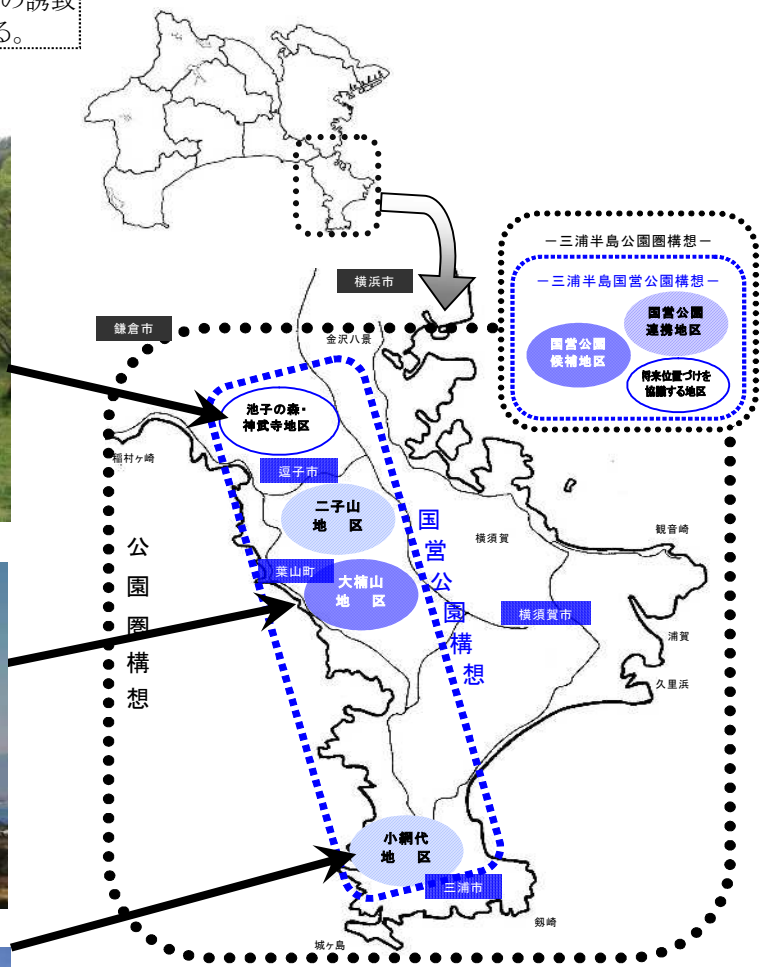
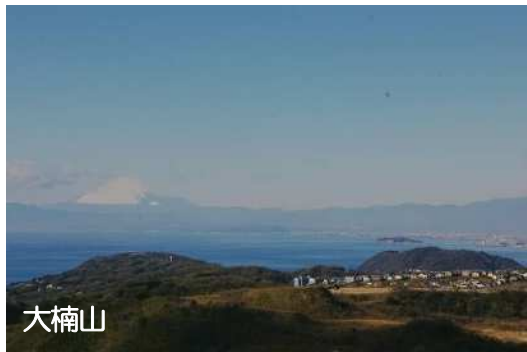
近年では、平成26年7月に小網代の森がオープンし、環境学習の場等として活用され、また、平成27年2月には池子の森自然公園が米軍との共同使用として一部開設されるなど、三浦半島の緑地空間の保全・活用は、着実に進んでいる。

こうした地域の取組とあわせ、国が三浦半島の水と緑のネットワークの中核として国営公園を設置することは、半島の豊かな文化、産業、人的資源などとの連携による相乗効果が期待でき、国及び本県の目指す地域の姿の実現に大きく寄与するものであることから、国営公園の設置を要望するものである。

また、併せて三浦半島における緑の保全・活用を促進するため、近郊緑地特別保全地区の土地の買入れに対する財政支援など施策の充実を要望する。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



VII-9 地域交通サービスの維持・確保に向けた支援

提出先 国土交通省

【提案項目】

地域公共交通計画策定が努力義務化されたことを踏まえ、国は、地域公共交通計画策定・実施に向けた地方の取組を積極的に支援するとともに、十分な予算措置を行うこと。

また、地域公共交通確保維持事業について、地域が必要と認めた交通サービスによる事業実施が可能となるよう、補助要件の緩和や拡充を図るとともに、十分な予算措置を行うこと。

【提案理由等】

少子高齢化や人口減少、運転者不足の深刻化等により、地域交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、地域における持続可能な旅客運送サービスの提供を確保するため、地域公共交通計画策定・実施に向けた地方公共団体の取組に対し、引き続き積極的な支援を行うとともに十分な予算措置を行う必要がある。

地域公共交通の維持や確保に向けた取組は、これまでも市町村を主体として行われており、コミュニティバスやデマンド交通といった輸送手段の導入も行われてきたが、地域公共交通確保維持事業は、交通不便地域の指定や新規運行の開始といった補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、活用ができないという課題がある。

そのため、地域公共交通確保維持事業の補助要件の緩和や拡充を行うことにより、地域の実情に応じた輸送手段の導入を支援するとともに十分な予算措置を行う必要がある。

Ⅷ-10 安全・安心に利用できるみちづくりの推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

交通事故の多発や高齢化の進展などを踏まえ、安全・安心に利用できるみちづくりを推進するため、交通安全施設等の整備に係る事業について、次の措置を講じること。

1 安全な歩行空間の整備推進

歩道未設置箇所への歩道整備など、通学路を始めとする歩行空間の交通安全対策を効果的に実施するため、十分な予算措置を講じること。

2 歩行空間のバリアフリー化の推進

段差のない歩道や幅の広い歩道を整備し、高齢者や障がい者など誰もが円滑に通行できる歩行空間を確保するため、十分な予算措置を講じること。

3 安全で快適な自転車通行空間の整備推進

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用し、自転車通行空間の効率的な整備を進めるため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

歩行者や自転車の安全・安心を確保するため、学校関係者（教育委員会、学校、PTA）、警察及び道路管理者による通学路の合同点検の結果を踏まえた通学路交通安全プログラムに基づく対策などを着実に進めるとともに、千葉県八街市の事故を受けて実施した合同点検に基づく対策を早急に講じるため、本県及び市町村へ十分な予算措置が必要である。

通学路における歩道の整備状況

施工前



施工後



(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課)

VIII-11 インターチェンジ接続道路の整備推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

自動車専用道路の整備効果を周辺地域に波及させるため、インターチェンジ接続道路等の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

- 1 新東名高速道路 I C 関連事業の推進
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)〔伊勢原大山 I C 関連〕

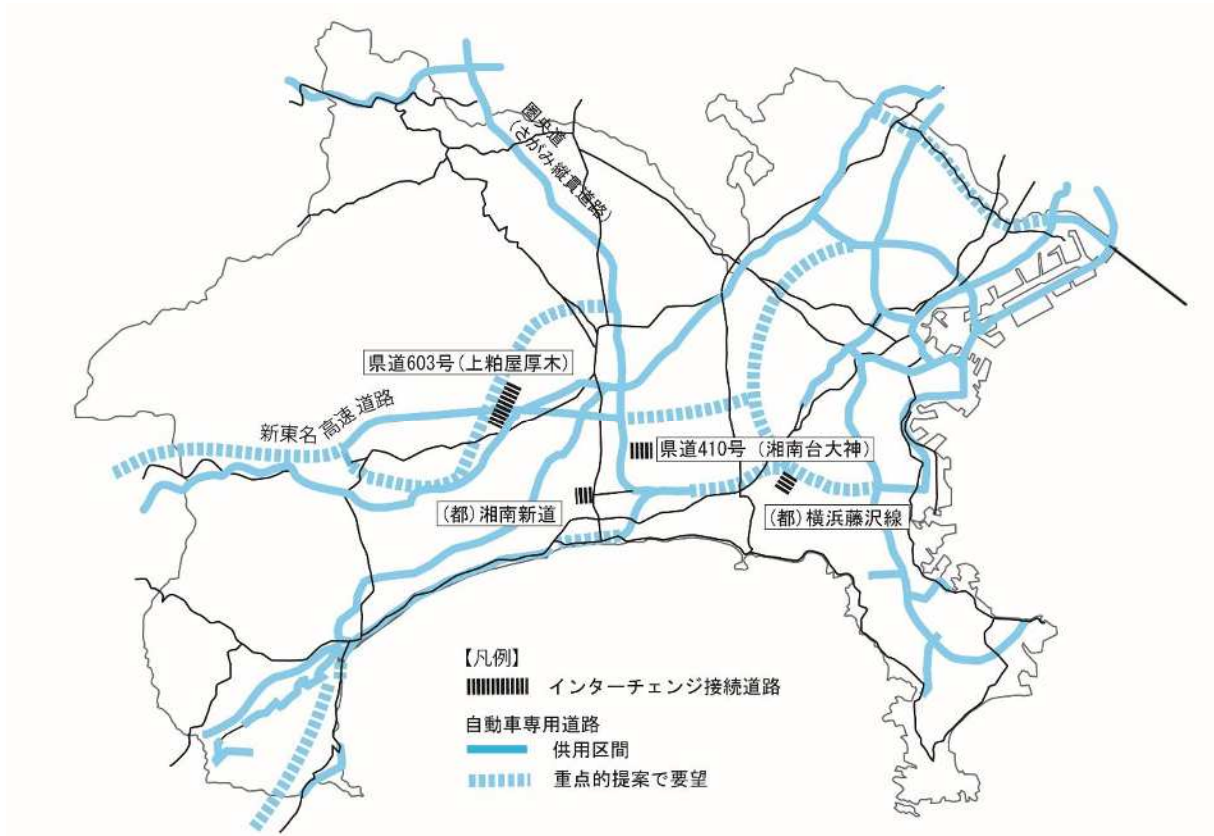
- 2 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連事業等の推進
 - ・ 都市計画道路 湘南新道〔寒川南 I C 関連〕
 - ・ 県道410号(湘南台大神)〔寒川北 I C 関連〕
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線〔(仮称)栄 I C・J C T 関連〕

【提案理由等】

本県では、各地で深刻な交通渋滞が発生しており、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした状況を抜本的に改善するため、新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道などの自動車専用道路網の整備が進められているところであるが、その整備効果を周辺地域に波及し、広域的な交通利便性向上を図るためには、インターチェンジや工業団地への接続道路の整備を積極的に推進することが不可欠である。

そこで、補助事業や社会資本整備総合交付金による重点的な支援、十分な予算措置を講じることが必要である。



VIII-12 地域の交流・連携を支える路線の整備推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

- ・ 国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・ 国道16号 追浜駅交通ターミナル整備事業
- ・ 県道22号(横浜伊勢原)
- ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔上郷立体〕
- ・ 県道64号(伊勢原津久井)
- ・ 県道78号(御殿場大井)
- ・ 県道410号(湘南台大神)〔ツインシティ大神地区〕
- ・ 県道601号(酒井金田)
- ・ 県道611号(大山板戸)
- ・ 県道709号(中井羽根尾)
- ・ 県道701号(大山秦野)
- ・ 都市計画道路 安浦下浦線
- ・ 都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- ・ 都市計画道路 金子開成和田河原線
- ・ 都市計画道路 城山多古線他
- ・ 都市計画道路 穴部国府津線他
- ・ 都市計画道路 座間南林間線
- ・ 都市計画道路 西海岸線

【提案理由等】

企業活動の活性化や観光振興を図るとともに、県民の日常生活を支えるためには、自動車専用道路網と合わせて、交流幹線道路網等を体系的に整備していくことが不可欠である。

本県では、道路部門の実施計画に基づき、選択と集中を図りながら、効率的・効果的な整備に取り組んでおり、インターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える路線についても、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

着実な流域下水道整備と未普及対策が必要な市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道施設の老朽化対策、また、下水道事業推進による良好な環境の創造を推進するため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の一層の推進

改築更新や未普及対策などの下水道事業を一層推進するため、十分な予算措置を講じること。

2 改築更新に係る国庫補助の継続

改築更新に係る国庫補助については、下水道施設の老朽化対策など事業の執行に支障が生じないよう国庫補助の継続を講じること。

3 交付金制度の充実

- (1) 汚水管きょの新設及び改築更新について交付対象を拡充すること。
- (2) 地域特性に配慮した交付金制度を創設すること。
- (3) 排水設備の設置促進に向けた交付金制度を拡充すること。
- (4) 単独処理場への支援を強化すること。
- (5) 雨天時浸入水対策の推進のため交付金制度を充実すること。

4 温室効果ガス排出削減に向けた取組への支援強化

最新技術を取り入れた省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する交付金制度の拡充や更なる技術開発などに取り組むこと。

【提案理由等】

1 下水道事業の一層の推進

(1) 改築更新

老朽化した下水道施設が増大し、大量に耐用年数を迎えるなか、その改築更新には多大な費用を要する。

既存施設の破損・機能停止を未然に防止するためには、計画的な点検による異常箇所の早期発見や、改築等により適切な予防保全対策を講じる必要があり、重点事業に位置付けるなど国による十分な予算措置が必要である。

(2) 未普及対策

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村を中心に未普及地域の解消が課題となっている。

市町村は汚水処理施設整備についての10年概成のためのアクションプランに基づき着実にを行う必要があり、国による十分な予算措置が必要である。

2 改築更新に係る国庫補助の継続

下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、今後、老朽化が進む下水道施設の計画的な改築更新は、安全で衛生的な県民生活を実現するうえで不可欠であることから、下水道施設の

改築更新に係る国庫補助の継続が必要である。

3 交付金制度の充実

(1) 污水管きよの新設及び改築更新における交付対象の拡充

現行では、交付対象が主要な管きよに限定されており、枝線管きよの整備や改築更新を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充等が必要である。

(2) 地域特性に配慮した交付金制度の創設

地形が急峻な地域では、平坦地に比べポンプ施設等の設置が増大し多大な費用を要すること、観光地では、より早期に下水道の整備促進を要すること等、これらの地域特性に配慮した新たな交付金制度の創設が必要である。

(3) 排水設備の設置促進に向けた交付金制度の拡充

市町村が整備した下水道に、土地所有者等が整備し接続する排水設備の設置工事が負担となっており、接続率が上がらない課題がある。このため、土地所有者等が行う工事に対し、交付金制度を拡充するなど、国の支援強化が必要である。

(4) 単独処理場への支援強化

処理場を所有している市町村では、処理場施設の整備や老朽化した施設の改築更新など、財政的負担が大きく市町村の財政を圧迫していることから、単独処理場に対する国費率を流域処理場相当に引き上げるなどの支援強化が必要である。

(5) 雨天時浸入水対策の推進のための交付金制度の充実

分流式下水道では、雨天時浸入水の増大による汚水の溢水や公共用水域への流出が課題となっており、国では、これらの対策に係る調査など、一部を交付対象としたが、対策には、長い期間と多額の費用を要することから、交付金制度の拡充や長期にわたる支援などが必要である。

4 温室効果ガス排出削減に向けた取組への支援強化

2050年カーボンニュートラル社会の実現を目指し、温室効果ガス排出削減の観点から、施設の新設や改築更新の際に、最新の技術を取り入れた省エネルギー効果の高い設備や小水力発電等の再生可能エネルギー設備の導入に対するインセンティブが働くよう、交付金制度の拡充や信頼性・経済性の優れた技術の開発など国による支援強化が必要である。

VII-14 計画的な市街地整備の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業の推進
道路、公園等の公共施設と宅地の一体的・総合的な整備により、良質な都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業に対して十分な予算措置を講じること。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の推進
土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対して十分な予算措置を講じること。
- 3 市町村のまちづくり事業の推進
各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図り、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、市町村のまちづくり事業に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、人口減少と超高齢社会を乗り越えるとともに、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の特徴を生かし、安全・安心でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

- 1 土地区画整理事業においては、県内の交通インフラ整備が進む中で、産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、十分な予算措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業においては、民間による計画的な事業進捗を図り、コンパクトなまちづくりに資する鉄道駅周辺における都市機能の更新を確実に進めるため、十分な予算措置が必要である。
- 3 市町村のまちづくり事業においては、都市機能や居住環境の向上に資する取組等に対する総合的・集中的な支援や、個性あふれるまちづくりの総合的な支援による都市の再生を推進するため、十分な予算措置が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局都市整備課)

【提案項目】

公営住宅の適正な維持・運営管理の推進に向けて、「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」に基づき、県営住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅セーフティネットとして、真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、次の措置を講じること。

1 安全・安心確保や長寿命化に向けた改善工事の推進

予防保全型の維持管理を進めるため、国の長寿命化計画に位置付けられた屋上防水や外壁塗装等の修繕工事について、十分な予算措置を行うとともに、現在の交付要件を緩和し、機能や仕様を改善することを必要としない、経年劣化した施設の原状回復工事にも交付できるようにすること。

2 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化

他の入居者との公平性を確保するため、障害者専用住戸において障害者がいなくなった世帯が、自発的に住み替えない場合に、明渡しを請求できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確にすること。

3 共益費の位置付けの明確化

入居者の共益費支払義務について、公営住宅法上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合に、明渡しを請求できるようにすること。

4 残置物の取扱いの明確化

単身入居者が死亡した場合に、残置された家財等の処分を行う旨を公告すれば、相続人の同意がなくても家財等の処分を行えるよう、公営住宅法上の規定を整備すること。

【提案理由等】

- 1 適切な維持管理を推進するために、長寿命化計画に位置づけた改善工事がすべて実施できるよう、十分な予算措置が必要となる。また、国の交付要件を緩和し、幅広く改善工事が実施できるようにする必要がある。
- 2 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 3 現在、共益費については、公営住宅法に明確な規定がないため、各団地の自治会が集金しているが、入居者の高齢化の進行による自治会役員の成り手不足により、その徴収に困難をきたしつつある。公営住宅を適切に管理・運営するため、共益費についても家賃と同様に事業主体への支払い義務を明確化するとともに、滞納の事実をもって明渡し請求を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。
- 4 単身入居者が増加しており、住宅に家財等を残置したまま死亡する事案も発生している。そのような場合に、残置された家財等の取扱いに苦慮しており、相続人の同意がなくても家財等の処分を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 住宅確保要配慮者に対する施策の充実

- (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、新たな住宅セーフティネット制度の実施に当たっては、要配慮者に対する居住支援が重要であることから居住支援協議会や居住支援法人の活動等に対する支援措置の充実を引き続き図ること。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給について、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を引き続き図ること。
- (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。

2 社会資本整備総合交付金等の充実

公営住宅の整備やストックの有効活用及び市町村が定住促進や多世代居住を目的として実施する住宅リフォーム補助など、地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。

3 空き家対策の充実

空き家対策の円滑な実施のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき取り組む市町村等に対し、弾力的な活用が可能な支援措置の継続と充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 (1) 本県では、高齢者等のほか、ひとり親世帯や低所得の若年単身者も増加する状況にあるなど、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保が的確に図れるよう、新たな住宅セーフティネット制度を推進している。しかし、要配慮者に対する居住支援が現状では十分とは言えず、賃貸住宅の家主と要配慮者双方が安心して貸し借りできる環境も整っていないことから、要配慮者への支援に当たっては、居住支援協議会と居住支援法人の持続的な活動等に対する補助制度などの支援措置の充実が引き続き必要である。
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、供給を今後も促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助などの支援措置の充実が必要である。
 - (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅は、地方自治体の家賃対策補助が前提となっており、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担割合の引上げなど、制度の充実が必要である。
- 2 本県及び市町村では、地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、

制度及び国費の配分の充実が必要である。また、本県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。

- 3 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組を円滑に実施するため、「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」といった市町村や団体の取組などへの支援措置を継続し、その内容を充実させることが必要である。

【提案項目】

1 観光地の活性化を図る路線の整備推進

「観光立県かながわの実現」に資するため、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、観光地の活性化を図る路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

(1) 「城ヶ島・三崎」

・都市計画道路 西海岸線〔三浦半島の南北軸の形成〕

(2) 「大山」

・県道603号(上粕屋厚木)〔新東名高速道路とのアクセス向上〕

(3) 「大磯」

・国道1号〔大磯～二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸〕

・都市計画道路 湘南新道〔湘南地域の東西軸の形成〕

2 ナショナルサイクルルート（太平洋岸自転車道）のサイクリング環境の向上

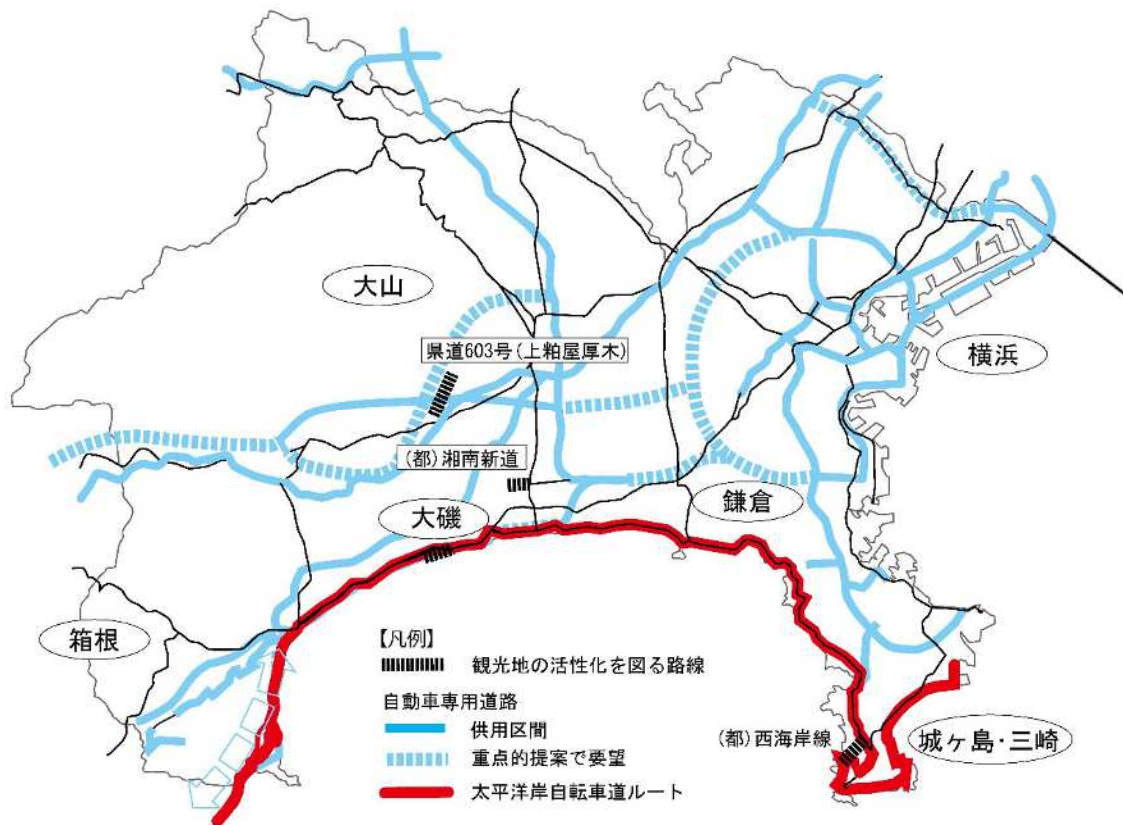
ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道において、サイクリング環境の向上などに向けた取組を推進するとともに、必要な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県では、横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的な国際的観光地を創出するため、「城ヶ島・三崎」、「大山」及び「大磯」を新たな観光の核づくりの構想地域として認定し、地元市町と協力しながら、観光の核づくりを進めている。

ポストコロナを見据え、観光地の活性化を図るためには、観光地にアクセスする道路等をさらに整備していくことが必要である。

2 ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道を、地域の魅力の一つとして広く発信するとともに、サイクリストが多く訪れることが想定されることから、引き続き、サイクリング環境の向上を図る取組を、国、県が一体となって推進する必要がある。



城ヶ島・三崎



大山



大磯

観光の核づくり

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

VII-18 港湾整備事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

本県は、湘南港、葉山港、真鶴港、大磯港の4つの地方港湾を管理しており、地域活性化に資する港湾施設の整備促進について、次の措置を講じること。

- 1 各港湾の連携への支援
本県が進めている、港湾を活用した、海から観光振興を図る「かながわ海洋ツーリズム」の取組を支援すること。
- 2 地域の賑わい・活性化に資する港湾施設整備の推進
地域の賑わい・活性化をする上で必要となる係留施設や外郭施設などの港湾施設整備に、確実な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、港湾などを活用して、海から観光振興を図る「かながわ海洋ツーリズム」の取組を進めており、オリンピックを契機に、各港湾の連携による観光振興に向けた取組をさらに進めていきたいと考えている。

そこで、本県の取組に対し、国が先進的に取り組んでいるクルーズ振興に関する情報提供など、国の支援・協力が必要である。

また、こうした取組を支える港湾施設の整備促進に対して十分な予算措置が不可欠である。



(神奈川県担当課：県土整備局河港課)